

366  
Ky.995k  
8



0036072-001

366-Ky995k

各国労働界の情勢

協調会調査課・編


協調会

1926, 1927年


1928

AGF











II-30-76

協調會調查課編

一九二六年  
各國勞働界の情勢

協調會發行

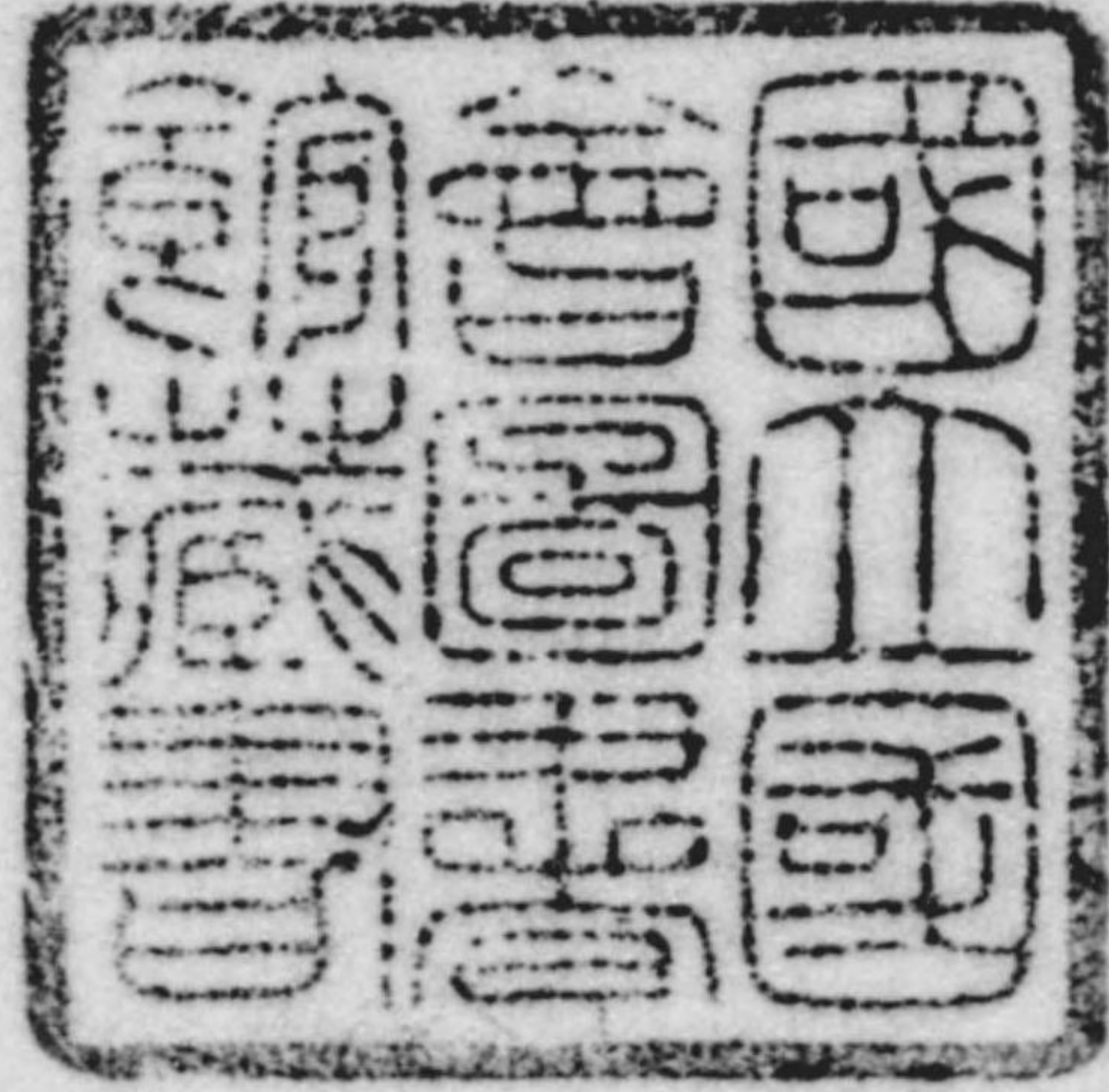


一九二六年  
各國勞働界の情勢

協  
調  
會  
發  
行



366. Ky995 k



33521

目次

労働組合及労働者運動

イギリス

炭坑国有案、炭坑調査委員会報告、炭坑争議願末、獨立労働黨の新政策、獨立労働黨大會、全國少數派大會、労働組合大會、労働黨大會、自由黨労働組合聯盟、左翼結成大會、全國坑夫單一組合運動、英露組合關係、一九二五年罷業統計、一九二五年労働組合統計、造船業の罷業防止案、鋼鐵業和解制度、婦人労働組合の大會。

カナダ

一九二五年労働争議統計、労働組合統計、産業労働評議會大會。

オーストラリア

労働争議統計（ニュージーランド、ニューサウス・ウェールズ）。

印度

労働組合大會、労働組合統計、ボンベイ争議統計。

目次



アメリカ合衆國……………七九

炭坑罷業解決、労働總同盟年次大會、パッサイック大罷業、パッサイック罷業解決。

ド イ ツ……………八八

建築労働者組合聯合大會、G・D・A・A・B大會、基督教鐵山労働組合、ルール炭坑  
争議、各種産業の労働組合大會、智的労働團體の近狀、一九二五年労働争議、總同  
盟加盟組合員數。

フ ラ ン ス……………一〇一

社會黨大會、C・G・T・Uの示威運動、佛蘭西最高労働會議、官吏組合全國聯合大會。

イ タ リ ア……………一〇九

フアスシスト労働組合發展、フアスシスト産業團體公認、産業團體公認追加、フアス  
シスト恐怖政治。

ロ シ ア……………一一四

金屬労働組合第七回大會、全露労働組合中央評議會、建築労働者組合大會、農林勞  
働者組合大會、労働組合員増加、モスコウインターナショナル綱領、鐵道従業員組  
合大會、労働組合中央評議會、労働組合大會報告、一九二五年労働争議統計。

オーストリア……………一四五

労働組合全國委員會、社會民主労働黨新綱領。

ペ ル ギ ー……………一五六

一九二五年争議統計、労働組合大會、白耳義労働黨の綱領。

ス ウ ィ ス……………一六三

社會黨大會、一九二五年労働組合統計。

デ ン マ ー ク……………一六八

總同盟分裂。

ス ペ イ ン……………一七〇

労働組合活動。

ホ ル ト ガ ル……………一七二

労働組合運動。

ユ ー ゴ ス ラ ブ……………一七三



社会党大会。

ブルガリア ..... 一七五

労働組合運動統一。

ポロランド ..... 一七七

一九二五年労働争議統計。

フィンランド ..... 一七九

労働組合大会。

スウェーデン ..... 一八二

一九二四年争議統計、一九二五年争議統計。

ノールウェイ ..... 一八四

労働黨合同。

チエツコスロヴァキア ..... 一八五

一九二五年労働争議統計、一九二四年労働組合統計。

フィリッピン ..... 一八八

争議統計。

南アフリカ ..... 一八九

労働組合の發達。

### 労働法制

..... 一九二

イギリス ..... 一九二

農業労働者最低賃銀、失業保險の成績、労働黨の農業政策。

カナダ ..... 二〇一

最低賃銀法、健康保險制度。

オーストラリア ..... 二〇六

四十四時間法。

印度 ..... 二〇八

労働組合法、改正工場法。



アメリカ合衆國 ..... 二二七

鐵道労働法制定、児童労働、一週五日労働制實施状況。

ドイツ ..... 二二三

瓦斯工場及病院労働時間、老齡使用人の保護、労働者保護法案要綱、獨逸労働裁判所法。

フランス ..... 二五〇

職業紹介所法施行規則、商工業の有給休暇制、八時間法施行規則、労働者災害補償法の改正。

イタリア ..... 二五七

國有鐵道の八時間制、九時間制實施、職業組合省新設さる、労働組合法。

スペイン ..... 二七六

家内労働取締規則。

ブルガリア ..... 二八〇

強制労働制度成績。

ポランド ..... 二八八

政府の社會政策。

ベルギー ..... 二八九

印刷業の労働時間。

チエツコスロバキア ..... 二九〇

新内閣の労働政策、機械撤除と労働時間。

支那 ..... 二九二

廣東の労働組合法。

雜 ..... 二九五

イギリス ..... 二九五

フアスシスト團體、失業状況。

フランス ..... 二九三

物價低落による失業雜。



ド イ ツ ..... 三〇六  
 失業状態。  
 ロ シ ア ..... 三〇七  
 金屬産業の労働状態、農業労働者の労働状態。  
 デンマーク ..... 三一一  
 北欧諸國と社會問題。

國 際 ..... 三二五

運輸労働インターナショナル、新インターナショナル創立、アムステルダム本部會合、智的労働者國際同盟大會、八時間制五國協定、第二インターナショナル執行委員會、アムテルダム移住會議、木工インターナショナル、郵便電信電話従業員の大會、運輸労働インターナショナル大會、各國労働組合統計、英露聯合委員會、第二インターナショナルと國際聯盟、國際社會主義婦人大會、ルクセンブルグ會國際會議、スカンデナヴィア・バルト諸國組合大會、第八回國際労働會議、第九回國際労働會議。

勞 働 日 誌 ..... 三三七

## 労働組合及び労働者運動

### イギリス

#### 炭 坑

#### 國 有 案

一九二五年の大炭坑争議の結果任命された政府の炭坑業調査委員會は約四ヶ月に亘つて炭坑業の凡ゆる方面に亘つて調査を行ひ、一九二六年三月その報告を提出するに至つたが保守黨政府では、該調査委員會報告に對して關係當事者にして異論なき場合は、直ちに之を採用し、それによりて必要の立法を行ふことになつた。左に調査委員會に於て雇主及び坑夫組合双方で要求した陳述を紹介することにする。

雇主側でイギリス炭坑業の不況對策として労働者側其他に要求して居る事項は、從業時間の延長（七時間法廢止）、賃銀値下、從業條件を地方的に決定すること（全國協定廢止）、運賃値下の爲め鐵道従業員の賃銀を一九一四年の十三割五分乃至七割を低減すること、採鑛權不干涉、社會政策的立



法及び課税の中止、等であつた。

之に對して坑夫側で提出したものは實に炭坑國有案であつた。之は坑夫聯合會が、労働黨及び労働組合評議會と協力して作製したもので、その發表された本文について内容を紹介すれば、炭坑業改造の第一歩として、先づ現在の電氣調査委員會を廢して、電力及び運輸調査委員會を設置するのである。この委員會は、石炭、電氣、瓦斯、運輸、商業、労働問題の六項目に通じた専門家六名を専任委員とし、他に議長一名を置く。之は商務省の管轄に屬し商務大臣が凡て責任を負ふ。この委員會の任務は、電力(石炭を含む)及び運輸業の向上發達に關する事務を掌るのであつて、職能としては、

- (一) 電力及び運輸業の發展、需要及び殊にその發展の可能性に關する諸問題の調査
- (二) 發電所の聯絡及び送電幹線の設置及び管理
- (三) 公私の電力及び運輸事業を管理すべき條件決定
- (四) 發電、石炭副産物其他の問題調査の爲め生産科學調査局と協力すること
- (五) 電力及び運輸問題調査の結果を營業上に應用し又はその手續をとること

右の外委員會は炭坑業に關する一般問題の最終審判所としての事務も管掌する。

次に全國石炭電力生産會議と稱する機關を設ける。之は、經營當事者たる職員と坑夫及び副産物労働者との同數の代表者合計十二名位と(その選任は各團體で、左に説明する地方會議員から選出する。)電力運輸委員會代表二名とその他顧問格で中央炭坑管理局の高官及び鑛山監督長官とで組織する。議長としては、鑛務大臣又はその代理者が之に當る。

この會議は、會社の重役會議の如きもので、二週間に少くとも一回づゝ會合して、全産業の管理統制に任ずる。且前記の電力運輸委員會の職務執行を援助し、又下記の消費者會議と協議の上、産業内の全般の事務を掌り、石炭の生産及び處理の方法上最も能率的のものを採用するやう注意し、必要なる品質數量の原料供給の有無を監視するを任務として居るもので、その職務の細目は法律を以て定める。この會議は亦前記の委員會と協力して生産額、生産品の種類、工場形式、その他の事項に關する事務を分擔する。而してそれらの事項に關する最後の決定權は、前記の如く電力運輸委員會にあるのであつて、資本支出が一定額を超過する場合にも亦委員會の許可を要するのがある。

炭坑夫側の國有案で、生産上右の機關に次いで重要なものは、地方會議である。地方會議は、石



炭電力生産會議が電力運輸委員會と協議の上必要と認められた地方に設置するのであつて、生産會議の任命した議長及副議長各一名、筋肉労働者代表六名、技術及び經營従業員代表六名、及び顧問格として同地方の主務官と鑛區監督官とで組織する。而してその職務は生産會議で隨時廻附した事務を處理するので、例へば、同地方の當該産業經營管理の監督の如きを任務とする。尤も資本支出に關しては、生産會議で定めた一定額以下のものでなければ取扱はない。それは、その他の資本支出に關する事務は生産會議が電力運輸委員會の許可を得て處理することになつて居るからである。前述の『同地方の主務官』といふのは、地方會議で任命するのであつて、之には生産會議の許可を要する。

次に従業場には、坑口委員會又は工場委員會を設置するのであるが、それは、(イ)理事、副理事及び營業理事(ロ)地方會議の指名せるもの二名(ハ)炭坑又は發電所の従業員を選出せるもの四名で組織し、二週間に少くとも一回の會合を催して、經營者側に對して(一)安全、保健其他、(二)生産及び設備の如きそれに関連せる問題に關して勸告をするのを任務とする。鑛山工場經營上の最後の責任は理事にあるのであるが、その場合地方會議の決定を仰ぐ必要がある。

斯くして中央と地方の經營機關の關係上改むべき點は、隨時改善して行くのであるが、案全體の趣旨としては、各炭坑に對して出来るだけ融通の利くやうにし、斯くして各地の異つた事情に適應する餘地を存したのであつた。しかし地方會議の活動は、生産會議の一般方針に準據すべきは勿論である。

尙ほ右の外に、價格、運賃、分配方法等消費者側に關係ある問題を處理する爲め、消費者會議を設置することになつて居る。之は鑛務大臣又はその代理者を議長として、石炭電力を使用する産業の雇主及労働者、地方當局者、消費者組合、輸出業を代表すべき團體の代表者及び有給(政府から給與する)書記一名で組織するのである。この機關は、電力運輸委員會に對して需要の變動及び石炭電力使用者の要求に關して建議をすることが出来る。

石炭電力生産會議と消費者會議とは隨時會合を催して、價格賃銀の交渉及び下に説明する如き石炭及び電力配給に關する諸問題の考究に努める。尙ほこの他に坑夫側の提出した案には、生産會議と價格の交渉をする爲め副産物使用者の委員會も設けたいと云つて居る。

以上の如く多くの問題は、生産會議と地方會議とで協議の結果決定されるのであるが、殊に重要問題たる労働賃銀と販賣價格に關しては、先づ賃銀率を變更せんとする場合には、その旨生産會議



に申告しなければならぬことになつて居る。しかし生産會議には賃銀問題に關する決定権はないので申告のあつた事實を消費者會議に通告するのである。而して兩會議から同数の委員を出して聯合會議を開き、その場で労働者側代表が要求事項の陳述を行ふのである。その結果、聯合會議大多數の人々が賛成した場合には、始めて賃銀率變更が出来るのである。もしその際何等の決定に達しない場合には、兩會議から關係當事者の同意をした人員と條件とで組織した特別の裁判所に廻附する。而してこの裁判所は、問題の事實審査を行つて之を報告し、解決條件の勧告をする。この勧告を直ちに解決條件となすか、或ひは之を基礎として今一度交渉を重ねることになるのである。

價格の決定は、生産者(販賣人)と消費者(購入者)とで組織した機關で調節法を講じ、生産費等に關聯した各種の事實を考慮して決定する。價格變更の場合には、既に調査せる生産費を基礎として生産會議及び消費會議間で協議することになつて居る。もしそれで交渉不調の場合には、商務大臣又はその任命した中立の審判機關で決定する。

分配問題に關しては、坑夫側の案では、先づ從來各會社又は個人が私有して居つた貨車の利用を主張して居る。全國石炭運搬用貨車の約二分一は、私立會社又は個人の私有してゐたものでそれが

爲め、その會社又は個人の營業不況の際は、全然使用せず、従つて全國の炭價にも之が影響したのであつたが、今回の案ではこの弊害を除去する爲め、生産會議に配車事務を取扱ふ權能を賦與することになつて居る。次に生産會議の石炭販賣部は家庭用の石炭を安價に消費者に供給するやう努めなければならぬので、それは地方當局者の手で行はせることになつて居る。即ち各地方官廳では石炭分配委員會を設置し、それには生産者側の代表をも参加せしめて、それによつて家庭用石炭供給上の節約を行はしめるものである。其他石炭輸出等の爲めには、特殊の委員會を設けて之を管理せしめるか、或ひは現在の輸出業者で組織した公共事業會社を創立してそれに委任するか、とにかく全國の統一機關を設置する。而してそれは、生産方面の機關とは全然關係なく、消費者會議の管下に屬さしめるのである。

炭坑國有の爲めの買収費は凡て政府の株券で賣主に渡されるのであるが、その他炭坑業發展の爲めに要する費用は政府の保障附の公債を發行して支辨する。尤もこの償還は、發行後數年間には行はないことにする。而して償還後は、償還基金に充當したものを炭坑業擴張費にあてる。

以上の如くにして、從來國有案に對する非難の中心たりし官僚主義化を避けると同時に、消費者



及び労働者自身の利害を産業のそれと一致せしめるのが労働者側提出の國有案の眼目であると云はれて居る。

### 炭坑調査 委員報告

一九二五年炭坑争議の結果、同年九月五日保守黨政府が任命した炭坑業調査委員会は、去る三月初旬の報告を発表するに至つた。左にその大要を労働省ガゼットの記事に基いて紹介することとする。

報告書は二百九十四頁の小冊子で、全部を二十二章に分ち、外に九種の附録があるが、先づ炭坑業の現状に關するところで、今日のイギリス炭坑業は國內の需要といふ點では、戦前に比して大差ないことが報告されて居る。而して戦後人口の増加と産業の發展とが相俟つて石炭の需要は増加した筈であるが、それが戦前と大差ない原因は、石炭使用方法の改良され、且鋼鐵業及び造船業の不況の結果であると云つて居る。一方、一九二四年度に於ける海外市場の需要状況は、一九〇九—一三年に比すれば、七パーセント半方の減少になつて居る。殊に一九二五年度になつては、イギリスのみならず、各國炭坑業は不況に陥つて居るが、その原因は、歐洲各國の産業の不況と、ロシアの輸入炭需要の全然なくなつたこと、ドイツに於て褐炭産出の増加、及び各國新炭坑の開發とであ

ると云はれて居る。

國內に於ける産炭の形況は、サウスヨークシア及びノツチンガム新炭坑採掘開始の結果、目下年額約一千百萬トンを生出し、やがては二千二百萬トンに達する豫定である。斯く國內の需要増加せず、海外需要の減少せると同時に、炭坑従業員合計は一九〇九—一三年當時の平均百〇四萬八千人から一九二五年の百十五萬六千人即ち一割以上の増加を示して居る。尙ほ、一九二三年フランスのルール占領の結果イギリス炭坑業は一時やゝ好況となつて、會社側利益は増加し、協定賃銀も十一パーセントを値上するに至つたが、一九二五年の前半期にはルール地方も平常に復すると共にイギリス炭坑業は再び不況となり、炭價は下落し、營業は引合はざる如き状態に陥つた結果、イギリスでは、九ヶ月間國庫補助金を下附して救済をはからざるを得ざるに至つた。補助金額は、一九二五年中の平均は最初トン當り二シリング六ペンスであつたが、年末の三ヶ月間には三シリングに達し炭坑業者をしてトン當り一シリング六ペンスの利益を獲得せしめ、勞銀も維持され、炭價も一般に下落の傾向をたどるに至つたのであつた。

次に調査の結果として、現在炭坑業不況の對策を論じ「過去百餘年間に亘つて國家經濟力の根本



たりし炭坑業は今や一大難關に面して居る。斯くの如き状態の原因は……政治的不安や、坑夫の生産制限や、炭坑經營上の無能に歸すべきにあらずと雖、一方、炭坑業組織上何等改善の餘地なく、唯實行し得べきは賃銀値下と時間延長のみなりとの炭坑主側の意見も首肯し難し」となし、將來の對策として、左の要項を推薦して居る。

現在のイギリス炭坑中には經營方法の甚だしく時代後れのものがあり、殊に多數の炭坑は餘りに小規模であつて生産上一定の標準を維持すること難く又設備經營上にも缺點あるものも少くない。且石炭利用法も科學的ではなく、毎年全産額の約五分四はそのまゝ國內に於て消費され、油類其の他貴重副産物を空しく煙となして居る。即ち、採掘及び利用方法の研究に於て甚だしく不満足の状態にある。將來、炭坑業は宜しく他の産業——瓦斯、電気、無煙燃料、油類、化學工業產品、衝風爐、コースク爐等の産業と密接の關係を持つて經營すべく、又、販賣制度及び運輸方法も現狀のまゝでは費用多くこの方面に於ても改善の餘地がある。

以上の如き缺陷を改良すべき方法として、坑夫聯合會では國有案を提出して居るが、該案が果して實行し得べきか、又、社會的に有利なものであるかは、疑問であると云ひ、従つて、炭坑私有制

度を持続するものとして左の改良方法を勧告して居る。

### 一、礦物國有

從來の私有制度の缺陷を矯正する爲め、石炭國有を主張する。即ち國有は、市場價格あるものは購買により、未だ採掘せずして市場價格なきものは國有の宣言によつて之を行ふ。現存の炭坑中間もなく廢坑となるべきもの、及び現在採掘せず將來も發達の見込なきものは購買せず。過當なる賠償の要求を防ぐ爲め相當の手段を講じる。礦物國有及び經營の爲め礦務局管下に炭坑委員會を設置する。

### 二、炭坑合同

現在小規模に經營せる炭坑の多數を合同することは實行し得べきことであるが、之は、自發的に行ふことも出来るが、外部から援助して始めて實現し得る場合が多い。專斷的に合同を強制することは危険であるから、合同の實行はなるべく臨機應變の處置をとる事にする。國家が一度礦物の所有權を獲得した際は、使用權の許可や書換の際合同を行ふことが出来る。合同の際當事者の不服又は不當の要求の爲め合同を行ひ得ざる場合に強制的に權利の讓渡を行ひ得べき立法を創定



しなければならぬ。其の場合に於ては、現在有効の使用権はそのまゝにする。

### 三、産業間の聯絡統合

炭坑業に關係ある諸種の産業間の關係を一層緊密ならしめる。之は極めて専門的の智識を要する問題で政府の電氣政策なども、宜しく炭坑發電事業と聯關して考究すべきである。全國の燃料、電力、照明などの問題を不斷に研究する爲め特に機關を設ける必要もあるし、又諮問機關として全國燃料電力委員會を設置せんことを提案する。

### 四、調査

現存の調査機關を擴張して、國家補助の下に炭坑業自身で之を行ふことにする。而して目下緊急問題たる石炭採掘及び利用の新方法を研究し、以て炭坑業の復活、從業條件の改善に資すべきである。低溫乾餾法などの發達によつて家庭用工業用の無煙燃料の生産や多量の國產礦物油の供給などが出來たならば非常な利益であらうし、國家としては、之が研究を奨励して營利事業として成立つやう心懸け必要な場合には實驗的研究に對しては財政的援助を與ふべきである。

### 五、分配

從來炭坑業は、自由競争の結果當然得らるべき利益を損失して居つたが、將來消費組合的販賣機關を設けたならば多大の利益があるものと認められる。殊に輸出貿易上に於てさうである。政府は、内國及び對外貿易上指定及び保證附販賣制度を奨励する爲め、石炭の見本作製及び分析を掌る公設の機關を設くべきである。

地方當局者をして石炭小賣業經營を許可すべきである。

鐵道の礦物輸送用貨車を改良して貨車の所有權を統一する爲め、運輸省及び礦務局の常設の聯合委員會を設置すべきである。

### 六、労働状態

(イ) 最近の賃銀協定は、原則に於ては缺點はないが、賃銀率査定の方法に多少修正を要する。炭坑で販賣する石炭の多くは、炭坑業に關係ある産業に賣却されるが、その引渡價格に關して改良を要する點がある。

(ロ) 労働時間の標準は、目下七時間半であるが、之は改正の必要は認めない。唯、一週間の労働時間を如何に日割にするか、即ち從來の一週六日間でなく、一週五日間にして何時間づゝに



するかを研究する必要がある。交代制度も擴張すべきである。

(ハ) 聯合坑口委員会を一般に設置すること。

(ニ) 地下作業以外の労働者の賃銀支拂方法を改良して、生産額に直接利害關係を感ぜしむるやうにすること。

(ホ) 家族手当制度は、全国的にも地方的にも採用を可とする。家族ある既婚者が雇傭に際して不利の立場にあるを防ぐ爲め、利益合算制度をとること。

(ヘ) 一般に利潤分配制度を採用し株券を労働者に配當することを法律を以て施行すること。

(ト) 新炭坑に於ては、労働者の住宅支給を使用権許可の條件とすること。

(チ) 一般に坑口に入浴場を設く此の費用は坑夫福利基金で支辨すべきであるが、それが爲め採掘権者から相當の金額を基金に譲出せしめること。

(リ) 商況恢復の際は、有給定例休暇を支給すること。

今回の炭坑調査委員会の報告の要點は大體右のやうなものであつたが、尙ほ差當つて爭議の解決策として、一九二五年の爭議の結果として同年八月以來支給し來つた國庫補助金の繼續は理由なき

ことで、九ヶ月の期間満了と共に停止すべきであるが、炭坑主側の要求たる賃銀値下や時間延長や其他生産費の節約及び鐵道運賃値下(之は従業員の賃銀値下によりて行へと云ふのである)などは賛成し得ないと云ひ、斯くの如き要求は、將來の炭價を過少に見積つたから出るのであつて、調査委員会としては、労働時間を現在のまゝにして置くならば、一九二四年の協定による割増歩合を變更する必要を認めて居る。即ち、従來の『最低割増歩合』は、所謂最低賃銀とは異なるものであつて低賃労働者に対する生計維持手当は繼續して居るのだから前者を減しても差支へないと云ふのである。而して、斯く賃銀の値下を行つても、現在の狀況では利益はあがらないが、しかしその損失は經營方法の改善によつて補はれる筈であると。

尙ほ労働者側にして時間延長に反對しないならば、政府は之を許可するであらうが、そんなことは到底あり得ないし、又、賃銀率は各地方で相異はあるが、全國協定はあくまで繼續すべきであると云つて居る。

今回の炭坑調査委員会は、ハーバート・ルイズ・サミュエル士爵を委員長とし、ハーバート・アレキサンダー・ローレンス士爵、ウイリアム・ヘンリー・ビーヴァリツチ士爵及びケンネス・リー氏の三名



の委員から成り、陪席者として、ウィリアム・ブレース氏、エイ・イー・カットフォース氏、ウォール  
コット・ギブソン博士、エイチ・エム・ハッドスベス少将、シー・エイチ・ランダー博士が居り、労資代  
表は委員としては参加しなかつた。唯、調査の際参考人として査問に應じ、又意見を具陳したのみ  
であつた。

## 炭坑

### 争議顛末

一九二五年八月一時「休戦」状態となつた炭坑争議は、一九二六年三月炭坑調査委員  
會報告發表後交渉を重ね、四月末日に至つて政府の干渉ありしにもかゝはらず交渉成  
立せず、五月一日より全国の炭坑夫は罷業し、次いで坑夫聯合會に代つて政府との交  
渉に當つた労働組合評議會では同日總罷業案を可決し、同月四日から十二日まで九日間に亘つて全  
國主要労働組合は總罷業に参加するに至つた。

一九二五年争議の際労働組合側で計畫した總罷業は、直接總罷業を敢行するのは炭坑夫のみで、  
鐵道及運輸労働者はその後援として石炭の取扱を拒絶することによつて新たに争議を惹起して罷業  
する豫定であつた。即ち炭坑夫以外の労働者は間接に總罷業に参加するのであつた。今回の争議に  
於ても炭坑夫側では同一戦術を希望したのであつたが、之は鐵道及び運輸労働者側の反對するこ

ろとなり、こゝに全国の労働組合を二大集團に編成して、先づ「第一線」として運輸交通業全部、  
印刷業全部、鋼鐵業（金屬工全部其他石炭代用品使用機械装置に従事すべきものを含む）、建築業  
（住宅及び病院の建築、及びその材料供給に従事するものを除く）、瓦斯電氣業の一部に従事する勞  
働者をして總罷業を敢行せしめ、尙ほ保健、衛生及び食料品業に係る労働者は「第二線」として  
總罷業の發展に應じて参加せしむるやう準備を整へたまふ従業せしめて置くこととなつた。而して  
罷業命令は各加盟組合から發して、唯一般の方針のみを評議會で統轄することになつた。

今回の總罷業の失敗原因の一として印刷工を参加せしめたことが數へられて居るが、之は労働者  
側としては政府の宣傳を恐れた結果決定したことであつて、この點については、總罷業中發行を繼  
續して居つた「タイムズ」紙が嚴正中立の記事を掲げる爲め用紙を差押へられて發行不可能になつ  
たことを見ても無理ならぬ事情であつたと思はれる。

總罷業中前年以來準備怠りなかりし政府側の手配は着々成功して、交通機關の如きも示威の爲め  
空車を運轉して蓄炭を浪費するが如き事實さへあつたと云はれる。之に對して罷業者側としては總  
罷業の形勢は漸次進展して「第二線」の参加を必要とするに至つたので、斯くては總罷業の性質の政



治化するを憂慮した結果遂に十二日午後断然總罷業を中止したのであつた。労働組合評議會の發表した聲明書によれば、「今回の機會を「労働組合破碎」に利用すべく期待して居つた人々は、總罷業の繼續し且組合側が炭坑業勞資をして對等の基礎に立て交渉を再開せしめんとする今回罷業の目的を達成すべき手段を見出すべく何等の努力をなさず、罷業狀態を繼續し、遂に確執の深くなり且全國經濟生活の全然崩壊し、労働組合運動の「無條件降服」を實現し得べく又斯くして最初の目的の完全に達成し得べき状態になるべしと信じて居つたことは明らかである。萬一罷業遂行の責任ある地位にある人々にして全運動をして斯くの如き地位に陥れんには、それらの人々は甚だしき背任行為を犯せるものと云ふべきである。政府が愚かにも今回の罷業を以て憲法への挑戦たるが如く裝はしめし結果正式の交渉を不可能ならしめ、従つて爭議解決交渉の基礎として充分なる方法の發見を必要とする點に於ては罷業當事者と同一地位にある一般公衆の輿論を集中する手段を必要とするに至つた。即ちサー・ハーバート・サミュエル氏その任に當りし結果總罷業にして終了せば交渉再開の途ある旨總務委員會に納得せしむることを得たのであつた。こゝに總務委員會は、氏の措置こそ、首相の公表せる意見と相俟つて將來の行動の基礎たるべきことを確信するものである」と。

サー・ハーバート・サミュエル氏は、今回の炭坑調査委員長たりし人で、總罷業中止條件として提案した事項は、(一)暫らく補助金下附を繼續すること、(二)委員會勸告の改造案採用決定までは賃銀率の改訂をなさざること、(三)改造案決定の上萬一改造の結果財政上の地位改善せざる場合低賃労働者の賃銀を値下げせず、一方最低賃銀を決定すること、(四)失業者の就職及び救済等であつた。評議會が總罷業中止を行ふと同時に罷業中の各労働組合員は一齊に復業せんとし、之に對して雇主側ではその際に乗じて従業條件の変更を試みんとし、各地に新しく爭議の發生を見たが、首相の勸告により漸次解決して、五月下旬には炭坑夫以外は全部復業するに至つた。次いで首相は炭坑主及び組合幹部に向つて政府の調停案を明示したのであつたが、之はサー・ハーバート・サミュエル氏の案とは全然別個のものであつて、却つて炭坑夫側にとつて不利なるものであつた。この點に對して之は全然坑夫からは反對され、一方炭坑主側でも亦炭坑爭議の解決には「政治的干渉」は一切無用なりとて反對の爲め、こゝに政府としてはそれまで讓歩して居つた補助金繼續案を撤回し、從來の炭坑取締法規の改正によつて従業條件を定めることとなり、所謂「八時間法案」の提出を見るに至つたのである。斯くて政府、炭坑主及び炭坑夫の鼎立して何等なすなく、全國百二十餘萬の坑夫は



罷業状態のまま、凡ゆる艱苦を忍従しつつ、八月末日に至るも解決の曙光だに見られない状態であつた。而して争議の形勢は總罷業以前の状態に復歸して、坑夫聯合會側ではあくまで「一ペニーも値下げせず、一秒間も延長せず」との標語を唯一の政策として、炭坑主側の全國協定廢棄と八時間制復活と賃銀値下げとに對峙して居る。一方政府は炭坑八時間法案を可決し、次いで坑炭業取締法案(所謂改造案と稱せらるゝもの)を上程して、労働者側がそれらを基礎として交渉を開始すべきことを希望したのであつた。

炭坑に於ける従業時間は一九一九年の炭坑法によつて一日七時間に規定されたのであつたが、一九二六年七月施行となつた新法令によれば地下作業は最大限八時間となし、一ケ年に六十日間までは従來の七時間作業を延長して八時間作業となすことが出来るやうになつたのである。この法案が下院で可決されるや各地の炭坑會社では八時間制度による新従業條件を發表して坑夫側の復業を勸告した。全國各炭坑の大多數に於ては新賃銀率は本年四月當時實施のものと同額であつたが、ノースアンバランド及びダーラム地方は値下あり、ワーウイツシア及びカンノック・チエーズでは値上となつて居つた。而して請負制度の場合に於ては一九一九年従業時間改正の際値上げとなつた額は

今回控除されるものが多かつた。こゝに注意すべきはワーウイツシア及びカンノック、チエーズ地方であつて、之等の炭坑に於ては賃銀率は値上げとなつたのみならず、他の炭坑會社では新賃率の實施期間を三ヶ月として居るに對して九ヶ月間は變更せざる旨發表となつた結果、多少の復業者を出したことであつた。之は炭坑夫側にして云はしむれば、ワーウイツシアは労働者の組織最も不完全の地方なるに乗じて雇主側では特に良好なる條件を提示してこの地方から罷業切崩を試みんとしたものである。ヨークシアの炭坑主が最低百分率を低下したる爲め政府が八時間法案を上院に上程するを見合せた結果、再び賃銀率を改正して四月當時と同額としたのも笑止であつた。

七月中旬全國キリスト教會の代表が坑夫聯合會と協議の結果、調停を申出たことがあつた、之は教會側の發起で行はれたことであつて、國教派、自由教會派及びクエーカー派の代表的宗教家が斡旋の勞をとつて停頓状態に居る交渉を再開すべき方法を講じたものであつた、その結果坑夫側では一時従來の強硬なる態度を中止して大體左の如き條件を基礎として交渉を開始することを承諾したのであつた。

一、賃銀、時間その他の條件は四月末日と同様に直ちに復業すること。尤も解決は全國的の基礎



にて行ふべきこと。

- 二、四ヶ月以内に全国の解決を完成すること。第一項の目的を達する爲め、炭坑調査會報告起草者をして政府の財政的補助下附に關する案を作製せしむること。
- 三、改造案及び賃銀に關する細目の實行案を調査委員會をして作製せしむること。
- 四、直ちに實行し得べき改造案は直刻實施に着手すること。
- 五、調査報告中立法手段を必要とするのは直ちに政府にてその手續をなすべきこと。
- 六、第二項の期間後尙ほ當事者間に意見の一致を見ざる場合には双方代表者より成る委員會を設置し中立の議長の下に解決條件を起案せしむること。

宗教家側のこの提案は遂に政府の承認するところとならなかつた。首相はそれらの解決案が補助金下附を條件とする以上は之を採用し得ないと言明した。調停者側では補助金が不可能ならば、借款を起して行ふも差支へなき旨を説いたが遂に政府の認めるところとならなかつた。斯くして交渉を再開すべき最後の機會は失せ解決は前途遼遠の觀あるに至つた。然しながら、一度は世界の耳目を聳動せしめた全國總罷業にまで發展したこの炭坑業の大争議も、十一月下旬坑夫側の惨敗によつ

て、遂に終結するに至つた。炭坑夫側の主張たりし七時間労働制維持は、政府の新立法手段の結果早くも失望となり、次いで賃銀率現状維持も譲歩するに至り、最後に全國的協定交渉も、炭坑主側の頑強なる反對と政府の軟弱なる態度の爲め、放棄せざるを得ざるに及んで、茲に各地方の坑夫組合では地方的單獨交渉を開始して、十二月初旬には全國の坑夫は殆ど復業するに至つた。

斯く凡ての主張を放棄して、各地方の單獨交渉によつて争議を中止せんとする決議の可決されたのは、十一月十九日開催された坑夫聯合會代議員會に於てであつた。當日は、かねて政府の提出せる調停條件に對する各地方坑夫の可否票決の結果が發表さるべき豫定であつたのが、投票の結果は四六〇八〇六票對三一二〇〇票の多數で政府案反對に決し、茲に坑夫聯合會としては、「各地方をして、協定作製の爲め該地方炭坑主と即時交渉を開始せんことを勸告する」こととなり、且地方毎の交渉の結果を全國代議員會で批准するまでは正式の協定に調印せざることとし、尙ほ地方別協定に調印せざることとし、尙ほ地方別協定の原則として、左の事項を嚴守することになつた。

- (一) 基本賃率に對する各地方の百分率の決定の方法は、一九二四年全國協定と同様たるべきこと。



- (一) 標準賃銀率及び其の他の費目を控除したる後の純益の分配法は、賃銀に八七パーセント利益に一三パーセントたるべきこと。(之は一九二四年協定と同様)。
- (二) 一九二六年四月三十日施行の標準賃銀率の二〇パーセント以上の最低百分率を保障すべきこと(之は一九二一年協定の最低率と同額)。
- (三) 賃銀低廉なる日給労働者に對しては一九二六年四月と同額の生計維持賃銀を支給すること
- (四) 協定は、當事者のいづれにても一ヶ月前に豫告することによりて満了すべきこと。
- (五) 各地方は、一九二六年四月三十日に雇傭せられ居りし労働者全部の復職の爲め、一九二一年全國協定第十三項の規定による盡力をすべきこと。

右の原則中には、従業時間のことは含まれてゐないが、坑夫聯合會としては、飽くまで七時間制を主張して居るのであつて、且地方協定の期限は一ヶ年とすべしといふ意見であつた。

斯くして、十一月二十六日ロンドンに開催された全國代議員會では、坑夫聯合會としては各地方の協定作製に干渉せざることとなり、各地方は全然單獨で自己の責任に於て協定に努めることに決した。尤も當時既に地方では復業交渉開始されて居つたが、雇主側提案の復業條件甚だしく悪き爲

め代議員會では、決議としてこの事情に對して政府の注意を促すこととなつた。

十二月初頭には全國の炭坑殆んど全部に於て作業は開始されたが、従業條件に關する交渉は容易に解決しなかつた。労働時間は大體に於て七時間半に延長されたが、時には八時間法を實施せんとしたため、地方的争議を惹起したところもあつた。殊に問題となつたのは、時間延長の結果生じた冗員の處置であつた。又賃銀算定法の複雑なるに乗じて、條件の低下を企てんとした炭坑會社も少からずあり、大争議は終了しても、禍因は依然として除去せざる状態である。

### 獨立労働 黨の新政策

獨立労働黨では、かねて生活費(最低)賃銀制度の確立を以て、將來社會主義實現上の基礎的要件として、この問題を中心として凡ての理論運動の方針を決定すべきことを提案して居つたが、昨一九二五年クリスマス前週中全國執行委員會を開催して各種の問題を討議に附した際、左の如き決議を採擇するに至つた。

「獨立労働黨は、吾人の生存中に社會主義を實現することを目的とせんとする。失業の慘狀と、大戦の動亂後資本主義的産業が自らを改造することに失敗せること、有産階級と労働者間の緊張せる闘争に對する吾人の日々の經驗とこそは、實に從來の秩序が破滅に瀕せる證據とすべき



ものである。斯くの如き状態こそ、誠に自覚ある断乎たる社会主義的政策を必要とするものであつて、それこそ吾人をして舊文明より新文明への過渡期を急速に通過せしむるよう慎重なる熟考を重ねたものでなくてはならない。

従つて、独立労働黨は、茲に戦闘的なると同時に建設的精神を以て、必然的に社会的變革の起るべき凡ゆる方面に於て、社会主義の爲め努力すべきことを新たに覺悟するものである。

社会主義的政策は、貧困に對する直接攻撃に集中すべきものなりとは独立労働黨の信じて疑はざるところであつて、斯くの如き政策は、労働者こそ國民の富に對して第一の要求權を有するものなることを主張し労働によらずして所有によりて生活する人々の要求權を否認するのである。今日支拂はれつゝある半饑死的賃銀は、それ自體にしても禍惡たるのみならず、之こそやがて廣汎なる失業状態の直接原因たるべきものである。大衆が購買手段を缺乏せるが故に機械は運轉を休止するのである従つて、独立労働黨は、全労働運動を糾合して、全國「生活費賃銀」の確立に全精力を傾注し、以て労働者の爲め充分なる食糧、衣服、住宅及び文化の必要品を保障すべきことを要求する。

独立労働黨は「生活費賃銀」を以て正義の第一要求となし、それを以て、萬一吾人にしてその論理的結論に到達すべき勇氣ありとせば、迅速に吾人をして社会主義國家實現に近づかしむる力あるものと見做すものである。

高額なる貨幣賃銀も、物價を統制すべき力なきときは價值なきを以て「生活費賃銀」要求には、(イ)國營銀行組織の確立と國民の爲めの通貨及び金融制度の管理と、(ロ)食糧及び原料品輸入の國營とを必要とする。金融と原料品にして一度公共管理の下に屬せんには、生産の統制改造は可能にして、以て労働者の需要に應ずることが出来る。

賃銀を値上げして、物價を安價に維持せんには、安價なる運輸と機械力とこそ(金融及原料品とともに)産業の改造及び能率増進の鍵である。従つて、「生活費賃銀」政策には、組織統一せる事業として鐵道、鑛山及び發電所の國有を含んで居る。

「生活費賃銀」政策は、農業の改造及び發達と土地公有をも含んで居る。「生活費賃銀」制度の採用さるゝ際には、住宅の改善の要求も生ずべく、その結果建築業と建築材料生産の全國的組織化も亦必要となる。



独立労働黨は、労働者家庭より貧困の重課を除去せん爲め、「生活費賃銀」の外、進んで、直接課税による労働者の収入補助を要求するものであつて、之は、各世帯の人員數に應じて給付さるべきものである。之こそ社會的平等への第一歩であつて、やがて國民の収入を各人の必要に應じて分配するが如き事態に達すべきものである。之の結果は、富者の奢侈を制限して、貧者の子弟に對して生活上の機會均等を得せしむるものである。

以上の方策こそ實に新社會主義國家の基礎たるべきものである。

独立労働黨は、全労働運動が、直ちに委員會を設けて、文化生活の最低標準として許し得べき「生活費賃銀」を決定すべきことを提案する。而して、その標準の要求を以て、政治上産業上の政策の鍵とすべきである。

独立労働黨としては、労働黨議員は、單に政府に反對するを以て足れりとせず、進んで、凡ゆる機會を求めて、「生活費賃銀」の要求を主張し社會主義實現の唯一の方法たる如き博大なる社會主義的綱領を擁護すべきものと見做す。独立労働黨は、労働黨が、何時なりとも政權を獲得すべき機會に再會せんとする時、斯くの如き政策を提出すべきことを明言すべきものなりと思惟する

經濟上の改造に必要な措置の準備をなすべき手段は、即刻講すべく、斯くして労働者階級は猶豫なくそれを提出すべき準備を整ふべきである。

労働黨政府は少數派政府なりとてその目的を忘るべきものではない。提出せる社會政策的政策に反對すべき責任は、労働黨反對者に負擔せしむべきであつて、斯くして、民衆の貧困問題と建設的社會主義の提案とが實際政治の問題となり得るのである。

右の議會政策を主張すると同時に独立労働黨は、労働者階級が、全國最低限要求として文化生活の標準を確立せんと努力せる賃銀低廉なる労働者の後援に努むべきことを主張する。独立労働黨は、労働者の團結を鞏固にし、労働組合組織を發展せしめ、労働者階級の共同一致を確立し文化の標準を獲得すべき凡ゆる運動を助長し、必要な經濟的變革の完成せる時産業經營上の社會主義的任務を遂行する爲め、労働組合組織を完備せしむる上に協力せんが爲め、吾が黨員が各適當なる労働組合に加入し、以て熱心に労働運動の産業的方面に盡力すべきことを希望する。

独立労働黨は、その黨員が、議會内に於ても、労働組合内に於ても、公生活の凡ゆる方面に於て、又、日常の宣傳及び組織運動上に於ても、資本主義より社會主義に推移すべきこの過渡期の



政策実施の爲め、専心盡瘁して倦まざらんことを期待する。「吾人の任務は、労働運動に於ける挑戦的精神を作振し、公衆をして迅速にして根本的の變革の必要なることを理解せしむるにある。献身的奉仕と戰鬥的精神と建設的能力とによつて、社會主義を實際的現實たらしむるこそ、吾人の特權である。」

右の決議中の一部は、本年度大會に上程して、一般黨員をしてその可否の票決をなさしむる豫定である。それは家族手當に關する一項であつて、昨年度大會には、最低賃銀のことは上程されたが家族手當にまでは及んでゐなかつたのである。

尙ほ、獨立労働黨では、從來第三インターナショナルとの共同戰線組織問題につき委員會を設けて調査を行ひ、且直接共產黨側とも交渉するところあつたが、その結果少くともイギリス共產黨員の一部を動かすことを得た。昨年末の委員會に於て、この問題についても考究するところあり、次の第二インターナショナル執行委員會に第二及び第三合同案を提出することに決した。

**獨立労働黨大會** 一九二六年四月四日から三日間ウィットレーベイに開催された獨立労働黨第三十四回大會は、かねてイギリス労働黨分裂問題の喧傳されてゐた際とて、異常の興味を以

て迎へられたのであつた。

労働黨内閣以來、労働黨幹部に對する獨立労働黨員の非難攻撃は最も劇烈を極めたのであつたが今回大會に提出さるべき決議案中最低賃銀に關する廣汎なる案は全國執行委員會にて採擇後労働黨首領マクドナルド氏を初め最高幹部間に一大論議を醸した程で大會に於ては之を中心として一大問題が惹起すべく期待されて居つた。

最低賃銀案は、社會主義實現の第一歩として、最低賃銀の公定を主張したものであつて、提案者は之を以て産業運動と政治運動とを統一結束すべき一大動力となさんとしたものであつた。大會の討議の結果、「生計賃銀」なる字句を「生計所得」といふ文字に修正して大多數で可決するに至つた。

役員の改選の際、執行委員長としてジェームヌ・マツタストーン氏が壓倒的多數で當選したことは獨立労働黨の共產黨との提携問題に對して大した反對のなかつたことと共に、注意すべき事件であつた。マツタストーン氏は曾てスコットランド出の議員として、下院に於て貧民窟改善に關する討議の際貧民窟改善を怠るは謀殺に等しと叫んで登院禁止を命ぜられた所謂極左派中の有力者である。國際主義に關する決議も亦、今回大會中注目すべき事項の一であつて、提案者の一人たるフェン



ナープロックウエイ氏の説明によれば、独立労働黨はその創立者ケーア・ハーディー氏以来の傳統たる「戦争防止法としての總同盟罷業」案を飽くまで遂行しなければならぬと云ひ、ランカシア代表者の如きは、修正案として、將來開戦の際は、労働者階級は、宜しく全國の經濟上政治上の諸機關を占領して、労働黨を以て公安委員會となすべしとの議を提出した程であつた。この修正案は、時機尙早しとて否決されたが、社會主義實現上に於て國際運動の缺くべからざることを主張したる詳細なる決議を可決したのであつた。

### 全國少數

### 派大會

「全國少數派運動」第三回大會は、八月二十八日からロンドンクバタシーで開催された。大會は労働團體五百二十團體その加入員九十五萬六千人の代表八百二名列席の上會長トム・マン氏の開會の辭に始まつて二日間繼續した。今回の大會に於て問題となつたのは勿論總罷業に對する労働組合評議會幹部の態度であつた。トム・マン氏によれば、評議會幹部は昨年スカーボロー大會に於て宣言された労働運動の新しい方向を採用せず、「少數派」の第二回大會及び本年三月の實行大會の決議を無視した結果、遂に炭坑夫をして今日の悲境に陥らしめたのである。而して大會で可決された總罷業失敗に關する長文の決議には、今回の總罷業失敗は、

指導統制宜しきを得ざりし結果であると云ひ、評議會幹部が(一)「休戦期間」に準備せず、(二)サミュエル委員會報告を承認し、(三)同報告發表前の政策を主張せず、(四)總罷業前坑夫側をして賃銀値下を承認せしめんとし、(五)總罷業を徹底的に遂行しなかつたことを指摘し、且左翼派が右翼幹部に屈從せるを責め、左派は凡て「少數派運動」に参加すべきであると云つて居る。

大會中採決した決議によれば、「全國少數派運動」の綱領は左の項目から成つて居るのである。

- (一) 労働者階級の結束統一の發展上最も重大なる工場内委員會の發展。
- (二) 労働組合會議 (Trades Councils) の評議會 (T.U.C) 加盟。
- (三) 總務委員會 (T.D.C.G.C.) の權限擴張の爲め、労働組合運動の中央集權發達。
- (四) 總務委員會の選舉は一般組合員を基礎として一般組合員中よりすること。
- (五) 總務委員會は組合合同に努め、組合間の紛議を調停すること。
- (六) 各組合の規則を改正し、評議會大會出席代表者の七割五分を一般組合員中より選出すること。
- (七) 罷業の兵站部たる便宜の爲め消費者組合との提携を深からしめること。



執行委員会の報告によれば、「少数派運動」正式加盟者数は、現在二十萬五千人に達して居るが、「少数派運動」はあくまで組合運動であつて、従つて、労働組合を脱退して、之に参加するは不可となし、例へば運輸労働者の組合が、最近評議會を脱退せんとした如きは、「少数派運動」の極力反對するところであると。

### 労働組合

### 大 會

労働組合評議會(H.D.O.)第五十八回大會は、九月六日から十一日までポーンマス市に於て、會長アーサー・ビュリー氏司會の下に開催された。出席代表者六百九十七名、その所屬組合數百七十四團體、組合員合計四百三十六萬五千四百十四名と報告されて居る。評議會加盟組合員の産業別は左の如くである。

産業別	一九二五年度		一九二六年度	
	團體數	組合員數	團體數	組合員數
農 業	一	三〇、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇
鑛業 石材	八	八三二、五四三	八	八三二、六四一
金屬機械造船	四四	六二三、一三二	四五	六〇一、三八二
織 服	二七	四〇三、一七一	二七	四一四、四三四
被 服	九	一六〇、四四七	九	一六七、七九八

産業別	一九二五年度		一九二六年度	
	團體數	組合員數	團體數	組合員數
木工 家具	八	八〇、五六九	七	八二、六一六
製紙、印刷	一三	一六七、六六五	一三	一七〇、二八〇
建築 裝飾	九	二九五、三八〇	九	二九九、四九五
鐵 道	三	四五四、九二四	三	四五四、七八六
運 輸	七	四〇四、一二六	七	四〇二、六九二
商 業 金融	八	一六六、二九七	九	一七二、六八〇
官 公 署	一	一五四、〇四五	一	一五九、六七七
雜 業	一七	七八、二五九	一八	七八、三一八
雜作業 労働	六	五〇〇、四二四	六	四九八、六一五
合 計	一七二	四、三五〇、九八二	一七四	四、三六五、四一四

大會は、ポーンマス市長及び同地方労働組合會議代表の歓迎の辭で始まつて、次に司會者ビュリー氏の開會の辭があり、日程に入つて第一日には、失業保険や、農業労働者雇傭問題、労働者補償適用、失業保険手當率差別撤廢等に関する決議を通過した。第二日の會議には、組合運動の組織改造問題や労働者教育、非常権力法適用繼續反對などの件が上程された。組織改造問題は數年來大會に提出されたものであるが、今回の大會に於て、全國雜作業及び都市労働者組合提出の決議案として既存組合の合同と新組合創立の禁止とにより最後に全國を「一大組合」に統一すべき目的を以て組



織改造を行ふべき要求が提出され、提案者デュークス氏は、従来の産業別組合主義の必ずしも効果ある方法ならざるを指摘したが産業別組合組織の方針を繼續すべき修正案出で、之に對して坑夫聯合會のクツク氏、運輸労働のベヴィン氏等有力幹部の賛成ありし結果、大會は修正案を可決して、「一大組合」主義は否決となつた。

労働者教育に關しては、かねて労働運動に寄附されたイーストン・ロツチを労働大學として完成する爲め三ケ年間組合員一人につき年額一ペニー宛の寄附をなすべき案が提出されたのであつたが目下炭坑の罷業中のことゝて寄附不可能につき保留となつた。非常権力法に關する決議は、ベン・ターナー氏の緊急動議として提出したものであつて、「イギリスの傳統を無視せる如き國家危急の際のみ適用さるべき法規を依然として施行する」事に反對したもので、之は満場一致で可決となつた。尙ほ第二日の計議中には、「全國少數派運動」に對する評議會の態度に關するものがあつたが、之は總務委員會として各地方の組合會議が「少數派運動」に参加することには賛成しない、尤も各組合の自由行動としては敢て干渉せぬといふことになつて落着した。

第三日の議案中重要なものは、總務委員會の權限擴張問題であつた。之はかねて問題となつて来たことであつたが、大會では、配達業組合のホールスワース氏が、總務委員會の權限擴張の第一歩として、同委員會の(一)爭議の指揮統制權、(二)罷業命令權、(三)資金徵收權、(四)地方労働組合會議の權限、(五)消費者組合との聯絡等に關する調査をすべきことを要求せる決議案を提出し、之が修正として、それらの權能を即刻賦與すべき案が提出され兩案とも否決となつた。

第四日目の會議では炭坑夫後援資金の募集が行はれた。當日動議提出者ロバート・スマイレー氏に次いで、ジョン・プロムレー氏立つて賛成演説をせんとしたとき、坑夫代表の一人たるランカシア坑夫組合のマクガーク氏が半白の蓬髪を亂して勵聲一番、プロムレー氏が總罷業の際に於ける坑夫側の態度を非難せし事實を指摘するや、議場混亂、一時休會の止むなきに至つた。

同日決議案として提出された國際的最低賃銀標準制定及びそれが制定さるまでの期間は安賃銀労働の國々の生産品の輸入を拒絶すべき要求は否決となつた。之は八時間制ワシントン條約案の補充として提議されたのであつた。

國際労働運動に關する討議は、第五日目に上程された。之はかねてロシア組合と聯合で組織した委員會の意見不一致なりし際とて注目せられた問題であつたが、大會は果してかねてロシア側と約



束したる國際労働組合運動統一を目的とせる國際大會開催の時期尙早なりとし、且目下歐洲各國中モスコイ及びアムステルダムに反對せるもの二十二團體に及ぶ際、労働運動統一は期待し難しとなし、唯決議として「單一の労働組合インターナショナルを創立せんこと必要なり」として、總務委員會をして引續き此の目的の爲め努力すべき旨可決されたのであつた。

今回の大會は、時期として炭坑罷業開始後百三十餘日目にあたり、その最も陰慘悲痛を極めたる際とて、凡てに於て意氣揚らず、殊に總罷業そのものに關する討議は全然許されなかつたため、近來にない消極的の大會であつた。偶々坑夫代表が議事進行を妨害したる如きエピソードがあり、評議會創立以來の最初の事件ではあつたが、之とて運動の根本方針に關するものではなかつた。友誼團體代表として招待されたロシア組合のトムスキー氏及びミルニチヤンスキー氏が入國を禁止されたため、演説を電送し來つたが、その内にて、評議會幹部の總罷業政策の失敗せるを指摘したのは注目すべきことであつた。

**労働黨** 労働黨第二十六回大會は、十月十一日から十五日迄マーゲイト市に於て、代表者千  
**大 會** 百名列席の上、開催された。今回の大會に於ける重要問題は、農業政策の確立であつ

て、其他の問題に對する討議は、甚だ振はなかつた様である。昨年迄は大會毎に論戰の火花を咲かせた共産主義者反對問題も、今年は僅かに二三の代表が、幹部の報告に反對した位で、すんでしまつた。議長ロバート・ウィリアムズ氏の開會の辭も亦頗る穩健なもので、唯炭坑國有は五月の總罷業の費用の十分一を以て完成し得べしと云ひ、労働運動者がやゝもすれば團結の威力に訴へんとし、協調機關を有効に利用するを等閑視せるを指摘したるに對して、ポイラー工組合代表として出席せる共産主義者ハリー・ポリット氏其他の反駁ありしのみであつた。

産兒制限問題は、兼ねて労働黨に於ても又労働組合側でも、之を政綱の一項とすべきや否やにつき論議があつたが労働黨ではカトリック教徒間の不評を恐れて黨の問題としたがらなかつた。之に對して、ラッセル夫人その他の婦人黨員間には大分不服の聲があつた。それらの人々の意見としては、産兒制限に關する智識普及の便宜を一般労働者家族に與へよといふのであつたが、今回の大會で執行委員會の意見は、再考することになつた。

第二日目の議案中には、炭坑問題があつた。執行委員會の緊急動機としてリーズ・デーヴィス氏提出の決議案は「本大會は、炭坑業の諸問題は深刻且緊急なるものにして、之が永久にして完全な



る解決と將來の繁榮とは、大ブリテン坑夫聯合會が、労働組合評議會と労働黨執行委員會と院内労働黨との承認を経て勅命調査委員會に提出せし國有開發案全部を採用するにあらざれば達成し得ざるものと信ず」といふのであつた。之に對して、デヴィッド・カークウッド氏は、獨立労働黨を代表して、デーヴィス氏の決議案を生温しとして加盟團體員に對して特別釀出金を課し一方政府に迫つて非常権力法に基いて炭坑管理を敢行せしめ、もし政府が之に應ぜざる場合は議會解散運動を起すべきことを要求した。炭坑夫後援資金募集に關して、トマス氏は、鐵道従業員を代表して、總罷業以來鐵道の失業者は四萬五千に達し、その他一週三日間しか従業し得ざるもの二十萬人に達して居ることを説明し、次にベン・チレット氏は運輸労働者を代表して、總罷業の結果失業者八萬餘を出す外、支出一百萬ポンドに達し、負債五十萬ポンドになつて居ることを述べ、獨立労働黨案に反對した。而して執行委員會案を可決後、坑夫後援寄附を募集して、約六百ポンドを集めた。

農業政策は第三日目に上程された。マクドナルド氏提案の説明をなし、之に對してウエツヂウツド氏やチョーデマクラレン氏の如き土地評價稅論者の反對があつたが、結局大多數で可決となつた。今回採用になつた農業政策は、労働黨が從來保守黨の地盤たりし農村選舉區を奪取せんとする計

畫の基礎となるべきものであつて、將來労働黨が多數黨内閣を組織し得るか否かは、實に農村に勢力を扶植し得るか否かに依て決すべきものと見做されて居る際として、重大なる決議であつた。

大會の第四日及び五日目には上程すべき決議案餘りに多く、上程者は説明の時間を制限された程であつた。斯くてイギリス領土内の土着民族の權利尊重、教育及び強制労働撤廢に關する件、ロシアの軍縮會議參加勸誘及びロシア通商開始要求、支那不干涉及び條約改訂と治外法權撤廢の爲め支那政府承認、戰爭防止運動、最低賃金確立調査(獨立労働黨案)、救貧制度改善、比例選舉制反對、社會保險擴張、吏員の労働組合運動制度反對等の決議を通過した。

労働黨最近の發展は眼覺ましいものがあり、保守黨政府成立後の補缺選舉の結果労働黨代議士は合計百五十五名となり、得票數五百五十萬餘に達したと云はれる。目下黨員は三百三十七萬三千八百七十人で、昨年より十七萬九千七百四十一人の増加である。而して炭坑爭議以來保守黨政府の炭坑對策失敗の結果一般輿論の同情は労働黨に集中して、次の内閣は必ず労働黨が組織すべしとは全國の期待するところであつて、この點に於て、マクドナルド氏が、大會に於て、労働黨と他黨との合同交渉あるが如き風説を否定して、將來は聯立内閣を組織するが如きことなきを明言したのは、



注意すべきことであつた。

**自由黨  
労働組合  
聯盟**

かねて自由黨に属せる労働組合中には、その所属労働組合が労働組合評議會に加盟せる爲め、労働黨以外の政黨の認められず、従つて労働黨の政綱に基く外は労働組合員としての特殊の利権を政治上に於て主張すべき機会なきを不平に思つて居つたが、九月十八日ロンドンのカクストン會館に於ける大會の結果、愈々全國自由黨労働組合員聯盟と稱する團體組織せられ、茲に自由黨員にして労働組合員たる者の政治運動機關が成立した譯である。

創立大會に列席せる代表は、全國の労働組合約六十七團體を代表せるもの二百四十二名であつたが、参加組合中重要なものとしては、鐵道事務員協會、合同機械工組合、ランカシア・チェシア坑夫聯合會などもあつたが、凡てその地方支部に属するもので、正式の全權代表といふものではなかつた。大會は全國自由黨同盟總裁ジエ・エイ・スペンダー氏司會の下に開催され、聯盟の目的として「労働組合の政治運動基金徵集に關する凡ゆる事項につき會員の相談援助に應ずること」が決議せられた。而して將來自由黨としては産業方面の政策を確立すべき必要あること、及び現在の保守黨政府の労働組合政治基金に對する取締案は慎重の注意を以て監視警戒すべきことなども可決された。

大會で選出された役員を見ると、會長フレッド・マチソン氏は、ロンドン植字工協會に属する人で、一八八六年の頃労働組合評議會長に勤めたこともあり、自由黨評議員として活動した經歷を有つて居る。

**左翼結成**

労働組合の左翼を結成した「全國少數派運動」に對して、労働黨地方支部の左翼を統

**大會**

一結合せる「全國左翼運動」第一回大會は、一九二六年九月十八日及び十九日に亘つてポプラー市公會堂に於て開催された。出席代表者約百五十名、ベスナルグリーン前

市長ジエ・ジエ・ウォーガン氏司會者として開會の辭を述べ、全國總罷業の際、労働黨はその當然なすべき任務を果さず、徒らに保守黨政府をしてその欲するまゝを行はしめしことこそ、やがて左翼結成の必要な所以なりと説き、次ぎに労働黨執行委員の一人たるウィリアム・ローザ氏の代理としてコイラー氏が提出した決議を可決した。それは國會及び地方自治體に於ける労働黨議員は全國の労働者階級に對して責任を負ふべきであつて、それらの代表者は、宜しく労働黨地方團體の指令を嚴守すべき義務ありと云ふのであつた。大ロンドン左翼委員會の緊急動議として提出された決議は、労働黨幹部が炭坑夫に對する財政的援助をば、各個人の良心問題なりとして、黨議に上せ



ざりしを否となし、ロシア労働者はイギリス行石炭の輸送を拒絶せしに、イギリス幹部は荷役拒絶にさへ反対したことを指摘せるものであつた。

第二日目の會議では、外交問題が上程され、將來組織さるべき労働黨政府は、前内閣の外交政策を套襲すべからざる旨が決議され、且労働黨の對外政策の原則としては、ヴェルサイユ條約改訂、國際聯盟を廢止して世界の労働階級の利益を伸張すべき國際機關を設置すること、ドーズ案廢止、戦債取消、ロシアと國交再開等の事項を含むべしとのことであつた。

尙ほ決議として通過した事項には、労働黨の共產黨員排斥反對、各種の惡法撤廢、最低賃銀一日四ポンド及び一週四十時間制確立、全國少數派運動との聯絡提携、等があつた。而して「左翼運動」を獨立の團體として、會費徵集などを規定するは、新政黨組織と同一であるとの理由で、反對されあくまで労働黨内の左翼分子として終始することに決定した。

### 全國坑夫 單一組合 運動

一九二六年の炭坑大爭議は、一方に於ては總罷業敢行によつて全國労働運動の各方面の異常なる結束統合の威力を發揮したと同時に、他方労働運動の根本方針に關する年來の論議確執を一層具體的の形式に於て深刻化せしめた。地方炭坑夫間に於ける共

産派系統の活躍は、殊に總罷業の結末以來顯著となり、爭議慘收後イギリス炭坑夫を代表して折柄モスコイに開催せるロシア労働組合大會に出席せる坑夫聯合會書記クツク氏自身さへも「全國的單一坑夫組合」組織の必要が説かれる情勢となつた。

従來イギリス炭坑夫の労働組合は所謂聯合團體として組織されてゐたもので、全國を十數地區に分つて各地區に地方的組合本部あり、それらの本部は單一組合のものあり、又は十九世紀中に組織された聯合會のそのまま繼續せるものあり、各々充分なる自治權を享有し、全國の中央機關たる大ブリテン坑夫聯合會執行委員會は、僅かに會長、書記、會計の數名で組織されて居り、各地方本部を代表せる代議員會を召集するにあらざれば、その活動の範圍も制限されて居る状態である。加ふるに、等しく炭坑従業員中にも、安全作業労働者の多數は、坑夫聯合會に加盟せず、依然として従來の職業別組合を組織して居るので、やゝもすれば運動方針上に於ても意見の衝突を見ることが多かつた。而して今回の爭議の結果は、各地方の單獨交渉によつて復業は開始せられ、中央機關たる聯合會の承認を経ざる地方協定の下に従業しつゝあるに於て、坑夫聯合會の全國坑夫の代表團體としての威信は地に墜ちたと云ふべきである。「全國坑夫單一組合」運動は、實に斯くの如き形勢に



當面せる炭坑夫の痛切なる要求として開始されたのであつた。

單一組合運動は、目下のところでは全國少數派運動の人が主唱して居る。それらの人々の主張によれば、今回の炭坑争議は必ずしも坑夫側の惨敗ではない。少くとも今回の復業を以て、争議解決と見做すことは出来ない。従つて時節を待つて再舉せんと心持は誰しも有つて居る。一方炭坑主側ではイギリスの炭坑業が到底現状のままでは恢復し得ざることを考へ、やがては國有となるか、或ひは少くとも絶えまなく争議に脅かさるべきことを覺悟して居る。然るに労働者側の右翼幹部はあくまで妥協的に事態を解決せんとして居る。従つて坑夫の従業條件を改善せんには、新組織によらざるを得ないと云ふのである。

單一坑夫組合運動は、共產派の主唱であるので、一般労働組合員間にはどれほど勢力ありや疑問であり、且從來の組合幹部間には、徒らに組合運動を分裂せしむるにすぎずとして反對されて居るが、惨敗せる各地方坑夫間には必ずしも不人望のものではないらしく、従つて將來それは、共產派の要求する形式通りではなくとも、イギリス労働運動上に多少の影響はあるべく、或ひは「新組合主義」の新しい指導原理を生み出すべき中心となるかもしれないと豫期されて居る。

### 英露労働

#### 組合關係

モスコイ及びアムステルダムの労働組合インターナショナル合同問題を中心として

聯合委員會を組織して提携協力せるイギリス及びロシア労働組合の密接なる關係は、

一九二六年總罷業後、ロシア組合幹部のイギリス幹部の態度に對する忌憚なき批評の結果甚だしく悪化する如き状態となつた。然しながらイギリス労働組合評議會としては、あくまで初志貫徹に努力し、現に一九二六年九月の同大會に於ても世界單一労働組合インターナショナル組織の爲め引續き努力すべしとの決議案に對して、總務委員會としては賛意を表したほどであつた。尤も、當時トムスキー氏より大會祝辭としてイギリス幹部攻撃の電報を送附したことがあり、一九二六年末赤色インターナショナル書記長ロゾフスキー氏は「英露労働者」と題する小冊子を配布してイギリス幹部に對して凡ゆる悪口雜言を披瀝してその「卑怯」と罵詈したこともあつた。それが爲め、イギリス側では感情上甚だ快からざるものがあるやうではあるが、しかしながらかねての計畫たるアムステルダムとモスコイとの合同準備として兩者の無條件協議會を開催すべきことは、最も賢明なる處置たるにより、一月十二日からアムステルダム本部で開催された總務委員會の際も、イギリス代表はその旨決議案として提出したのであつた。



一月十九日評議會總務委員は、イギリスを代表してアムステルダム總務委員會に列席せる人々の報告を聴取した上、来る三月アムステルダム執行委員會開催の際、イギリス評議會主催にて開催すべき國際労働組合運動統一大會にその代表者を列席せしむるや否やを問合はすことに決定した。之は一九二五年四月のロンドン協議會の取極めに基いて、イギリス労働組合評議會自身が主催して戰線統一の國際大會を開催せんと計畫であつて、この旨直ちにアムステルダム側に申込むに至つた。

一九二五年  
年 罷 業  
統 計

一九二五年中發生した爭議で労働省に報告のあつたものは、合計六百四件で、之は凡て爭議の結果作業の中止ありしもの（關係人員十名以下又は繼續日數一日以内のものを除く）である。而して之が直接關係労働者數は合計四十一萬一千五百人、間接關係者四萬三百人であつた。この外前年中に發生して一九二五年に繼續せる爭議二十五件の關係者は三千五百人である。而して損失労働日數累計は約七百九十六萬六千日に達した。之を前年度に於ける爭議數七百十件、關係人員六十一萬六千人、損失日數累計八百四十二萬四千日に比すれば、凡てに於て減少して居る。左に一九二五年中に發生せる爭議産業別一覽表を掲げる。

業 別	件 數	關係労働者數	損失延日數
炭 坑	一六四	一三〇、〇〇〇	三、四五三、〇〇〇
其他鑛業及石材	一二	八六、〇〇〇	三〇一、〇〇〇
窯 業	一三	七〇〇	五、〇〇〇
化 學	一一	六〇〇	二九、〇〇〇
機 械	一八	六、四〇〇	三七、〇〇〇
造 船	二七	七、〇〇〇	四九、〇〇〇
其 他	四八	一一、六〇〇	九七、〇〇〇
機 織	五九	一七二、一〇〇	三、一七三、〇〇〇
被 服	三一	四、六〇〇	三八、〇〇〇
飲 食	三一	五、三〇〇	五六、〇〇〇
木 工	三一	五、四〇〇	一二六、〇〇〇
印 刷	一七	一九、二〇〇	一三六、〇〇〇
建 築	五四	五、四〇〇	九九、〇〇〇
運 輸	四六	二八、八〇〇	六八、〇〇〇
其 他	四七	三九、六〇〇	三一九、〇〇〇
合 計	六〇四	四四五、三〇〇	七、九六六、〇〇〇

備考 人員及び日數は一九二五年に繼續せるものを含む。  
一九二五年に發生せる爭議直接關係労働者數合計四十萬一千五百人を原因及び結果別にして分類

イギリス



すれば、その百分率は左の如くなる。(成功とは労働者に有利の解決を云ふ)。

業 別	労働者	原 因					結 果			
		賃銀	雇傭	従業	組合	其他	成功	失敗	妥協	未定
鑛 業	一六、五〇〇	四・四%	三〇・九%	六・五%	二・七%	七・五%	二・四%	三・五%	二九・五%	一八・二%
金屬機械造船	一八、四〇〇	二〇・四	六・八	五・〇	六・五	一・三	三・六	一五・〇	三・二	三・三
機 織	一六、四〇〇	九・三	〇・二	〇・五	〇・九	〇・一	九・七	〇・四	〇・九	—
被 服	二、九〇〇	八・三	三三・〇	一四・三	四・三	四・一	四・六	一三・二	四・二	—
建 築	四、四〇〇	四・四	一三・七	一・五	二・六	一・七	一・七	一六・四	七・九	—
運 輸	二七、四〇〇	六・八	九・四	九・四	一九・三	〇・一	三・四	二五・八	三・七	七・三
其 他	六、五〇〇	五・八	六・八	一六・一	九・〇	九・三	五・六	一六・三	七・三	〇・八
合 計	四〇、五〇〇	六・六	一四・二	五・六	七・七	三・九	五・〇	一四・四	二五・七	六・九

一九二五年労働組合統計

労働省の発表によれば、大ブリテン及び北アイルランドに於ける労働組合は、一九二五年末には合計千四百四十四團體であつて、加盟組合員數合計約五百五十二萬二千人(内女子八十三萬二千人)であつた。之を前年度に比較するときは、組合數に於ても又組合員數に於ても多少の減少があつた。即ち一九二五年中に新たに組織されし組合數合計十八團體に對して、解散せしもの二十六團體、合同せしもの七團體、差引十五團體に減じた譯で、次に組合

員數に於ては、全體で約一萬二千人(〇・二パーセント)の減少を示して居るが、男女別にして見ると男子組合員は合計四百六十九萬で、前年度に比して三萬一千人の減少を示して居るに反して、女子組合員は一萬九千人即ち二・三パーセントの増加をして居る。前記組合合計中約三萬二千人はアイルランド自由邦の支部員で、二萬七千人は海外支部に加入して居るものである。その他同一人にして二種以上の組合に加入して居るものもあるので、實際の組合員數は約五百四十五萬位であらうと云はれて居る。左に産業別の數字を示して見る。

業 別	組合數	一 九 二 五 年		一 九 二 四 年	
		男	女	男	女
農 業	三	四六、一四九	一、一一三	六〇、四四八	一、〇四五
鑛 業	一一〇	九三三、七四七	四、一三五	九六六、八〇六	四、一二九
窯 業	二二	一六、六二六	一二、三二六	一八、三四一	一二、七二〇
金屬機械					
製 鐵 其 他	七	八六、六一一	一、〇四二	九二、四八七	一、〇五三
機械造船等	一一〇	五八八、〇〇二	六、七六〇	六〇四、〇六二	六、五六二
機 織					
イギリス					五一



労働組合及び労働者運動

五二

綿	一七二	一三九、九〇九	二二、〇九五	一四二、一九三	二二七、三二五
毛織業	二八	五〇、六二二	四一、〇九五	四八、五四九	三〇、八六二
麻業	二三	一〇、四五四	二五、二一五	一〇、九二六	二、九七九
染色漂白	六	三、五七七	一六、六八九	四、三四三	一九、〇三九
被服	三	六一、六二四	一九、二五四	六〇、八九四	一八、八一七
製靴	二五	一一、四七二	一六、一七七	一一、九三八	一六、七三七
裁縫其他	九	六三、一八六	二七、九四二	六〇、九九八	二七、一九五
木工家具	二〇	三〇、七九六	四五、七五四	三一、九一〇	四五、四九九
家具裝飾	八	二九、五三三	三、八五八	二八、五八八	三、五六六
其他	二六	三二、一三一	一、〇四四	三二、九四一	一、〇二三
飲食物煙草	七	二三、八四三	五、二〇三	二二、九一三	四、一〇〇
製紙印刷	二七	一五二、七四一	五四、三四九	一四三、三五三	五〇、八〇五
建築及請負	四	六五、九一七	一	六五、〇七一	一
煉瓦積石工	一	一一四、五二一	一	一一二、〇五〇	一
大工指物	七	五〇、八二六	一	五三、七四六	一
ペンキ工及裝飾工	七	五九、一五一	一	五九、一五九	一
建築人夫	七	五九、一五一	一	五九、一五九	一

其他	二二	四三、四五二	四一、四二五	四一、四二五	五、六六九
其他製造工業	三八	一九、四五九	五、七九九	二〇、五五〇	五、六六九
鐵道	九	五二三、一〇〇	五、六六四	五〇一、九八六	四、八六八
水運	一七	八八、二五七	二一九	九三、九四七	三〇六
其他	一六	四一七、九六二	一二、七五七	四一六、三四四	一二、三六二

商業金融	一五	一〇一、八二五	四〇、九三八	九九、四九五	三九、六五〇
銀行保險	二四	七三、五三四	五、三五五	七四、〇六〇	五、四二三
官公署	二六	二七一、一三四	六二、三二六	二六一、七〇一	五八、六四〇
教員	一七	六七、五八五	一二八、六八〇	六二、一二二	一三二、八二四
娯樂競技	八	二七、三七四	五、四七〇	二七、〇〇八	六、九六〇
雜業	四	四四、三一五	四、六六四	四四、一〇八	四、五三八
雜業	四	四四〇、五九五	四七、八一五	四四六、四四九	四六、三九八
合計	一、一四四	四、六九〇、〇三二	八三一、六四〇	四、七二〇、九一一	八一三、〇九四

労働組合の聯合團體の数は、一九二五年に於ては合計八十四團體、その加盟組合員合計約四百二十一萬三千人である。聯合團體数は、一九一七年以來漸次減少して來たが、之は主として地方的聯



合團體が合同して全国的の聯合會を組織した結果である。尤も右の數は、同一組合にして二種以上の聯合會に加盟したものを二度以上加算して居るので、實際の聯合會加盟組合員數はもつと少い筈で、實際數の概算を産業別にして見ると、左の如くなる。

業 別	組合員總數	聯合團體 加盟員數	加盟百分率
農 業	千人	千人	100%
鑛 業	九三八	九一六	九八
金 屬 機 械	六八二	三三三	四九
被 織	六二六	五九九	九六
木 工 家 具 服	一六八	六五	三九
製 紙 印 刷	二〇七	五二	七七
建 築	三三四	一九六	九五
鐵 道	五二九	二〇一	六〇
運 輸	五一九	七一	一三
商 業 金 融	二二二	一一二	二二
官 公 署	三三四	九八	四四
合 計	五、五二二	二、九一四	三〇

教 員	雜 業 勞 働	合 計
一九六	一六五	五、五二二
一	四八八	二、九一四
一	五九	五三
	一一一	二二
	三六	三〇

一九二五年末に於ける地方労働組合會の Trades Councils の數は、合計四百八十團體であつた。之は純粹の産業的の團體(労働黨加盟を含む)のみの數で、加盟費拂込組合員數は、約二百二十四萬四千人である。即ち労働組合員にして地方會議に参加して居るものは極めて少く、全國の組合員數合計の約四割一分の會費を拂込んでゐるのみである。

**造船業の防止案**

イギリス造船業は一般經濟界不況の結果業務不振の爲め、一九二五年中雇主側では賃銀値下及び熟練工と不熟練工との區別撤廢及び作業種類變更等の手段によりて、不況期の切抜を策して居つたが、労働者側では、之に反對した結果、勞資聯合の委員會を設けて對策講究中であつた。而して最近同委員會によつて、爭議の擴大及び罷業發生を防止すべき機關を設置することになり、機械造船業聯合會に屬する労働組合と雇主側團體たる造船業雇主聯盟との間に協定成立を見るに至つた。



今回協定された案によると、將來争議發生の場合は、之を一種の調停機関に附議し、それによつて協議の上、萬一交渉不調の場合始めて罷業其他各自由行動をとることになつたのである。尤も調停機関に附議すべき問題は制限されて居つて、一般賃銀の變動に關する事項はこの範圍外としてある。其の他の問題の場合には、勞資間の交渉不調の際は、先づ當該雇主及び労働者の直接交渉を開始することとし、その會合は双方の申出後二日間以内に行ふことになつて居る。而してこの會合に於て依然として意見の一致を見ざる場合には、今一度雇主と會見し、その時は労働者側ではその正式代表者を同伴するものとし、次に同地方の雇主組合と労働組合との會合を開催してそれに問題を附議し、萬一それでも協定不可能の際は雇主側全國聯盟と當該労働組合との代表者の間の交渉により、もしそれでも交渉不調の場合は、調停裁判又は雇主聯盟と協定參加組合全部との協議によつて決する。争議の問題が、出來高拂制度に關する場合には、手續は一層簡單で、先づ直接關係の雇主と労働者間の交渉により、次に勞資代表三名づゝの交渉委員會に附托し、それから地方協議會に廻附し、そこで解決不可能の際は調停裁判又は全國聯合委員の裁斷を仰ぐことになつて居る。而して以上の手段を盡した上で尙且交渉不調の際に至つて始めて罷業なり、ロツクアウトなりの自由行動

に出づることが出来るのである。

右の協定は、一九二六年二月十七日機械造船労働聯合會加盟の二十二組合中の十組合の票決に附した結果、四對一票の多數で採決となり、三ヶ年間の期間有効たるべきものである。尙ほ同聯合會に屬せざる五組合（汽罐工、船大工、指物工、ブリキ工、電気工）では、昨年末同案反對の旨聲明したのであつた。

## 鋼鐵業

イギリス鋼鐵業労働者の組合なる鋼鐵業總聯盟（I.S.T.C.）の會長ジョン・ホツチ氏

## 和解制度

が最近『ユニチー』誌に寄稿した報告によると、同總聯盟に屬する組合員とその雇主と

の間には従業條件決定上特殊の制度が設置されて居り、その結果過去四十餘年間會て罷業又はロツクアウトが起つたことがないと云ふ。その制度は十九世紀から漸次習慣的に發達したものであつて、特に明文を以て規定した規則又は機關が設けてある譯ではないが、しかし事實上爭議に際して萬一當事者の一方が罷業又はロツクアウトの豫告を發した場合には全然交渉は打切りとし、又組合側としては、組合員にしてみれば罷業するものあらばそれに對して組合は責任を負はず、手當を支給しないことになつて居るのである。



ホツヂ氏の言によれば、一八八六年一月鑛夫協會設立以前には、賃銀率其の他従業條件は各地で相異して居り、且雇主側の意のままにそれらの條件は決定されたのであつた。而して不況期に際して會社側では直ちに賃銀その他の従業條件の低下を行ふ一方労働者側の結束薄弱なる爲め罷業を起すも繼續の力なく、商況復活期に於ても従来低下せる賃率其の他の改善を容易ならざる状態であつたと云ふ。その後労働者組合 Workmens Union と稱する團體の設立後まもなく一八八五年賃銀率は極度に低下せる當時スコツトランド鋼業會社のホールサイド工場では、鑛鑪一臺一交代の従業者三名中一名を解雇し、装入の手傳ひを運鑛夫に行はしめんとし、其の後プロツカーン工場では運鑛夫の手傳ひをも廢止し、コルヴィル會社ではその上賃銀二割値下を命じたのであつた。鑛夫組合が組織されたのは、實にこの時の爭議の結果であつた。一八八六年の夏コルヴィル會社で一割の賃銀値下を行つた時之に反對した労働者は罷業九週間に及んで遂に値下を撤回せしめたことがあつた。當時ホツヂ氏も爭議關係者の一人であつたさうであるが、將來爭議に際して労働者側が罷業の如き手段で結束して雇主側に對抗せず、あくまで和解と交渉とによつて解決に努めんには、やがて雇主側の團結の組織さるゝ如き日には、従業條件の交渉は容易になるべきを考へて、こゝに直

接交渉によつて従業條件の恢復を努むるに至り、その結果數年の後には基本賃銀は四割方の値上に成功するやうになつた。一方、従来各地によつて甚だしく異つた賃率も漸次一定して十ペンス半乃至一シリングの率となつたが、遂に一シリングを標準となすに至つた。この時に至つて雇主側では團體交渉の時機熟せりとしてスライディング・スケールによつて賃銀率の調節を行ふべきことを提案したのであつたが、當時雇主側の計畫では裁定會議の費用を勞資双方で分擔せんとした爲め組合側の反對を受け、一九〇四年までは依然として一定の原則なき調節法を繼續して居つたのであつた。同年組合側では賃銀査定其の他の費用の二分一を双方で負擔し、且代表者の費用も各自の負擔とすべきことを提案の結果、こゝにスライディング・スケール協定の成立を見たのであつた。斯くして賃銀率の交渉は組合支部の役員によつて行はれることになり、萬一支部の役員にて協定不成立の際は本部の主任を参加せしめ、それでも不可能な際は中立の勞資代表二名づゝを参加せしむることになつたが、事實上『中立委員會』までで大部分の問題は決定されて居る。斯くして従業條件は凡て勞資双方の團體交渉によつて決定せられることになつた結果總罷業の如きは一回も起つたことはないさうであるが、しかし別に明文の規定もあるのでないといはれて居る。



### 婦人労働組合の大組

婦人労働組合大組は第五十八回労働組合会議の開催を機とし一九二六年九月マリーガレット・ボンド・フィールド氏を議長として開かれた。

労働組合会議の議長アーサー・プフ氏は婦人代議員に対する歓迎の辭を述べて、現在英國には五百七十萬の婦人が雇傭せられて居るが、僅かに其の六分の一が労働組合中に組織せられて居るに過ぎない。依てこの大組は労働組合の婦人方に労働組合運動の組織方面に就て、御盡力を求めんと目的を以て開かれたものであると述べた。

この大組は種々の決議を可決したが、就中婦人を労働組合に組織することの促進運動に就て、労働組合會議の一般協議會を支持することに關する決議及び最低賃金の保障、賃金に關する男女均等待遇に關するもの等が注意に値する。

毛織物労働組合のベン・ターナー氏の提案に基いて、労働者家族手當の問題が討議に上り、家族手當制度の爲めに積立金を設くべしとする案が出されたが、遂に決定せらるゝに至らなかつた。

## カナダ

### 一九二五年労働争議統計

一九二五年に於ける労働争議件数は前年に比してやゝ多く、合計八十三件(内二件は前年から繼續)で、その關係人員は、雇主五百十名、労働者二萬五千七百九十六名、損失從業延日數百七十四萬三千九百九十六日に達した。之を産業別に見ると、

業別	件數	關係労働者數	損失從業日數
漁業	二	九八〇	五、八八〇
鑛業	一四	一五、五五五	一、五七一、八八一
製造工業	三	六五	四四八
食料品	一	七	六五五
烟草酒類	三	七	六五五
靴	二	二、三〇七	二九、九〇三
皮革	二	四三六	四八、九六五
被服	一九	三、六〇七	五一、八九六
木材	二	一四四	一、一八四
木製材	二	三五九	三、七八九
製紙	一	三二	一、一五三
印刷	二	四〇	二、〇二五
鐵	四	七五	六、七七六
他	三	二一〇	三、九七四



建築土木	一三	一、〇二六	八、九一八
建築	一三	二七八	一、三三四
鐵道敷設	三	三五二	四、三四四
造船	二	一七〇	五一〇
其他	一		
運輸及公共事業			
水運	三	七五	二一四
電話電信	一	六	二一
家内使用人	二	七二	一二六
合計	八二	二五、七九六	一、七四三、九九六

一九二五年中に起つた罷業中で關係労働者及び損失従業延日數に於て最大であつたのはノヴァ・スコシアの炭坑大罷業で、關係人員合計一萬一千四百六十三人、損失日數累計百四十七萬八千七百二十七名と報告されて居る。爭議繼續日數の最も多かつたのはモントリオール（Montreal）の毛皮製造工の爭議で、四月一日から開始して年末には未解決になつて居るが、之は關係労働者は四百二十人にすぎず唯雇主數が七十五人になつて居る。之は同地に於ける毛皮業總罷業の結果であつた。

労働組合

統計

カナダ労働省の一九二五年労働組合統計によれば、カナダ全國に於ける労働組合は左の六種に分類されて居る。

- (一) 合衆國に本部を有する國際的職業別組合の地方支部
- (二) シカゴに本部を有するI.W.O.の地方支部
- (三) ウイニペグに本部を有する「一大組合(O.B.U.)」
- (四) カナダに本部を有する非國際的職業別組合
- (五) 單獨組合
- (六) 全國組合及びカトリック組合

右の各種組合中第一項に屬する國際組合の數は八十七團體でその加盟組合員數十七萬二千五百七十三人、カナダ地方支部千九百三十五個所である。I.W.O.のカナダ支部は六箇所あつてその組合員數は一萬人と稱されて居る。「一大組合」では一九一九年以來報告を提出したことがなかつたが、今回初めて提出した報告によれば全國の支部數五十三箇所に達してその組合員は一萬七千二百五十六人である。第四項に屬する組合は地方支部數三百十一、組合員合計三萬四千七十人が報告されて居



り、第五項の單獨組合は合計四十團體組合員一萬二千二百六十四人である、第六項に屬する全國組合及びカトリック組合は目下合計九十九團體あつて組合員二萬五千人と報告されて居る。以上の數字を見ると、第一項の組合の場合には、前年に比して支部數四十三、組合員一萬七千九百八人の減少を示して居り、I.W.Wは組合員千五百人の減少を見、この他の各項に於ては支部數百八、組合員二萬九千八百二十九人の増加となつて居る。即ち差引き支部數六十五、組合員一萬四百二十一人の増加となつてゐる譯であるが、全國の合計を見ると一九二五年末に於ける支部數二千四百九十四箇所、組合員二十七萬一千六十四人である。

昨年中に於けるカナダ労働組合運動上注目すべき事件は、從來アメリカ労働總同盟加盟のアメリカ合同鑛山労働者組合に屬して居つたカナダ労働組合員の脱退獨立したことである。之は一九二四年年中から生じた現象であるが原因はアルバータ州及びブリチシュ・コロンビア東南部の炭坑業者間にアメリカ合同鑛山労働組合の要求する従業條件では經營不可能とするものありし爲めであつて、之に對してカナダ労働者は合同鑛山労働者組合を脱退して單獨の組合を組織し、各自従業條件を交渉するに至つたのであつた。斯くして一九二五年末にはアメリカ合同鑛山労働者組合に屬するカナ

ダ支部は僅かに六箇所にすぎず、組合員も千五百人を算するに至つた（一九二四年には支部三十四箇所、組合員八千五百人）。アメリカ組合を脱退せるそれらのカナダ炭坑夫はその後合同してカナダ合同鑛山労働者組合を組織したが兩者間の衝突紛争絶えず、アメリカ合同鑛山労働者側ではカナダ坑夫の脱退は共產黨の煽動の結果なりと稱して居る。

以上の外カナダには労働運動には参加しないがしかし賃銀労働者の團體と見做し得るもの即ち教員、官公吏員、商業使用者等の組合あり、合計七十三團體を算し組合員は九萬四百八十八人に達して居る。

前述の組合員合計二十七萬一千六十四人を産業別に分類すれば、

鐵道	七九、〇〇九人	金屬	一五、一二一人
鑛業	二六、三八六	印刷製紙	一三、〇〇五
官業、家内使用人及び娛樂機關	二六、〇〇一	被服	一二、七〇七
建築	二三、二四三	其他	五五、九六二
其他運輸回漕	一六、六三〇		



産業労働  
評議会

カナダ労働組合の中央機関たる産業労働評議会 Trades and Labor Congress 第四

十二回大会は、九月二十日から二十五日までモントリオール市で開催された。出席代表者合計三百二十五名、外アメリカ労働総同盟とイギリス労働組合評議会の代表等であつた。會計報告によると、會費拂込加盟組合員数は合計十萬三千三十七人で、前年度に比すると二千八百七十五人の減少であるが、目下失業中で會費を拂込まぬ加盟組合員は、總計の約二割五分に當るといふ。加盟組合員減少の主要原因は、合同鑛山労働組合及び汽罐工友愛會の脱退であつた財政状態は、收入合計千六百二十ドル、支出千五百六十三ドル、積立金三萬五千ドルである。

執行委員會の報告によれば、組合員の増加率のはか／＼しからぬは、カナダの政情の不安の結果であつて、組合員間に民族的宗教的其他の意見の衝突があり、一方一部組合員の間で幹部反對宣傳等の爲め、組合運動にとつては大きな障碍となつて居るさうである。

昨年度評議會から政府に提出した立法上の要求事項としては、執行委員の報告したものによれば  
 (一)刑法改正案として罷業監視權、罷業禁止命令撤廢其他の事項があり、  
 (二)養老保險法制度、  
 (三)失業保險法制定、  
 (四)組合商標登録法、  
 (五)全國燃料政策の確立と炭坑業の開發、  
 (六)民兵法修正

案として私營會社の自警組織の禁止其他、  
 (七)國際労働會議決議の實施、  
 (八)郵便従業員條件改善等があつた。大會に於ては之等の事項に關する決議が可決された。

評議會は、目下アムステルダムofインターナショナルを始めとして、アメリカ女子労働組合聯盟や、アメリカ労働立法協會其他各國の重要團體に加盟して居る。而して大會に於てはカナダの労働組合統一の爲全國大會を開催すべき要求が提出されたが、幹部側の勸告によつて否決になり、一方國際労働組合運動統一問題に關してはイギリス労働組合評議會の提案に基いて、アムステルダムとモスコの兩インターナショナルの無條件大會を開催すべき要求が大會に提出されたが、會長トム・ムア氏が之に反對した結果否決となつた。又ロシアとの通商の便宜の爲め政府をしてクレディットを開始せしむべき案が即刻否決となつたのも、亦反ロシア的傾向の一部と見られる。

オーストラリア

労働爭議

ニュージーランドでは一九〇八年以來爭議調停制度が施行されて居るが、目下施行中

統計

の爭議調停法には二種あつて、一は一九〇八年に制定され、一九一一年の改正後一九



二五法典となつた争議調停法で、今一つは一九一三年に制定された労働争議調査法である。後者は前者を適用し得ざる争議に適用すべきもので、即ち従来争議調停法による判決又は團體協約の存せざる産業のみに適用するものである。一九二六年度政府年報によれば、一九〇六年から一九二四年までの十九ヶ年間に於ける争議發生件数は合計六百十二件、関係労働者数九萬一千五百五十人に達するが、それらの争議の解決方針を分類すると左の五種になる。

- (イ) 一九〇八年争議調停法により交渉の結果
- (ロ) 一九一三年争議調査裁判法により交渉の結果
- (ハ) 労資直接交渉の結果協定成立
- (ニ) 新たに労働者を雇傭したる結果
- (ホ) 其他(無条件復業、雇主側讓歩等)

左に十九ヶ年間に於ける争議件数及び関係労働者数を右の五種に分類して掲げる。

方法	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	不明	合計
年度	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一	一九一二
件数	二	三	三	三	三	三	三
人員	三、八六二	三、三九九	四、三九九	四、八九九	一、五二二	三、四六六	三、七五八
件数	三	三	三	三	三	三	三
人員	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九
件数	三	三	三	三	三	三	三
人員	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九
件数	三	三	三	三	三	三	三
人員	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九
件数	三	三	三	三	三	三	三
人員	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九
合計	三	三	三	三	三	三	三
人員	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九	三、三九九

業	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
自一九〇六	一	三〇七	一	三〇	二、六七	九	九四	三〇	一〇、〇四	六	二、五二	七	一五、一六
一九〇七	三	七〇四	一	六	五二四	八	二〇三	五	九、〇三	一	七	一〇、四三	
一九〇八	一	一〇	一	五	五四四	三	一、三三	四	四、五九	一	一	六、四四	
一九〇九	三	二六〇	一	九	二、八七	一	九	三	三、九七	一	一	七、一三	
一九一〇	一	一〇	一	二	一、二六	二	一〇	二	一三、六六	一	一	三、四一	
自一九〇六	五、〇〇三	四	四、五	一〇、六三	一〇〇	六、六七	三三	六、七四	五、六五	六三	九、五〇		

労働争議

統計

ニュー・サウス・ウェールズ労働省の発表によれば一九一四年より一九二五年に至る十二年間に於ける労働争議の結果損失せる従業日数は合計千三百七十五萬五千六百六十日であつて、関係労働者数合計八十八萬四千百〇四人である。損失従業日数の最も多かつた争議は鑛業及び海運業に起つたものである。左に産業別損失日数表を掲げる。

産 業	損失日数	関係人員
炭坑及び油田	六、〇〇二、六七二	二一、二六五
金屬其他鑛山	三、三八〇、四六九	一一、六五二
製造工業	一、九八〇、〇二四	一六八、三七一
海 運	一、四三五、四九五	二一、四八六
陸 運	九一、八三八	五一、八二六

オーストラリア



労働組合及び労働者運動

七〇

建築	六三六、七七九	三九、八七二
不熱練	一一三、九九〇	一一、〇三五
其他	一一三、八九五	五五八、五七七
合計	一三、七五五、一六二	八八四、一〇四

左に大戦開始後五ヶ年間及び一九二四—二五年に於ける各年の平均損失日数を原因別に分類して見ると

原因	年 度	
	自一九一八	自一九一九
賃銀	二一九、四九七	二四三、〇二五
時 間	二五三、五七二	二四一、四〇九
従業条件	一八二、六四七	九六、六五九
雇傭問題其他	四四、四二一	一〇九、九三三
組合運動	七、八五三	五六五、八八〇
同 情	三九一、四四二	二〇、四九三
雑 情	二一、六九二	三一、四八七
不 明	一、九五一	六、五九五
合計	一、一二三、〇七五	一、三一五、四八一

右表中「同情」とあるは「他の戦闘的組合に同情せる結果」の争議であつて「組合運動」との数字を比較するとき大戦中及び戦後の形勢の一變せるを見る。

印 度

労働組合

大 會

全印度労働組合第六回大會は、一九二六年一月九日からマドラス市に開催され、全國約七十團體の代表者百餘名之に列席し、ベンガル・ナグプル鐵道労働組合長ギリ氏司會の下に二日間會議を行つた。ギリ氏は、その挨拶中印度の主要労働組合の歴史を述べ、且將來罷業の際には充分なる資金と眞摯なる指導者の必要なることを説き、尙ほ農業労働者を組織團結することの重大なるに言及して、青年組合員の農民間に教育運動を起すべきことを激励した。

大會採擇の決議中には、印度自治領格承認や、立法議會に労働代表を参加せしめることなどがあつたが、普通選舉は勿論選舉擴張の要求などは全然なかつたといふ。其他、八時間採用制、失業及び健康保險施行、出産手當支給、労働者罰金制度廢止、職業紹介所設置、争議調停機關設置の要求



に關するものもあつた。尙ほ南アフリカ聯邦政府のナタル地方の移住印度人排斥的立法に抗議して  
國際労働運動に求援する決議も可決された。

友誼團體からは、イギリス労働組合議會や、少數派運動、ロシア労働組合中央委員會、赤色労働  
組合インターナショナルなどの祝電が來たが、イギリス代表者として出席したものは、グラハム・ポ  
ール少將及びグラスゴー市會議員メラン氏が、非公式で列席したとだけであつた。

労働組合

統計

ボンベイ政廳の報告によれば同政廳管下に於ける労働組合は一九二六年六月現在合  
計五十三團體でその組合員數は六萬四千五百七十二人であるといふ。而して右の合計  
中十九團體はボンベイ市内にあるもので、八團體はアーメダバット所在のものである  
ボンベイ政廳管下に於ける労働組合員數は一九二六年初頃より漸次増加の模様あり、一九二六年三  
月現在數が合計五萬九千五百四十四人であつたのに比すれば、六月現在數は約八・四四パーセント  
の増加を示して居る。殊に組合員數の増加の著しいのは、ボンベイ市内であつて、之に比してアー  
メダバットその他では減少して居る。左に一九二二年以來の労働組合團體數及び組合員數の増減の  
状態を示して見る。

年 度	團體數	組合員數	年 度	團體數	組合員數
一九二二年六月	二二	五七、七一四	一九二四年九月	二一	四七、二四二
一九二二年九月	二三	五二、七七六	一九二四年十二月	三六	五二、二七七
一九二二年十二月	二二	五一、四七二	一九二五年三月	三六	五一、六二五
一九二三年三月	二二	四八、六六九	一九二五年六月	三八	五三、五九一
一九二三年六月	二一	五一、二七六	一九二五年九月	三八	五四、一七五
一九二三年九月	一九	四一、六四六	一九二五年十二月	三八	四九、三一八
一九二三年十二月	一九	四六、〇三七	一九二六年三月	五一	五九、九四四
一九二四年三月	二一	四八、五〇二	一九二六年六月	五三	六四、五七二
一九二四年六月	二一	四九、七二九			

目下ボンベイ政廳内の労働組合の聯合團體としては、ボンベイ中央労働會議とボンベイ政廳郵便  
鐵道便從業員協會と郵便局員下級職員組合とアーメダバットの労働組合との四種がある。中央労働  
會議 Central Labour Board は加盟團體としては正式の労働組合五團體及び勞資聯合ギルド二團  
體から成る聯合會で所謂准労働組合と稱されるものゝ一で、同業組合の如きものにすぎない。次に  
郵便鐵道便從業員協會 Postal and R. M. S. Association は地方支部十六團體の聯合して組織し  
たもので政府の公認團體の一である。一九二六年一月當時加盟組合員數合計四千三百九十二人(内



三千二百二十一人は事務員)に達し、全国最大の聯合組合の一なる全印度郵便鐵道従業員組合(組合員數三萬五千人)に加盟して居る。郵便局下級員組合 Postmen and Lower Grade Staff Union は従來の單獨組合に組織されてゐた局員及び集配人が一九二五年十二月大會で合同したので之も全印度郵便局員下級職員組合に加盟して居る。最後のアーメダバットの労働組合 Labour Union は正確の意味で聯合會とは云へないが、アーメダバットの棉業工場労働者の組合六團體の中央統制機關とも稱すべきものである。組合員は合計一萬三千八百七十人と云はれて居るが、機織業労働組合としては將來有力なるものとなるべく、組合員は續々増加しつつある。尤も最近織工組合(組合員三千百人)に屬する約九百人の脱退した爲めそれだけ減少を見た譯である。

單獨組合で有力なるものはボンベイ機織労働組合(組合員八、九四〇人)、印度海員組合(一一、五九七人)、アーメダバットの紡績機工組合(六、三二〇人)等がある。

### ボンベイ

### 爭議統計

ボンベイ政廳の労働局設置後五ケ年間、即ち一九二二年四月一日から一九二六年三月末日に至る期間に於て、同政廳管下(パロダを除く)に起つた労働爭議(参加人員十名以上にして繼續二十四時間以上作業停止せしもの)件數は合計四百九十二件にして

内左の十四件は、各關係企業數一箇所以上のものであつた。

年 度	場 所	關係工場會社數
一九二一年十月	アーメダバット罷業	紡績機織工場 六
一九二一年十月十九日	二十九日 右同	右同 四七
一九二二年一月二十七日	二十八日、右同	右同 一三
一九二二年三月二日	二十四日、シヨラブル罷業	右同 六
一九二二年三月十日	十一日、カラチ罷業	會社 五
一九二二年八月一日	二日、ボンベイ罷業	紡績工場 三四
一九二二年十月三日	二十三日、スラト罷業	右同 四
一九二二年十一月十日	十七日、アーメダバット罷業	右同 二九
一九二三年四月十六日	二十六日、カラチ罷業	會社 六
一九二三年五月二十五日	右同	右同 六
一九二四年一月十七日	三月二十五日、ボンベイ總罷業	紡績工場二、毛織工場二、捺染工場二
一九二五年四月十七日	六月三十日、シンド罷業	車輛工場及車庫仕上工、機關車庫
一九二五年九月十五日	十二月三日、ボンベイ總罷業	棉花工場七六、絹紡工場二、染物工場二

右の罷業十四件を原因及び結果別にして見ると、割増賃銀支拂要求四件、内一件は労働者側の成功にて終結し、七件は賃銀問題が原因であつたが、内六件は凡て労働者側に有利なる解決を得、殘



る三件は週休日變更其の他の原因から生じたもので二件は不成功に終つて居る。  
左に五ヶ年間の争議件数を産業別にして分類して見る。

業 別	件 数	關係労働者數			損失労働日數
		直 接	間 接	間 接	
棉 紡 織 工 場	三八五	六四七、五四二	五七、四〇五	二二、五〇九、七四三	
毛織(メリヤス)工場	二	二八六	六一〇	三、七九六	
絹 糸 工 場	三	一、六〇五	一	二、九三八	
製粉、製油工場	六	一、三八九	一八〇	七、九八二	
金屬機械工場(私營)	一六	二、四三〇	一	六、三九九	
鐵 道 工 場	一四	二九、二〇四	五九四	七六三、二二一	
其 他 鐵 道	一四	三、五九一	一	一七、七四五	
印 刷 業	七	一、三四〇	一	一八、四二二	
港 灣 埠 頭	四	八、九五〇	一	四三七、七二八	
官廳及び官業	九	一、〇七一	一	七、〇五〇	
市 廳	六	四、五一五	一	一二、八〇七	
其 他	二六	七、七八九	一	五八、四九九	
合 計	四九二	七〇九、七一二	五八、七八九	二三、八四六、三三〇	

右表を見るに、一九二二年以來の争議の七割八分は棉紡績及び機械工場に起つたもので、關係人員の九割一分二厘は之等の工場のものである。而して損失労働日數は合計の九割四分四厘に上つて居る。

争議件數合計を原因及び結果別にして見ると、左の如くなる。

原 因	件 数	結果							合 計
		賃銀	時間	解雇	賞與	待遇	政治的	其他	
全然労働者に有利	二九	二	二	一〇	一九	一〇	一	一	七一
一部労働者に有利	三七	二	二	五	九	七	一	三	六四
一部労働者に不利	一	一	一	一	一	一	一	一	二
全然労働者に不利	一四五	一四	九二	二四	三二	一八	一〇	三三五	二
不明	一〇	一	三	一	一	一	一	二〇	二〇
合 計	二二二	二〇	一〇	五三	五〇	二〇	一七	四九二	

右によつて見ると、争議件數合計中六割八分一厘は全然労働者に不利なる結果となり、成功又は一部分成功せるは、百三十五件即ち二割七分四厘にすぎない。

次にボンベイ政廳では、氣候の變遷と争議發生との關係を調査せしところ、一年中にて最も争議



の少きは六月にして、最も多きは十一月なることを明にした。政廳管下では、六月は極暑期にして十一月は極寒期であり、又八月、九月、十一月及び三月にては同地方の祭典多き月なれど、それが爲め特に争議多しとは見えず、従つて氣候其他と争議發生とは大して關係なきことがわかつたと云ふ。尤も十一月は收穫季であるがそれらの月の件数はやゝ多いが、必ずしもそこに關係あるとは云へないといふ。左に地方別にして争議件数を掲げて見る。

地方別	ボンベイ	アーメダ	グジアラツト (アーメダベ ツドを除く)	デツカン	シンド	合計
一月	一八	一一	四	四	一	三八
二月	二八	一〇	二	一	一	四一
三月	一一	一五	二	二	三	三六
四月	二一	一七	四	一	四	四五
五月	二七	一四	一	二	一	四五
六月	一九	五	一	一	一	二五
七月	二〇	九	五	三	一	三八
八月	三一	一三	九	一	二	五〇
九月	二五	九	二	一	一	三六

十月	一六	二四	七	二	三	五二
十一月	一一	三三	六	二	二	五五
十二月	二〇	七	二	二	一	三一

## アメリカ合衆國

### 炭坑罷業

### 解決

一九二五年九月から開催されて五ヶ月に亘つてフィラデルフィア州無烟炭坑夫十五萬八千人が罷業中であつた争議は、愈々一九二六年二月十二日協定成立して解決を見るに至つた。

今回の争議は、合衆國としては重大なものであつたが、大統領は當初から不干渉主義を聲明して絶対に政府の調停を拒絶したのであつたが、遂に第三者の干渉なくして解決は成功したのであると云ふ。

新協定は、一九三〇年八月三十一日までの期限で、労働條件は前契約のまま繼續するのである。而して一九二七年一月以後は、一ヶ年に一回は賃銀率の變更を行ふことが出来る。その際は文書を



以てその旨通知し、交渉開始後三十日間に協定成立せざる場合は、二名の委員で組織した調停會議に附議する。それらの委員は爭議解決上全權を握つて居るので、當事者双方はその決定に服従しなければならぬ。調停委員の選任手續は、雇主及び労働者双方で各三名宛の代表者を指名し、其内から労働者側の代表一名を雇主側で、雇主側の代表一名を労働者側で選定し、その二名で調停會議を組織するのである。而して最初指名さるべき各三名は双方の同意ある場合でなくば、坑夫組合又は經營者側と関係のあるものを推薦してはならぬ。而して委員は、任命後九十日間に會議の手續を決定するは勿論、爭議の解決條件を作製しなければならないのである。もし解決を得ざる場合には中立の審判官一名を加へて多數決によりて決定をなすことも出来る。

尙ほ新協定には、「協調及び能率増進」制度に關する規定がある。それは従來の和解會議の職務となつて居るのであるが、この點に關して、坑夫側の要求の一であつて、雇主側で頑強に反對したチエツクオフ(差引き)制度が、新協定の本文では言及されてゐないが承認されたことは注意すべきである。即ち、労働者側では、チエツクオフ制度が認められない以上は、協調も能率増進も不可能であると主張し、その結果黙認されたことになつたのである。

新協定には、尙ほ一九二三年九月の協定の賃銀均等のことも規定して居るし、一九〇二年の爭議の際設置された無烟炭坑罷業委員會の判決の内容及びその修正に關する協定は全部有効であることも明記されて居る。

### 労働同盟 年次大會

アメリカ労働總同盟の第五十六年々次大會は一九二六年十月四—十四日デトロイドに於て會長ウィリアム・V・グリーン氏議長の下に開催せられ、四〇四名の代議員、並に友誼團體の諸代表の出席を見た。

#### 會長グリーン氏の挨拶

會長グリーン氏は開會の挨拶に於て「アメリカの労働運動は一の偉大なる建設力であつて、この團體は到る所に於て、人間の一切の權利の充分にして且つ自由なる行動を打立んと試みて居る。この聯合の目的は、人間を政治的、宗教的、並に經濟的に解放するにある」と述べ、雇傭主の計略に基く御用組合は決して眞實の労働團體であり得ないと述べて警告した。

#### 國際的關係

大會に於ける討議中、國際的關係の事項は左の如くである。

アメリカ合衆國



(一) アムステルダム労働組合国際聯合に關する決議

この點に關して全會一致にて採擇せらるる決議は、アメリカ労働聯合とアムステルダム國際聯合との交渉が未だ加盟を可能ならしむる程度に迄進んで居ないのを遺憾とするが、アムステルダム國際聯合が共産主義者の活動に對抗してよく建設的労働組合主義を守護せることを激賞し、「結局に於て、世界の組織労働運動が、労働組合の主義と活動との問題に就て完全なる一致を見るべきことを希望し、且組織労働者が労働組合國際聯合に完全に統一結合するが如き日の來らんとを喜んで期待する。」と述べて居る。

(二) 勞農ロシアに關する決議案

製帽國際組合よりアメリカ政府が勞農ロシアとの近接の爲めに、直接交渉を開始すべしとする決議案が提出せられたが、決議案委員會は是に對して絶對反對の意見を附して之を上程し、票決者は全部委員會の意見に賛成した。

(三) ファシズムに關する決議

ファシストの運動方法及び理論は、人類の進歩に反對し、且舊時の專制政府の時代に復歸せし

むるものなりと批難する決議が満場一致可決せられた。

(四) 英國炭坑夫の援助

大會は「我等の大運動には國境の差別なし」として、英國炭坑夫を財政的に援助せんとする執行委員會の行動を是認した。

黒人均等待遇

大會は黒人労働法に對して、何等人種上の差別を設けず労働組合の門戸を完全に開放すべしとする二つの決議を可決した。

兒童労働

兒童労働保護の爲めの憲法修正が各州に於て批准せらるゝやう努力すべしとする報告が採用せられた。

労働時間

労働時間に就ては四つの決議が可決せられたが、就中一切の工業に於いて、一週五日四十時間労働制を採用すべしとする議案を修正して、労働時間を漸次に減少すべく、其の實現の爲めに教育及



び組織普及に就き努 すべしとする決議があつた。

この決議に對して、決議案委員會は「近代の生産方法は人間を次第に機械化せしむる。この故に—他の種々の理由もあるが—單に日々の労働時間が減少せらるゝのみならず、一週の労働日数が短縮せらるべきことも必要である、本聯合が過去に於て八時間制の樹立の爲めに努力したる如く、將來労働日数の減少を主張することは、社會上、經濟上の諸理由に鑑みて極めて正當である」との意見を附してこの決議を上程し、極めて興味ある論戰の後、全會一致を以てこの決議を可決した。

その他諸決議

大會は右の外労働者組織問題、産業關係、労働者補償、海員法、労働者と農民、政治、移民、並にラフオ放送等に就ての諸決議を可決した。

役員の選舉

ウイリアム・グリーン氏は聯合會長に再選せられ、八人の副會長、會計、主事何れも再選した。

パツサイ  
大罷業

ニュー・ジャーシー州の纖維工業市として知られたるパツサイツクでは、一九二五年末以來紡績工の決議があつたがボタニー・ガーフィールド毛織工場では、一九二六

年初頭から罷業を開始して繼續十一ヶ月餘未だに解決を見ず其の間女子及び少年工に對する會社側の迫害と官憲の暴狀とは、世界的に有名な事件となつて居る。同市は人口約七萬の小都會であるが移民労働者の多數なる爲め、豫て有名になつて居つた。一九二〇年度の調査では、人口の六割四分は外國人であつて、その内の八割七分は東部にある全市の約六分一程の面積の小地域に雜居し居りそれら移民の二割三分は無學にして、全市人口中十歳以上の者の一割五分も亦無教育者だと云はれて居る。同市の毛織工場は多く外人所有であるが、最近合衆國の婦人流行の輕裝を尊び、毛織物の不評となつた結果、商況思はしからず、一九二五年十月賃銀一割値下を敢行したのであつた。それより以前に於ける同市労働條件は、合衆國でも最高の方であつたが、不況期に入つて會社間に合同の成立後俄然として低下し、最近では男子一週間二十四ドル乃至二十八ドル、女子十四ドル乃至二十二ドル位であると云ふ。しかも男子には十四時間乃至十六時間に亘る休憩なしの夜業はあり、女子の夜業は、合衆國中で、禁止されてゐないのはニュー・ジャーシー州のみである。殊に注意すべきは同州には、所謂「産業密偵」制度の惡弊ありて、數年前政府の調査員が、密偵事情の視察に行つた時、一密偵の爲め「危険思想者」と認められその雇主に報告せられたことが、その後政府の調査報



告に發表されたときへあつた。

パツサイツクの罷業は、開始當時からハーバート法律學校出身の少壯敏腕なる労働運動者アルバート・ワイスポルト氏之が統制に當り、巧みに罷業者を指導した結果、官憲の怒に觸れた爲め、遂に事件は大々的に各國に報道せられるに至つた。

雇主側では争議解決の延引すると共に官憲の無法の壓迫の結果、却つて全國の同情が罷業者に集中するに及んでワイスポルト氏を以てモスコイの手先たる共產主義者なりと吹聴したのであつた。氏は、同市のユダヤ系の資本家の息子であつて、氏の言論には、共產主義の宣傳者として有効に立證すべき點はないと云はれて居る。こゝで争議の性質は一變して、組合承認の問題が起つた譯であるが、雇主側ではアメリカ労働總同盟系の穩健なる組合ならば認めることになつたので、總同盟では八月下旬パツサイツク労働者一萬六千人よる成る組合を加盟團體合同機織労働組合支部と認めるに至つた。尤も之にはワイスポルト一派は加入せぬことを條件としたのであつたが、之はワイスポルト氏側で快諾して解決したのであつた。

然るに一方雇主側では、かねて工場委員會制度施行を計畫して居つたが、最近に至つて御用組合

を組織して、それに加入することを條件として、争議の交渉を認めることになつた。之は會社側では、その『過激なるボルシエヴィキ』が到底總同盟に加入すまいと思つてゐた豫想の裏切られた結果であつたが、こゝに於て事態は愈々紛糾して、一部人士間には會社の餘りに無法なる態度に反感を抱くものあり、人種的の反感をさへ喚起するに至つて居る。

### パツサイツク罷業の解決

パツサイツク市の機械工場大罷業は、繼續十一ヶ月後十二月中旬解決した。今回の大争議は、原因は會社側の賃金値下要求に發したのであつたが、其後會社側では賃銀問題は措いて問はず、労働組合承認拒絶に専ら力を集中したのであつた。

罷業者側は、雇主側の要求を容れて、その指導者たりしワイスポルト氏を勇退せしめ、アメリカ労働總同盟に加盟して、その第一六〇三支部を組織したのであつたが、之に對して、雇主側では、御用組合の外は認めずと主張したのであつた。十一月末に至つて、關係會社の一たる絨毛紡績會社では、組合を承認したのを初めとして、之に次いで他の會社でも組合を認め、茲に協定は成立して(一)組合及び團體交渉承認(二)争議調停制度施行及び復業(三)雇主は組合員たると否とを問はず雇備は自由たること、(四)罷業者の全部復業までは新規雇入をせざることを條件で、遂に争議は解決



するに至つた。

## ド イ ツ

### 建築労働者組合聯合大會

一九二六年三月十六日ベルリンに於て獨逸建築労働者組合聯合の臨時大會開催され百四十名の代議員が出席した。會長ベービロフ氏の提出した報告によれば、一九二五年末の組合員数は三十四萬二千人である。職業別の諸組合を産業別聯合に合同する問題は十分の展開を見せなかつたが、大會は全然建築労働者を單一團體に合同する必要を力説した一決議を可決した。獨逸聯邦全部を含む全國團體契約の締結に就て雇傭主となした交渉は成功せず、又徒弟の労働状態の規制も亦十分に處置することが出来なかつたと報告された。最後に大會は、八時間労働制維持の決議をなした。

### G. D. A.

一九二六年三月十四日、獨逸労働者使用人及官吏労働組合聯合 (Gewerkschaftsring deutscher Arbeiter-, Angestellten- und Beamtenverbände) の第三回全國大會がベルリンにて開かれ二百七十名の代議員が之に出席した。此労働組合聯合の組

### A. B. 大會

合員は六十萬人に上る。大會に對してG. シュナイダー氏の「租税關係法規に關する報告書」フュルステンベルヒ氏の「社會立法の解釋に關する判決に就ての報告書」、及びエルケレンツ氏の「労働組合の新政策に關する報告書」が提出せられたが、その内エルケレンツ氏の報告は、現代の經濟的發展がマルクス社會主義に向はずして益々資本主義制に向ふことを指摘し、眞正のデモクラシーは階級の差別にはなく、全労働者の協同にあるとし労働組合運動の主要任務は獨逸の經濟生活の復興に協力するにあると稱してゐる。

### 基督教徒労働組合

五月十三日から十六日迄、ザールブルツクに於てインブシュ氏議長の下に獨逸基督教徒労働者組合の第十八回大會が開かれた。同組合は現に十萬の會員を擁し、一八九四年にドルトムントに創設された獨逸に於ける最古の基督教徒労働組合である。現在の本部はエツセンルールにある。

大會に提出された報告は次の如くである。

#### (一) 年次一般報告

インブシュ氏

#### (二) 鑛業の一般情勢に關する報告

ロートホイザー氏



(三) 労働立法に関する報告

ヘルシエル氏

(四) 産炭及採炭組織の技術的形相に関する報告  
ルール石炭シンヂケート會長ルルプ氏  
報告によると獨逸基督教鑛山労働者も亦炭業の現勢を打開するには何等かの形で産炭國間の國際的協定を必要としその指針の一種として獨佛兩國間のポタシユ生産に関する協定を擧げてゐる。インブシユ氏の報告に於て鑛山労働者社會保險の組織改造案が最近國議會を通過したことに關聯して聯邦労働大臣ブラウンス氏及び獨逸基督教労働組合聯合會長ステーゲルワルト氏に對して謝意を表してゐるが、之に依つて見れば從來基督教鑛山労働者と基督教労働組合聯合との間に存した意見の疏隔が完全に氷解したことが觀取される。

大會の可決した決議及びその主なものゝ概要は次の如くである。

- 一、ザール領に於ける社會保險
- 二、佛蘭西フラン貨にて社會保險給付を受ける者の状態に関する決議
- 三、ザール領に於ける賃金問題
- 四、鑛山労働者の社會保險に関する決議

五、労働立法(労働法規を司る職にある判事その他の裁判官は社會問題經濟問題に通曉すべきことを要求し又社會法から起る事件の決定には労働者を参加させよと要求してゐる。)

六、一般社會保險の改正を希望する決議

七、作業場委員會法 (Works Councils Act) の改正

(作業場委員の保護を更に適正にすること、鑛政當局より發する規程並に法令の類は總て作業場委員に周知させること、及びザール領に作業場委員會法を適用すること)

八、會長信認の決議

九、年少労働者問題

(失業、低賃金及び過長時間労働に悩む年少者に對する保護を要求してゐる。)

十、職業訓練を要望する決議

十一、産業の技術的進歩の發達を促進する決議

十二、鑛山労働者の災害豫防

十三、鑛山坑外労働者を鑛山労働者組合に加入さすべしとする決議



十四、鑛業の一般的情勢

(鑛業不況の對策として増給に依る購買力増進、英獨佛三國の産炭協定及び斯る協定を全世界産炭國に對して擴張することを主張してゐる。)

因に會長インプシュ氏以下の役員は全部再選された。

ルール

炭坑爭議

ルール地方の炭坑業は最近頗る好況で殊にイギリス炭坑爭議以來輸出額激増し、イギリス總罷業開始前の坑夫インターナショナルの會合に於てドイツ炭坑夫がイギリス炭坑夫後援を躊躇した原因の一たりし蓄炭一千万トンも今日では殆んど餘すところなく、産出額は本年四月には一週間約三十萬トンにすぎざりしものが、八月中旬には四十萬トンに上り、大戰前の産出額よりも多く、しかも従業員数は、種々なる坑内設備改善の結果、戦前より四萬人の減少を見るに至つて居る。輸入額の増加を見ると、一九一三年當時ドイツより輸出せる石炭は毎月總額二百八十八萬一千トンにすぎざりしが、今年七月には三百六十四萬二千四百七十七トンに達しルール地方より北海及びバルト海に通ずる運河鐵道などは石炭運搬の貨車汽船輻湊の状態で、久しく使用せざりしウイールヘルムスハーフェン海軍波止場をさへ使用するが如き有様であると云ふ。

ルール地方炭坑夫の雇傭契約は、八月末期限なる爲め、労働者側では、新契約の條件として賃銀一交代につき八十ペニヒ(約一割強)の値上を要求したのであつたが、炭坑主側ではイギリス炭坑爭議解決後の競争を見越して、之が承認を拒絶した結果、一時は總罷業の起るべき形勢とまでなつた。その後政府の調停の結果約四パーセントの値上が認めらるゝに至り、こゝに爭議は解決したがその結果ルール地方炭坑夫の實質賃銀は一九一三年當時とほぼ同額となるに至つた。従業員時間は依然として八時間であるが、四パーセント値上の結果は、坑外採鑛夫は一交代八・四〇マルクの賃銀になるのであるが、炭坑主側では、イギリスの爭議解決後炭坑業改造あることを豫想し、最近成立せる鋼鐵業國際トラストの如き炭坑業トラスト組織の必要あることを宣傳しつゝある。

各種産業

の労働組合大會

主なものを挙げれば次の如くである。

(イ) 獨逸鑛山労働者聯合の第二十五回大會はザールブルックに於て七月四―九日開かれ、劈頭代議員並に國際鑛夫聯合代表者を始め總數三萬二千人は平和、石炭の國際的分配、ザール盆地の労働者の権利の擁護を標語として一大示威行列を行ひ、國際鑛夫聯合書記長にして大英鑛夫聯合會長たるフランク・ホツチス氏、白耳義鑛夫聯合會長デジャルダン氏、及



びポール氏(チエコスロヴァキア)ツヴァンツガー氏(奥太利)の演説があつた。大會は會長フーゼマン氏の一般報告から始められた。氏は世界炭業状態から論じて獨逸炭業界に及び、水力電氣の利用、石油及び褐炭の使用が益々増大し鑛夫の失業者多きを論じ、一昨年一九〇、二四四人あつた組合員が、昨年末には一八七、八一八人に減じたと報じた。大會の決議は炭坑の譲渡を政府が取締るべきこと、ワシントン時間制條約案を基礎として坑内七時間労働を含む労働時間法案を提出すべきこと等があつた。執行委員會並に會長は再選された。

(ロ) 獨逸硝子労働者聯合の大會は七月七一〇日ゴヨルリツツに開かれ工場労働者聯合との合同問題を議した。即ち工場労働者聯合に所屬せる製陶労働者聯合を作る爲に先づ陶器労働者聯合と協定を結ぶ必要があるのである。大會は八五票對十五票を以て合同に賛した。同時に陶器労働者聯合も一般投票に依り同様の決議をなしたので去る八月一日以後、陶器労働者聯合並に硝子労働者聯合の名稱は消えて、その他の製陶労働者をも加へて製陶労働者聯合(工場労働者聯合所屬)が成立した。本部は従前の陶器労働者聯合本部の所在地である、機關紙も合して製陶聯合(Der Keramische Bund)となつた。

(ハ) 獨逸植字工聯合の大會は六月二一—二六日伯林に開かれたが、本聯合は一八六六年の創立として今年は六十年紀念祭を併行した。聯合は獨逸に於て社會々館を設け、救濟基金を建設し、團體協約を設定した最古の組合である。現在組合員數は八萬即ち獨逸の植字工の九割二分に當る。一九二〇年に設けた徒弟部は一萬二千名の部員があつて、一般の機關紙「通信」の外に徒弟部の發行する「青年植字工」がある。今次の大會中に聯合の新築落成式が開催された。會長ザイツ氏の提出した一般報告は満場一致にて承認された。大會の主要な討論中には印刷産業労働組合の合同問題があつた。一九二五年の獨逸労働組合總同盟のプレスラウ大會以來、産業別合同問題は獨逸労働運動の興味の中心となつて居るのである。聯合の役目は産業別合同の主旨には賛成なるも時機尙早なりとし、大會は合同の本質的豫備條件未だ備はらざるも合同問題委員會は依然その活動を繼續すべしとの決議を可決した。

(ニ) 獨逸汽罐製造工組合は六月二十九日にライプツヒ行はれた大會に於て金屬労働者聯合との合同に賛する旨を聲明し、役員に指令して、合同の第一段階としてカルテル協定をなすべしとした。此の協定中には所屬組合の要求の擁護に就き兩團體が密接に協同提携すべき旨を規定するのであ



る。合同問題は最後に組合員の一般投票に依りて決せられる筈である。

(ホ)獨逸金屬労働者聯合十七回大會を八月二―七日ブレイメンに開いた。會長デイスマン(Dieter)氏の報告に依ると組合員數は一九二四年の七一〇、九三四人(内婦人五九、九五九人)から一九二五年の七六四、六〇九人(内婦人六三、三〇六人)に増加し、團體協約も五七〇個(一九二四年)から六三八個に増加した。大會は眞實の八時間労働制の復活の爲猛烈な努力を爲すべき旨を力説せる決議を可決した。又本部をストウツガルトから伯林に移すことに決した。

### 智的労働者の近状

獨逸智的労働者保護同盟組合長エフエリング氏が最近放送した所に依れば、同盟に所属せる職業は醫師、獸醫、著作家、藝術家、記者、建築家(獨逸建築家組合)、技師(獨逸技師組合、獨逸技術家組合、獨逸技術士組合)、官吏(高級官吏同盟)の外に、尙獨逸高級被傭者聯合、高等農林學校卒業生組合等がある。目下獨逸智的労働者の懸案となつてゐる問題は職業紹介所の組織並に新しき聯邦經濟會議への參與權の獲得である。

獨逸高級被傭者聯合 略稱フェラ(Vela)は組合員一萬七千を擁し高級銀行被傭者聯合(四千三百人)、鑛山高級被傭者協會(二千二百人)、測量師協會(六十人)の三團體を含むが、一九二六年十月九

日伯林に大會を開き、各種報告のあつた後社會政策に就て智的労働者の特殊地位を參酌すべき旨の長文の一決議を可決した。

失業者救済 伯林市は智的労働者の失業救済の爲に一萬マルクの補助金を出し、半額は之を市設職業紹介所へ交付し、その他は智的労働者に無利息にて貸與し、原料の購入を行はせつゝある。市設紹介所には特に智的労働者部が設けられ、藥劑師、醫師、辯護士、著作家、教師等の爲に職業を開拓しつゝある。

智的労働者學院 アルノ・ホルツ氏は普魯西藝術學院及び國會に對し現在の學院を改造して獨逸藝術家學院とする案を提出した。即ちこの外に科學者及び技術者に對する二個の學院を設け、三團體は獨逸智的労働者學院を形成して智的労働者の利益の擁護の爲に共同戦線を張らんとするのである。

### 一九二五年労働争議

一九二五年中に終了した労働争議數は合計千七百六十六件で、内千五百四十一件は罷業、二百二十五件はロックアウトであつた。それらの争議關係企業數は合計二萬五千二百十四箇所に達し、その従業員合計百十二萬八千七十七人中罷業又はロックアウト



トの直接関係者は、合計七十五萬八千七十一人であつた。而して損失従業員日数は千六百八十五萬五千八百五十六日であつた。この外、争議の結果止むを得ず休業に陥れる従業員一萬九千八百二十六人の損失日数は合計二十五萬八千三十日になつて居る。

以上の争議件数を結果別に見ると、その解決労働者側に有利なりしもの三百七件（一割七分四厘）、一部分成功せしもの九百二十七件（五割二分五厘）、全然失敗に終りしもの五百三十二件（三割一厘）になる。原因については要求条件の六割八分は賃銀に関するものであつて、一割は従業員時間その他の要求は二割二分を占めて居る。

**總同盟  
加盟組合  
員数**

ドイツ労働總同盟(ADGB)の一九二五年度報告によれば、同年中總同盟加盟組合員数は合計四百十五萬六千四百五十一人に達した。之を一九二四年の合計三百九十九萬七千八百七人に比較すると十五萬八千六百四十四人の増加になつて居る。前述合計中七十五萬一千五百八十五人は女子組合員である。

總同盟に加盟せる全國的組合数は、一九二四年は四十一團體であつたが、二五年度には四十團體となつた。之は歌手組合が脱退して、俸給労働總同盟(AFA)に加盟した結果であつた。左に組合

**員總數を産業別にして示して見る。**

産業別	組合員數	女子數
建築	三四八、六八四	五一二
被服	八七、四五〇	四六、七一六
鑛山	一八八、一二四	三一
櫛工	八、九四〇	一六五
製本	五三、一八五	三六、一六六
植字	七六、六三一	
スレート工	九、二四六	
鐵道	一八三、〇九九	一、二九七
工場労働	三四三、五三八	八四、九九〇
火夫	七、八八六	
キネマ従業員	一、七三九	三八四
肉屋	一二、九二五	一、七六七
理髪	三、五二〇	四〇一
園丁	九、五二五	一、三七七
市町村従業員	一九六、〇五一	二九、四六四
硝子	四五、三五〇	九、一一八



印刷不熟練工	三六、七九五	二四、六四三
木工	二九九、九七〇	二六、二四三
旅館料理店	二二、九〇八	五、七四二
帽子製造	一九、一五一	一二、六三五
汽鐘工	六、〇六三	
農業	一五五、二九九	二七、〇一四
飲食物業	六七、三一二	四、五〇六
皮革	四〇、五〇二	八、二四〇
石版	二〇、五四六	三四
ベシキ	四一、一二	二二一
機械手、火夫	四四、四二〇	六九
金包、菓子	七五四、〇五六	六三、九四五
音子	五三、七一八	二六、四九一
製陶	二二、二八三	六一一
馬具及家具	五〇、〇六六	二〇、六五六
煙突掃除	三二、八三二	五、七一六
製靴	二、八三三	
チロズ製造	八六、八六一	三八、〇八一
	一一、二七七	一九三

石工	五三、五六八	四六一
煙草工	六二、九二七	四七、九四八
機械織	三二三、一九〇	一九九、三〇九
運輸	二八五、九六四	二六、一五九
大計	八五、八九〇	
	四、一五六、四五一	七五一、五八五

# フランス

## 社会党 大会

一九二六年五月二十三日から二十六日まで四日間ピユイ・ド・ドーム縣のクレルモン・フェランに開催した第二十三回社会党全国大会は時節柄重大の會合であると思はれて居る。大会は全国社会黨員約十一萬人を代表せる三百二十名の代表者及び第二

(労働及び社会党)インターナショナル加盟のイギリス、チヨルチア、ベルチツク、ハンガリア(亡命代表)、チエコスロバキア、ロシア(社会民主労働党)、ポーランド、パレスチナ、イタリア(統一社会党)の社会党及び労働党代表出席の上、書記長ポール・フォール氏の開會の辭に始まつて、各種

フランス



の報告の討議に入つた。大會に於て問題となつたのは、ブルジョア政黨との提携の可否であつて、第一日の會議に於て既にその事は討議せられ、左翼派の代表チロムスキー氏は社會黨代議士ポール・ボンクール氏が政府代表として國際聯盟に派遣されたまゝブリアン内閣の下にあつても依然としてジュネーヴにて活動せるを攻撃し、將來はフランス社會黨及び第二インターナショナルとしては、聯盟問題に關しては、獨立の立場を確保すべきことを要求した。之に對してグリエンバク氏は社會黨員を聯盟に参加せしむる必要を力説し、ロンゲー氏は之はボンクール氏に對する信任不信任の問題ではなく、フランス政府の命令によつてジェネヴァに行くことの可否にあることを指摘した。

第二日の討議は今回大會中最も重大なものであつて、その時上程された問題は、黨内の統一に關するもので、之こそ六年前ツール大會に於て共產派の分裂して以來初め大會の議題となつたものであつた。社會黨統一案の起草に當つた人は、中央派の老將コンペール・モレル氏で、同案提出に際して氏は一九二四年五月左派團結組織以來社會黨と急進社會黨との關係につき説明しエリオール内閣成立の際試験的に之が後援をした結果社會黨は急進派の爲め裏切られるに至つたと述べ、社會黨と共產黨との抗争はあるが、労働階級の結束統一は着々鞏固になりつゝあると云ひ、その一例として本

年のメーデー示威の狀況を引用し、將來社會黨は急進派その他右黨とは絶対に提携せざること又問題によつては寧ろ共產黨と協力すべき旨の決議案を提出したのであつた。第二日の討議は夜半まで繼續した。レオン・ブリュム氏は、フランス社會黨が共產黨と異なるのは暴力の不可避に反對する點にあり、一方急進派との相異は急進派の人々は全然不法行爲を認めないが、社會黨では必ずしもさうでない點にあるが自分等の爲めに黨内の統一不可能とならば直ちに勇退すべしとまで極言した。次いでルノーデル氏は起つて、由來フランス社會黨の内訌とは政策に對する見解の差異から生じたもので原則に對する意見の確執ではなく急進黨政府支持繼續問題の如きも、極左派たるモーリス・モラン氏を除けば、反對するものはないが、しかしながらブルジョア政府に積極的に加入するが如きことは考へられないと言明した。斯くして翌日に至つて政綱問題は委員會に附することになり、大體に於て、將來は特殊の場合の外右派政黨の内閣は支持せざることとなり、昨年以來左右兩派の分裂せる意見もこゝに協定を見るに至つた。尤も極左派たるモラン氏一派のみは、あくまで之に反對して共產黨との共同戦線を主張して居つた。



C.G.T.U.  
Uの示威  
運動

C.G.T.U.の全国委員会は一九二六年九月十六、十七日巴里に於て開催し、内部組織の問題を考慮し、通貨安定、賃金及び生計費に関する措置を決定し、十一月七日の日曜に次の標語の下に一大示威運動を行ふに決し、労働者に對し之に参加すべしと勧誘する決議を可決した。

(一) 労働者生計費指数に基ける滑計賃金表制度の官憲に依る公認

(二) 八時間制の擁護

(三) 新税及び「公民税」に對する反對

所屬各組合は直ちに此の決議の實行をなすべしと指令せられた。

此の示威運動に關聯して、九月三十日のルマニテ (Humanité) は、モンムーソ氏の八時間制擁護に關する論説を掲げた。氏は伊太利の九時間労働令、英國の炭鑛八時間法に依り八時間制の國際的嚴守が危機に瀕したることを述べ、フラン貨の安定を欲する佛蘭西に於ても八時間制の破壊の起る危惧ありとし、ワシントン八時間制條約は幾多の例外を認めたる爲め八時間制の原則を破壊し居るものなるも、今日の危機に際會して共產黨は幾多缺陷あるにも拘らず此の「ワシントン時間制

條約を楯として」ブルジョアジの攻撃を防ぐべしと述べてゐる。

尙九月十五—十九日、ラン市に開かれた佛蘭西地下労働者聯合の全國大會も七萬六千名を代表する九十名の代議員の列席の下に賃金と外人労働者、鑛夫代表者の權限擴張、年金、手當基金、産業災害、英國炭鑛夫の應援に關する決議の外、八時間制の擁護に關する決議を可決した。

佛蘭西  
最高  
労働  
會議

一九二六年十一月十五、十六日、佛蘭西最高労働會議はその第三十回會合を開いたが、會議の決定した所は次の如くである。

一、企業の登録——新設商工企業の開業以前に於て、その傭使者數の如何に拘らず業主は工場監督官に對し事業の性質及び婦人並に兒童傭使の有無を申告し、監督官は直ちに之に許可を與ふることなく、申告書を受取りたる旨及び申告者の遵奉すべき法律上の諸規定を之に通告する。事業新設の場合の外、その變更の場合も亦之に同じい。

一、既に他の雇傭主と雇傭契約關係ある者を雇入れたる新雇傭主の責任に就て、會議は次の三項の場合に損害賠償の責あるものとした。

(イ) 労働者が舊雇傭主より暇を取つた行爲に新雇傭主が直接干與せること證せられたる場合。



- (ロ) 雇傭契約に依り拘束されたる労働者の情を知りて雇入れたる場合。
- (ハ) 労働者が未だ従前の雇傭契約に依り拘束されて居ることを知りたる後猶引續きその者を雇傭する場合(但し労働者が任意にその従前の雇傭契約を破りたる旨新雇傭主が通告を受けたる際その契約期限が満了したるとき又は契約破棄後十五日を経過したときは差支へない。)
- 年少労働者の傭使に付、會議の採用したる決議の主要次の如し。
- (一) 十八歳未満の年少者を自動車の運轉手、馬及び馬車の馭者、共用運搬車輛の車掌として傭使することを禁ずる。
- (二) 酒舗、喫茶店、バー、カジノ、遊戯場(碁會所、球戯場等の如し)、寄席並に劇場、奏樂場、舞踏場に於ける客の給仕に關する労働には十八歳以上の者のみを用ふべきである。又、旅館、料理店、及び簡易料理店に於ける給仕は男十六歳以上、女十八歳以上とする。前記の商賣に於ける十八歳未満の者は午後九時より午前七時迄の夜業を禁止すべきである。
- (三) 前記の商賣に於ては父母又は法定後見人の監督を受けつゝある十五歳の少年又は少女を傭使しても差支なく。

(四) 病院、療養院に於て(イ)患者に接觸する仕事(ロ)傳染の危険ある仕事(患者の着衣その他の洗濯等)に兒童を傭使してはならない。

一、最後に雇傭契約満了後に於ける被傭者並に労働者の行動の制限に關して、彼等は製造上又は業務上の秘密を雇傭主の競争者その他に漏洩し若くは不正なる競争行爲に従事し協力することを避くべきこと勿論であるが、雇傭契約終了後その労働者が自身營業をなすこと、他の雇傭主に就職すること、他の團體又は組合に加入すること等を禁止する條項を契約書中に挿入するも、それは無効である。

### 官吏組合 全國聯合 大會

フランス官吏組合全國聯合は大會を一九二六年十二月二一―二三日、巴里に開いた。官吏の俸給及び賃金の改正問題に關する報告書は四八九票對一八六票にて可決されたが、是は俸給、補償金、昇給制度の衡平化、俸給の改正(一年最低一萬八百フラン最高十萬フラン)、白耳義と同様な滑計表の採用、鐵道従業員標準ボーナスの即時引上(一二%より二五%とし、最低一月二百フランとすること)等を要求するものであつて、各種労働者團體と提携してその貫徹に努め、罷業をも辭せずとなしてゐる。



書記ローラン氏の討議に際しても、聯合内に二個の潮流あることが推測されたが、其後の討論に於て明かに(一)議會行動、政府との提携協調、政府指名の委員会への参加を主張するものと(二)統一労働總同盟(C.G.T.U.)と協同戦線に立たんとするものと二派に分れたが、遂に次の如き労働總同盟(C.G.T.)へ復歸せんとする執行委員会の提案が四三二票對二二六票にて可決された。

此の提案は労働運動に於ける左右兩翼の統一が達成の見込なきのみか、同聯合内部に於ても左右兩翼の對立抗争は益々尖鋭化せることを述べ、しかも官吏聯合の當面の問題は單獨の存在を許さず、一時も早く大同團結に進まざるべからざるを理由として、労働總同盟に復歸することを是認し、役員に對し次の權能を與へてゐる。

- (一) 遅くも本年五月一日迄に労働總同盟に加盟すること。
- (二) 遅滞なく、且つ總同盟と協議の上、他の官吏團體(遞信従業員、鐵道従業員等)に協同戦線を提議すること。
- (三) 社會的反動勢力への對抗運動の基礎を即時に検討すること。

### 新サンチカリスト總同盟

戦前のC.G.T.の傳統を繼承せるサンチカリスト一派は、戦後分裂獨立せる共產系の統一労働總同盟(C.G.T.U.)に加盟したが、その後再び分離して、自由聯合主義の單獨組合として活動を繼續して居つた。それらのサンチカリスト一派は、更に新しい全國總同盟を組織して、之を「サンチカリスト革命労働組合總同盟」と稱し、フランスを代表してベルリンの國際労働者協會に加盟することとなつた。新總同盟を構成せる組合員の多數は、建築工聯合會に屬する人々であつて、幹部は凡て無政府サンチカリストのみで、今後再び戦前の如き革命的サンチカリズムの運動を開始し、政治を否定せる直接行動の復活を目標として活動する由である。

## イタリア

### フアスシスト労働組合發展

かねてフアスシスト労働組合總聯合本部では機關紙發行の計畫があつたが一九二六年五月八日愈々發行を見たその「情報通信」第一號によれば、フアスシスト派労働組合員數は一九二四年百七十六萬四千三百九十二人であつたが、一九二五年には増加して



二百十五萬五百十一人に達したと云はれて居る。尤もファシスト組合は必ずしも労働者のみの組合ではないので、右の数字によつて労働運動の勢力をトすることはできない。

尙ほ右の情報によればファシストの政權獲得後イタリアに於ける失業者は漸次減少したさうで、即ち一九二二年二月には全國失業者合計五十七萬六千二百四十八人なりしが翌二三年二月には三十二萬七千八百九十二人となり、二四年二月には二十五萬九千三百六十人、二五年には十五萬六千六百五十九人、二六年は十二萬五千八百三人となつたといふ。

ファシスト労働組合總聯合本部では四月二十一日以來その機關紙 *Lavoro d'Italia* を日刊とした。この機關紙發行の資金は總額二百四十五萬リラであるが、他に全國の加盟組合七十六團體の賺出金一萬リラも之が經營費に充當されて居る。

### ファシスト産業團體公認

一九二六年四月三日附の労働組合公認法、並に同年七月一日の同法施行規則によつて、次の産業團體が公認された。

ファシスト労働組合全國同盟會

伊太利産業ファシスト總同盟會

ファシスト銀行總同盟會

ファシスト商業總同盟會

ファシスト農業全國同盟會

即ち之に依つて、一方に於て工業、農業、商業、陸上運送、内地水航の各職業に於けるファシスト労働組合、銀行員組合、及び智的労働者の全國聯合が認められ、同時に之に加盟せる團體も亦公認されたと共に、他方に於て左の雇傭主團體が公認されたのである。

産業總同盟會に所屬する全ての團體、銀行總同盟會に所屬せる全國的金融機關協會、地方的金融機關全國協會、私的銀行家全國協會、庶民銀行全國同盟、仲買人全國協會。

### 産業團體

#### 公認追加

伊太利の新労働組合法に依つて公認された團體は更に次の諸團體が追加された。

(一) 海上及空中運送企業ファシスト全國同盟

(二) 陸上運送及内地水航ファシスト全國同盟

(三) 海上及空中運送被傭者ファシスト獨立聯合

これにて伊太利産業團體の骨組は完成された譯である。即ち筋肉及智的労働者は單一な聯合體(フ



アシスト労働組合(全國同盟)に所屬させられ、唯一つ前記海上及空中輸送被傭者のみが獨立別箇の聯合を有するに對し、雇傭主側は工業、銀行、商業、農業、陸上運送及内地水航、海上及空中運送の六個の全國的大同盟を形成してゐる。

團體省新次官ポツタイ氏は最近記者との會見談に於て、労働組合公認法は一の自由法とも稱さるべきものとし、團體省は官僚的な嚴格な性質のものではないと述べ、本法の施行を監督する爲、少數の檢察官を選抜すべく、又各大同盟の會長を定期的に同省に招集して會議を催す意嚮であると附加へたムツソリーニ氏も最近シカゴ・トリビューン記者との會見の席上「伊太利議會は今や形成の途上にある新國家の一表現となり、選舉權は各同盟によつて行使される。即ち市民は選舉人としてではなく、労働者及び生産者としてのみ投票し得るであらう」と述べてゐる。

### フアスシ スト恐 怖政治

一九二六年十月三十日ポローニアの一青年が折柄同市訪問中のムツソリーニ首相を狙撃した暗殺未遂事件以來、全國は殆んど恐怖政治の状態に陥つた。「治安維持」の目的を以て新しい刑法は制定せられ、皇族及び首相の生命、健康及び個人的自由を害せんとするもの、國家を外國に屈服せしめ又は國家の獨立を碍げ或ひはその統一を危からしむるもの

政治上又は軍事上の秘密を漏洩するもの、叛亂を企て、又はそれに參加し或ひは内亂を煽動するものは凡て死刑に處せられるのみならず、以上の行動に參畫し或ひは新聞によつてそれらを煽動するものも處罰せらるゝこととなつた。一方地方フアスシト黨員の復讐運動は、盛んに行はれて名士の被害も夥しく、例へばベネット・クロチエ氏の如きはその有名なる圖書館を焼打にされ、其他アルツロ・ラブリオラ、ボルチガ、パオロ・スカルフオリオの諸氏も、それ〴〵襲撃さるゝに至つた。

斯くて全國の反フアスシト團體は全部禁止されることになり、最近ローマに設置されたる國際運輸労働聯合會の海員部本部も官憲の搜索に逢ひ、ゼノアの海員聯合會は解散され、會長たる前社會黨代議士デウリエツチ氏は檢擧され、資金は沒收となり、反對黨代議士は全部除名の上、一部は檢擧されるに至つた。

イタリアの労働組合運動中央機關たる労働同盟(C.G.L.)は、一九〇五年從來各地にあつた労働會議所(Camere de Lavoro)と職業別聯合會(Federazione dei Mesiere)とが聯合して組織したもので、由緒ある歴史を有する有力なる團體であつたが、本年の新組合取締法施行以來禁止されてその消息を絶つに至つた。本年はその二十年記念祭に該當する年であつたが、その時發表になつ



た統計を左に掲げて、波瀾多かりし沿革を忍ぶこととする。

年 度	加盟組合員数	年 度	加盟組合員数
一九〇六	一五〇、〇〇〇	一九二二	四〇一、〇五四
一九一九	一、二五九、〇六二	一九二三	二二二、〇一六
一九二〇	二、二〇〇、一〇〇	一九二四	二〇一、〇四九
一九二一	一、二二八、九一五		

# ロ シ ア

## 金屬労働組合第七回大會

一九二五年十一月一八—二六日、モスコウに於て金屬産業労働組合の第七回大會が開かれ、六十八萬八千人を代表する五百三人(内婦人三十二人)の代議員出席の下に、賃金生産高、労働法制、及び住宅問題を議した。

金屬産業の情勢——に關し最高經濟會議々長ヂエルジンスキー氏は大會に報告して曰く、一九二四—二五會計年度(自十月一日—至九月三十日)間に金屬産業生産高は三億八千三百七十萬ルーブル即ち戦前の四八%に達し、一年間に生産能率を倍加した。一九二五年の豊作は農民の購買力従つて

その金屬産業製品の需要を増大した。従來、此の産業は國家(主として鐵道)の註文を充たす丈けの官僚的機關に過ぎずして人民の需要の大部分を充たし得なかつたが一九二五—二六年度の生産計畫に於ては、内國市場の甚しき攪亂を避くる爲に前年に比し六六・六%方の増産を計上した。是れ現在に於て最大限度の増産計畫であるが、新に要する労働者十二萬人に對する住宅の缺乏、缺陷多き設備燃料及び原料の缺乏等の困難があるから、果して十分計畫を遂行し得るや否や疑しい。斯くて氏は労働者の國家的自覺と勉勵とを期待してゐる。

賃金と生産高——の二問題が最も論議された。代議員の大多數の意見は生産高が可成りに増加したために賃金増給は當然であるのみか必要にさへなつたと云ふにある。最高經濟會議の統計局より供した資料によれば、無制限出來高給労働制の採用された一九二四年の七月—九月以後、労働者の平均一日生産高及び賃金は左表の如くであつた。(單位戦前ルーブル)

時 期	労働者一人一日生産高 ルーブル	賃金(一九一三年ヲ一〇〇トス)
一九二四年七月—九月	三・九〇	—
同 年十月—十二月	四・四九	六四・五
一九二五年一月—三月	五・三九	六二・〇



生産増加運動の基礎は生産の一般水準の増加と出来高給制度の無制限適用とであつた。此の兩對策は一九二四年八月十九日、共産黨によつて採用され同年十一月の第六回労働組合大會によつて承認された。この爲に労働者の生産高は増加したが、その賃金は約一ヶ年間固定されしかも時には低落を見た。昨年の夏には實質的に多少上つた觀があつたが、此れは主として生計費の一時的下落によつたものである。

大會代議員は、金屬産業の生産計畫に於て労働力二〇%（金屬労働組合の計算によれば二五%）の増加を期待してゐるに拘らず殆んど賃金増加の見るなきに對し、不満足を表してゐた。討議の模様によつて見るに、労働者は生産水準と出来高給制の水準とが餘り雇變改されるに驚いたやうであつて、モスコイ代議員の一人の如きは「最低生産水準が定り、労働者が之に達すると、忽ち引上げられる。斯る事が毎週と言はぬまでも毎月行はれる。吾々はこんな風に操られたくはない。」と述べた。又、労働者は出来高單價の改訂の度に絶えず賃金が引下げられはしないかと不安の念に驅られるとか、代議員として出發の労働者から必ず賃金増額と單價の据置とを確保せよと委任され來つたとか、

種々の議論があつた。

斯くて大會が最後に採用した決議も「此の上の生産増加は機械及び製造方法の改善によつてのみ得らるべく、何よりも第一に賃金を増す必要がある。」ことを強調した。

**全露労働組合中央評議會**

汎露労働組合第六回大會によつて選ばれた全露労働組合中央評議會はその第三回總會を一九二六年二月六—十一日モスコウに開いた。

開會の辭に於て、中央評議會議長トムスキー氏は、總會の任務は第十四回共産黨大會に於て決定された労働組合問題を實行に移すにあり、述べ、次の諸問題を特に強調する所があつた。

- (イ) 農村に於ける事業
- (ロ) 労働組合基金の取扱上の節約及び改善
- (ハ) 労働組合役員の選舉
- (ニ) 労働組合と共産主義者教育及び宣傳事業
- (ホ) 労働者の協同運動



(へ) 賃金政策

特に最後の賃金政策が最も重要な實際問題であらうと述べてゐる。

組合の缺陷——中央評議會書記ドゴドフ(Dogadoff)氏は一九二五年七月十八日附の評議會週狀を總會に想起せしめ、しかも今尙廻狀の精神たる「労働組合デモクラシー」の原則を誤解し役員選挙の公正を缺くものあることを難じた。總會は一決議を可決し、共產主義時代の戦術(例へば役員候補者の官選、役員選挙の批評の嚴禁等)を斷然すべて抛棄し労働組合のデモクラシーを實施するの必要を力説した。

労働者俱樂部——教育及び宣傳事業に就ても種々の缺陷を認めた。例へば俱樂部の如きも教育及び宣傳の外に労働者の娯樂に供するを目的とするが、年少者のみが芝居茶話會等に利用するのみであつて、成人労働者は顔も出さない。是は彼等は休息や慰安を欲するのに俱樂部の役員は宣傳の方のみをなすからである。又俱樂部の役員も選挙に依らぬ所が多いので兎角官僚的に流れる。例へば支那革命の報告等がなされるが、現實の問題は殆んど取扱はれない。總會は俱樂部が將來巧妙に利用さるべきことを強調し労働組合中央評議會がその收納金の少くとも一割を俱樂部基金に支拂ふべし

とした。

財政状態——に就て總會は嚴重な節約が必要であると決した。又、俱樂部及び失業者に對する補助金を増加し得る様になる爲組合役員の数に減する件を考慮する要ありと決した。尙組合員の失業問題は次回の總會に於て十分攻究さるゝ豫定である。

労働組合の統一——に就ても考慮した。中央評議會は英露委員會の活動を甚大なる興味を以つて注視しつゝある。この英國労働組合の外にも尙ほ、フィンランド及びノールウェーの労働組合も亦ロシアの労働組合と接觸しつゝあり、いづれも英國の労働組合同様に、國際的統一を目的とする如くである。

直接の目的は先づ労働組合の國際的會議を成立せしめるにある。此の會議の成否は他の労働組合の態度、殊にアムステルダムの労働組合國際聯合(I.F.T.U)の態度如何に依る。労働組合國際聯合との關係は依然たるものがあり、書面の應酬は繼續されてゐるが、兩者とも各自の立場を固守しつゝある。

報告者は更に、外國労働者の代表の訪露は全露労働組合中央評議會の國際的労働組合統一の運動



と密接に關連して居ると述べてゐる。一九二六年二月迄に八ヶ國に屬する總計五百十五名の外國労働組合代表がソヴィエツト・ロシアを訪問した。彼等の訪問によつて組合の事務は繁忙を極めたがその結果は驚嘆に値する。代表者はロシア労働者の生活状態に就て良好な印象を得て歸り、之が實際的労働者運動の統一の念を強め且つ廣めること莫大なるものがある。

中央評議會は來る九月八日開かるべき英國労働組合會議に招待を受けてゐるが、中央評議會側も來る十一月又は十二月に開かるべきロシア労働組合第七回大會に英國労働組合會議の一般評議會を招待するに決してゐる。

### 建築労働者組合大會

建築労働者組合（建築用材産業の労働をも含む）は一月二十七日から二月七日迄第七回大會を開いた。大會は豫定の期日より早く開かれたが、是は全露労働組合中央評議會が建築労働者組合の活動を前年中觀察した結果、組合の活動を不十分と認められた爲であつて、中央評議會は内部組織の缺陷、労働者保護の不十分等を指摘する決議をなして居る。

建築労働者組合は、一九二五年に於ける建築の好況と農村から労働者が流込んだことゝに因つて急激に膨脹し、一九二五年の四月から十月迄の半年間に組合員三十一萬四千人から五十七萬五千人

に上り約八割三分の増加を示したが、組合は斯る大發展に備ふる途を知らず、眞に組合の闘士とも目すべき者は三百名中に一名あるか無しである。組合の教育事業、宣傳事業、及び所謂組合活動なるものも組織不備である。その他建築労働者組合が季節労働者を排斥し彼等の保護を忽せにすることも指摘されてゐる、その結果季節労働者は一日五〇カベツクの低賃金で一日十六時間の長き労働をなすの止むなきに至るのである。

建築労働者組合中央委員は組織上の缺陷は輕微なりと述べたが、中央評議會の内部組織部々長メルニチエンスキー氏は彼等が缺陷の事實を認めざる頑強な態度を攻撃し、彼等が事務的な見地からのみ組合行政をなすことを責めた。

### 農林労働者組合大會

一月一八日から三〇日まで、モスコウに於て、農林業労働者組合の第五回大會が開かれて、八十三萬三千人を代表する七百名（内百三十名は發言權のみにて決議權なし）の出席を見た。三年前に開かれたる第一回大會以來、可成り多くの變化が起つたのであるが、殊に一九二五年四月二十三日の農業に於ける賃金労働を公認せる法令は、その最も著しいものである。



此の命令の發布以來、農業労働者は激増し、爲に本組合は役員不足、收容力の缺乏等によつて活動意の如くならず、當初の遠大な希望即ち「農林業労働者」を全て包含せる大組織たらんと望みを充たすことが出来なかつた。従つて大會に於ても役員に對する種々の不満や組織上の連絡の缺陷等が指摘された。

大會は、現状の下に於て、本組合は農林労働を打つて一丸とする抱負を一旦抛棄し組合加入は阻止出来ないにしても、加入の際十分の選擇を行ひ、農村プロレタリアトと及び準プロレタリアトのみの加入を許すことに決した。次に中央と地方支部との連絡に就ては今後本部員の地方巡察を頻繁にして地方からの正確な情報を徴して地方的情態を熟知する様にすること等が決められた。

**労働組合** 全ロシア労働組合中央委員會の發表によれば、全國の労働組合員數は、一九二四年

**員増加**

から一九二五年の十八ヶ月間に於て左の如き増加を示して居る。

一九二四年四月一日現在 五、八二二、六八三  
一九二五年四月一日現在 六、九五〇、四八四

一九二五年十月一日現在 七、八四六、七八九

即ち右の期間中に於て二百〇二萬四千百〇七人(三割四分餘)の増加を示して居り、今や全國労働者の九割餘が組合に参加して居る。

ロシアの組合は、目下二十三の産業別聯合會に組織されて居るが、左にその内譯を掲げる。

農 林	七八〇、六八三	製 紙	三六、六八三
鑛 山	三二六、三八一	製材木工	一四四、九〇〇
皮 革	一〇八、〇〇八	金 屬	六八六、三九三
製本印刷	一〇〇、六九〇	食 料	三六六、二六二
製 糖	七〇、四七三	建 築	五七六、二二三
機 織	六八五、〇四二	化 學	一九七、三九〇
被 服	五五、三七六	水 運	一三九、〇八五
軌 道	八五六、七一九	地方運輸	一六七、七九二
郵便通信	一〇四、九七〇	藝 術	七五、三四五
保 健	四〇八、二一二	教 育	六〇八、一〇九
事 務	九五五、〇二七	市 廳	二一六、六九〇
旅 館	一六〇、八三八	合 計	七、八四六、七八九

**モスコウ  
インター  
ナショナル  
ル網領**

ロシアモスコウの赤色労働組合國際聯合の中央評議會はその一九二六年の會期中に於て、曩に共産主義インターナショナル執行委員會の第六回會期に依つて承認された次の如き目的宣言を可決した。

最長限八時間の一日労働時間、及び鑛山並に健康上有害なる産業に於ける一日六時間制を確保す



ること。

生活標準のあらゆる低減に對し抵抗し、實質賃金の増加を確保すること。  
國家に依る労働者強制保険を確保すること。

労働組合組織に對する完全な自由、殊に闘争の自由を確保すること。

ファシストの反動及びファシストの労働組合獨占到に反對すること。

租税の負擔を有産階級に轉嫁すること。

労働組合に於ける官僚主義の精神に反對しデモクラシーに賛成すること。

労働組合内に於ける思想の自由に賛すること。

階級間に於けるあらゆる形相の協調を排撃すること。

兩性のすべての労働者並に年少労働者を労働組合へ加入せしめること。

各國に於て單一なる労働組合組織を結成すること。

ソヴィエツト聯邦共和國の労働者とその他諸國の労働者との間に密接な關係を促進すること。  
東洋及び西洋の労働者間に於ける理解を促進すること。

階級協調機關たる國際聯盟及び國際労働局に反對すること。

戦争に反對すること。

共産黨及び社會黨に屬する労働者と政黨に屬しない労働者との間に資本主義に反對するための友誼的同盟を結ぶこと。

各國、各民族、及び大陸の労働組合を包含する單一インターナショナルを結成すること。

評議會は、所屬各團體及び他の團體内の革命的少數派が各、自國の特殊な事情、その地方の要求及び各産業部門に於ける情勢を考慮に入れた上、前述の綱領を基礎として行動計畫を作成すべきことを求めた。

### 鐵道從業員組合大會

ロシア鐵道從業員組合の第八回大會は一九二六年三月十日モスコウに開かれ、九二二、一八七人の組織労働者を代表する六五六名(内二〇五名は顧問の資格)の代議員が之に列席した。數人の外國人代表者も參列した。討議の内の主要な題目は賃金労働訓練及び労働保護の三問題であつた。その概要は次の如くである。

賃金 一九二六年の始め、鐵道從業員の平均毎月賃金は五八・三〇チエルヴオーネツ・ルーブルに



て約二七戦前レベルに等しかつた（一九二六年二月一日現在の生計費指数は一九一三年を一〇〇として二二〇であつた）。この金額は一九一三年の賃金の七四％に過ぎず、又従業員の賃金は他の工業労働者よりも増加程度遅いにも拘らず、今日増給は全く望なきが故に、組合としては小賣物價の低減によつて現在賃金の實質價値を維持するに努める外はない。運輸委員會は賃金増給の見込なき説明をなして『革命後客車及び貨車の建造が停止された爲め車輛類は不良な状態にあり、常設路線、橋梁及び停車場の修繕に多額の経費を要する。然るに鐵道収入は一九二五年中には四一％の増加を見たに拘らず、未だ收支不足にて、運賃の値上をなしたが、それにも收支はまだ償はない。一九二五年末に於て、客車及び貨車三萬輛、機關車五百輛の不足を告げ、止むを得ず老朽車を使用してゐる。國營産業よりの材料の供給不十分なると労働者の個別的生産高の減少との爲に車輛類の修繕も豫定通りに進捗しない』と述べてゐる。その外、賃金支拂の遲滞勝ちなことや、技術職員部長等の待遇が悪く事務の負擔苛重にて、たゞさへ不足せる熟練職員が他の職業に轉すること等が指摘された。

労働訓練 組合長及び運輸委員會は、一九二五年十月一日から一九二六年二月一日迄の四ヶ月間

に鐵道事故の爲三十一輛の機關車及び七百輛の客車及び貨車が破壊されたことは主として職員の粗漏及び不注意に因ると述べたが、代議員は之を反駁して、技術部員の員數不足にて職務を遂行し得ないことを挙げた。地方の小停車場にては信號手が一人で掃除夫、貨物手、開札手を勤め、助役が帳簿掛り及び出納掛り迄勤める由である。しかし運輸委員會は事故を少くする爲に共同責任制を採用し、事故突發の際は直接責任者のみでなく、關係路線の驛長、助役、及び保線監督にも責任ありとするに至つた。

労働保護 主席労働監督官の報告によれば、労働法制の違反件數は依然多く、殊に労働時間に關する違反が多くある。一九二五年中、鐵道従業員及び鐵道工場労働者の總數の七五％即ち六十五萬人が總計八百二十萬時間の時間外労働をなした。例へば一ケ年最高三萬時間の時間外労働を認可された某線の如きは十萬時間の時間外労働をなした。又繼續二十四時間の週休を守る鐵道路線は殆んどなく、機關車運轉手及び車掌の如きは繼續二十時間乃至二十四時間の勤務をなす有様である。鐵道監督官の數も亦不足であつて一人當り五百キロメートルの監督に當つて居り、彼等の注意命令は路線經營部によつて少しも實行されて居ない。



労働組合中央評議會

一九二六年六月中開かれた露西亞労働組合中央評議會の全員會議に於て、労働委員會労働保護部々長カプラン(Kaplan)氏はロシアの労働状態に關する一報告書を読んだが、その要領を摘記すれば左の如くである。

労働時間 一九二五年中の平均労働時間は七・六時間であつて、殆んど全部(九六%)の年少労働者は一日六時間労働をなしてゐる。然乍ら超過時間の利用は廣く行はれ、所謂ロシア本土地方の労働者の一六%は九時間労働を行ひ、ウクライナ地方の労働者の三〇%は一日九時間乃至九時間半の労働を行つて居る。

超過時間は特に金屬及び鑛山業に於て行はれ、金屬産業労働者の七〇%は常に毎月四十時間の超過時間を爲し(一ケ月中の労働日数は最高二十六日、最低二十日、平均二十三日)ドネツ盆地々方では炭鑛坑内労働者は労働法典の規定せる六時間労働を行はないで、平均して七、八時間、時には九時間からの労働を爲す。鑛業及び金屬産業に於ては繼續四十二時間の週休は履行はれず、鑛山及び工場の中には常時一週七日間作業を爲す所もある。

登録された失業者が百萬を越ゆるに拘らず、以上の如く労働時間の延長が行はれる理由を挙げれば次の如くである。

(一) 工場住宅その他の建物難——居住設備の缺乏並にその損壞のため現在より多くの労働者を雇傭し得ないこと。

(二) 熟練工の缺乏——殊に金屬産業に多し。

(三) 労働者が稼得額の増加を喜ぶの餘り、普通賃金の一倍半を支拂はれる超過時間並に日曜の労働を歓迎すること。

カプラン氏の述べる所に依れば、若し國營産業の統制者及び労働者をして自分の眞の利害を充分理解せしめたならば、法規違反や超過時間の妄用を一掃するは易々たるものであると。更に氏は、日曜休業を遵守しない工場に於ては労働者が屢他の週日に缺勤し、爲に生産高の上に甚だ障害を生ずると述べてゐる。超過時間の濫用並に之に起因する労働者の疲勞は、災害事故の増加並に製品々質の劣惡の一原因である。

婦人及兒童 婦人及び年少者(即ち十六歳より十八歳迄の者)の保護は大體良好であるが、労働法典の最初の規定は嚴格に失し産業に於ける婦人労働全滅の虞があつたので、已むを得ず之を改正し



たのであつた。

即ち、婦人の夜業は、最初は禁止されて居たが、後には許可され、又婦人は或る種の過剰な労働にも従ひ得るに至つた。更に、主として現行法制の嚴酷なる爲徒弟被傭数の減少を來し、斯に年少者の傭使に關する法規を改正するの要を生じた。工匠は近年に於ては熟練工を養成する唯一の雇傭主であるので、彼等が年少者を傭入れることは容易に出来る様にされた。産業に傭使される年少者の法定強制比率（一九二二年ロシア労働法典第二百二十三條に依れば徒弟の数は労働委員會が全露労働組合中央評議會及び當該産業部門の中央經濟當局者と決議の上定めたる數を下ることを得ない）は常に遵守されてゐるとは限らないが、徒弟數の減少が停止したといふ事實は一の改善であると見做されてゐる。

年次休暇 大體此の方面の法規は可成り遵守されてゐるが年次休暇に代へて金錢を支給する例が度々見受けられるが、此の事は労働者の健康上甚だ有害であるとカプラン氏は述べてゐる。

季節労働 季節労働者に關する法規の違反は非常に屢起り殊に農業及び建築業にそれが甚しい。事茲に至る罪は主として労働監督官及び労働組合の負ふべきものゝ如く、彼等は此の方面に於て非

常にその義務を怠りつゝある、カプラン氏は、ソヴィエツト政府當局は近く季節労働者保護に關する新法律を公布する意嚮であると告げてゐる。

安全及災害 安全設備は改良の餘地多く、安全装置の大部分は古くなり、既に更新される要がある。工場建物の多くは不良であり、現在の換氣具、手洗器具及び安全装置は甚だ不適當である。

カプラン氏の意見に依れば、産業の組織が改造され新工場が建設されつゝある現在に於て、産業關係當局は労働監督官の指示する所に更に意を用ふべきであり、新建設物の建造を始める前に監督官の認可を求むべきである。然るに最近明かになつた事實は之と相違してゐる。即ちコーカサス地方の石油工場に於て最近二回の爆發が起り數名の労働者が死亡したが、之は労働監督官の技術上の忠言に注意しなかつたから起つたものである。

一般に災害は多數な上に益々増加しつゝあるが、その原因は（一）工場その他の設備の不完全、（二）労働者、殊に新參労働者の不注意、（三）不適當な労働監督、（四）技術監督官の指示する修繕並に改良を工場支配人が遂行しようと欲しないことにある。

労働委員會の月刊機關紙「労働問題」に依れば、労働監督官一人災害報告平均數は一九二二年に五



一・七件、一九二三年に七六・八件、一九二四年に一六五・一件、一九二五年に二〇四・一件と累進的に増加してゐる。勿論統計機關が改善され集計に遺漏なきことも斯る結果の現はれる一部の原因をなすと言はれてゐるが、同時に災害數が絶えず増加しつゝあり殊に一九二四年から二五年にかけて著しいことも確かである。更に、社會保險基金の統計によれば、一九二五年一―九月の九ヶ月間に被保險労働者千人に付四九・四人の災害が起つた。前年同期の計數は三六・三であつた。此等の災害から起る労働不能の期間は平均十日である。産業關係當局者の計算に依ると、一九二四年に於て労働延日數十萬日に付九、五一〇件の災害事故があり、内七、三五〇件は労働不能の傷害を來し、その内三日以上の労働不能を生じた場合が五、六六〇件に上つてゐる。致命的災害(事故發生後二十四時間以内に死亡したる場合を云ふ)は二百二十八件に上つてゐる。一九一一年には三日以上の労働不能を生じた災害數は労働延日數十萬日に付三、三四〇件であり、致命的災害は百四十四件であつたが故に、現状は戦前よりも劣悪である。一九二五年中も災害(労働延日數十萬日に付)が逐増したことは次の統計の示す所である。

一 月 二、一七〇件

四 月 二、二〇〇  
 七 月 二、八四〇  
 九 月 三、一七〇  
 十一月 三、三三〇

一九二四年並に一九二五年中の災害を原因別に表示すれば次表の如くである。

原因	一九二四年	一九二五年
健康不良	〇・五	一・五
労働者の放心	一・四	一・一
無經驗	四二・六	三三・九
注意粗漏	五・四	五・〇
安全設備の欠除	六・三	六・六
労働條件の不適	一三・六	一三・二
機械の缺陷	四・九	七・一
原料の缺陷	五・〇	五・三
労働組織の無能	一・二	〇・八
	一一・三	九・九



其の他

七・八

一五・六

計

一〇〇・〇

一〇〇・〇

(一) 労働者の放心に因る災害は計數に現はれた程大きくないと推測される。蓋し産業統計擔任者は屢原因不定の災害を労働者の放心に起因するものに分類する傾向がある。

討議 各方面の労働組合よりの代議員が参加して討議が行はれたが、その模様から見ると、労働組合は労働委員會の活動を不充分なりとし、若し委員會にして更に國營産業を威壓し更に現行法令の遵守を嚴重に監督するに於ては、災害件數は激減するであらうと考へてゐることが明かになつた。代議員中には、今や公然の慣習たらんとしつゝある超過時間に關する妄用を斷然廢止するの必要を力説した者もある。更に、労働者の疲勞並にその災害は週休が嚴格に遵守されて居ない産業部門に於て甚しいのであるから、日曜休業の遵守に對しては十分意を拂ふ要があると述べられた。

決議 全員會議の可決した一般決議中に曰く「最近労働者保護の方面に於て改善ありたるに拘らず、工場 of 技術的並に衛生的状態は依然として不良であり、時には労働者の生命を危険に瀕せしめる場合すらある。」尙續けて、斯る状態は主として現に産業が闘ひつゝある財政上の困難、労働者保護問題に無關心な産業當局者の態度、及び不適當な労働監督状態から起るのであると述べてゐる。

然るに労働状態の改善によつてのみ個人の生産高の増加を所期し得るのであるから、労働組合及労働委員會は一層労働者保護に留意すべきであり、殊に次の諸點は大切である。

- (一) 労働者保護立法に對する産業當局者の態度を變更させ、彼等が節約と云ふ口實の下に産業的建設物の改良費を減ずる如きことを禁ずること。
- (二) 大規模産業に於ける衛生的並に保健的施設の全部的改造に即時着手すること。
- (三) 國營産業の經營部員の熱心を促進する目的を以て、社會保險掛金の支拂に就てスライディング・スケールを設け、衛生及び安全施設に著しき改善の跡ある企業に對しては掛金率を減じ、之を怠れるものに對しては掛金率を増すこと。
- (四) 新建設物は凡て労働保護部職員の監察並に認可を受けしめ、且つ企業の作業開始には必ず豫め技術監督官及び保健監督官の許可を要すること。
- (五) 災害の防止に特に注意すること。此の爲に技術的安全施設の監督を増加すると共に、安全法規に違反して災害を生ぜしめ又は之を生ぜしめる虞ある産業行政當局者並に企業の經營者をすべて處罰すること。



(六) 労働委員会並に労働組合は産業並に産業行政上超過時間に對し猛烈に反對し、之と共に労働者及び雇傭主が賃金を増す爲に労働時間法を犯す場合労働組合は全て斯る企てに斷乎として反對すべきこと。更に週休期間の不遵守を絶滅することは最も肝要と考へられる。

(七) 労働監督官を絶えず轉動せしめることは労働監督上悪影響あるを以て、監督官を一定の職に長く在任させ又彼等を充分なる理由なくして免職せざる如き處置をとると、監督の資格の標準を高める爲め充分な資格を具備する組合員のみを之に任ずる。又、農業並に季節労働者に對する監督事務を改善することも極めて必要である。最後に監督官吏の命令を企業側が必ず遂行する様に斷然たる措置をとる要がある。

(八) 終に臨んで、一般評議會は、労働者が安全法規に従ふ様に之を説得する爲に、彼等の間に宣傳することに依つてのみ、災害數を可成りの程度に減ずることが出来るかと考へるものである。

### 労働組合

### 大會報告

一九二六年十二月モスコウに開かれた第七回露西亞労働組合大會は、その議題と云ひ、協議の範圍と云ひ、實に露西亞の社會生活並に經濟生活上一大事件であつた。先づ大會の協議した問題は次の如くである。

(一) 勞農ロシアに於ける労働組合運動の現勢 (トムスキー及びドガドフの二氏報告)

(二) 労働状態 (労働委員会委員長シュミット氏報告)

(三) 産業状態 (最高經濟會議々長クイビチエフ氏報告)

(四) 労働者協同運動 (全露消費組合中央同盟議長ルビモフ氏報告)

(五) 賃金及び團體協約に關する政策 (アンドレーフ、ウラヂミロフ二氏報告)

(六) 教育及び労働組合宣傳 (エフレイノフ氏報告)

大會の仕事全部一度に報道することは難かしいから、如上の報告並に之に續く討議を個々に要約して行かうと思ふ。以下に於ては、労働状態に就ての労働委員会委員長シュミット氏の報告を掲げるであらう。

失業 漸増の趨勢にあつた失業は一九二六年に於て産業の回復によつて四十萬の新労働者を吸収し得たに拘らず、依然繼續し、一年以前より十萬人を増加し、一九二六年末には労働紹介所は百二萬三千人の登録失業者を有して居る。その職業大別は次の如くである。(單位千人)

熟練労働者

二一七

二一・二%



智的労働者	一八四	一七・九
鐵道従業員、海員、艇員、郵便電信従業員	四一	四・一
不熟練労働者	五二七	五一・五
其の他	五四	五・九
合 計	一、〇二三	一〇〇・〇

以上シュミット氏の説明の外に、労働組合に登録された失業組合員百萬人以上を加ふれば總計二百萬を超えるが、紹介所への登録をなさない季節労働者若くは一年に半分位しか仕事のない半失業季節労働者を加へると其數は莫大なものがあるであらう。その中には自由労働者、離村農民、歸郷を肯んじない季節労働者、革命により破産せる智的労働者等がある外、シュミット氏の所謂「職業的失業者」即ち各都市を放浪して救済を受けることを業とする者もある。殊に少年労働者の失業は寒心の至りで、青年共産黨員の代表の言によると、十八歳未満の年少者の失業は百萬人に上る由であるが、國營産業は不生産的な年少者の傭使を嫌ひ、十八歳以上の者を年少者なりと詐り傭使する等の奸策を用ひ、法定數の年少者を傭使して居ない。

代議員の批評 代議員は大體労働委員長の説明を承認したが唯、熟練労働者、例へば金屬労働者印刷工、纖維労働者等の間の失業は報告者の述べる所より甚しきものあることを指摘し、且つ殆んど全ての討議者は労働委員會並にその輔佐機關たる労働紹介所の活動が不充分にて失業に對する闘争に於て遺憾の點多かつたことを攻撃し、労働市場の取締りを要求した。

労働委員長の提案 シュミット氏は之に對して、従前の共産主義的労働市場取締方法に復歸することは不可能なりと答へ其の代り労働組合はその團體協約中に「企業の被傭労働者の九割は労働取引所より募集すること、その他の方法による募集は高級熟練者に限ること」といふ一條を挿入しては如何と提議した。

失業保険に就て手當額の僅少なること 現在手當受領者は事實上、熟練労働者及び長年月勤續者に限らるることが代議員から指摘されたが、労働委員會は失業保険手當受領者の範圍を或る程度迄増加すること、手當額を調整することを聲明する所があつた。失業救済の土木建築事業は經費嵩む割に効果なきも、更に之を組織して一年を通じて行ふ様にすべしとの要求があつた。失業者の協同生産團體は現に二千餘あり九萬の會員を有する。併し多くは收支償はぬ状態にある。労働委員會



は彼等が商業主義的精神に感染することを防ぐ爲、その内成績好きものを地方協同生産組合に合併せんとしつゝあるが、此の政策は大會の反對に遭ひ、大會は此等を國營産業執行機關の統率下に置くべしと主張した。

**勞働者の安全** 産業災害の増加が次第に顯著となりつゝあることは統計的事實より容易に看取し得るが、その原因は(一)機械の不完全及び企業内安全規則の不適なること、(二)産業安全施設に對し國營産業の執行機關が組織的に反對すること、(三)勞働委員會の諸機關が忍耐及び努力を缺くと、(四)工場監督の能率舉らぬことにありとて、大會に於ては此等の原因に就て詳細な批判が下された。

**非筋肉勞働者の不平** 非筋肉勞働組合、殊に商業被傭者及び教師の組合の代表者は甚だ勞働條件不良にして、しかも勞働委員會は全く之を顧みないことを指摘した。即ち商業被傭者の勞働場所の不良、一日平均三百名の華客に接すること、勞働時間の長いこと、工場監督官が少しも國營店舗並に協同組合企業を臨検しないことが擧げられた。此の外醫師組合は勞働時間の長きに失する點を非難した。此の勞働時間の點に就てはその他の組合からも續々非難が起り、鐵道從業員代表の如き

は「我等は恰も勞働立法なきが如くに搾取されてゐる」と述べた。

### 一九二五年勞働年統計

ロシア勞働省の爭議統計では、爭議を二種に區別して、(一)團體協約締結の爲め生じたものと、(二)既に締結せる協約の適用又は解釋が原因となつたものとに分類し、前者の場合に於ては該協約の適用を受くべき勞働者全部を爭議關係人員と見做して居るに反して後者の場合では直接關係のみを計上して居る。且左に掲出する數字は、爭議調停法の適用を受けたもののみで、殊にロシアでは私有企業の外は原則として罷業は許されてゐないので、それは計上してない。又運輸業の爭議も除外してある。

原 因	協定作製	從業條件
爭議件數		
一九二四年	二、一一七	三、二二九
一九二五年	三、二三九	八、五八一
關係勞働者數		
一九二四年	一、五六五、〇〇〇	二、八六八、〇〇〇
一九二五年	二七〇、〇〇〇	三〇三、〇〇〇

勞働省所管の調停裁判所に附議された爭議件數は比較的少いが爭議としては重大のもののみであった。即ち一九二五年の第一種の爭議合計三千二百三十九件中調停裁判所の取扱へるものは僅かに



七十四件であるが、一件の平均関係人員は二萬二千八百八十七人（全部の件数の平均関係人員は八百八十五人）であつた。又第二種の争議總件数中調停裁判所に附議せられたものは二十二件しかないが、その一件平均人員は二千七百三十一人（全部の件数の平均三十五人）であつた。第二種に属する争議の多数は、少数の労働者しか関係せず、件数合計の四割七分は関係人員一人であつた。原因別の百分率を見ると左の通りである。

原因	件数百分率		関係労働者百分率	
	一九二四年	一九二五年	一九二四年	一九二五年
第一種争議				
賃銀	七九・五	七六・六	九〇・八	八九・五
賃銀率	七一・六	六六・九	七六・四	六四・四
其他	一四・三	二六・二	二八・〇	五六・六
企業者側の負擔金	二九・九	四一・四	四〇・二	四八・〇
工場委員会	一一・二	一三・一	一一・二	一一・四
教育費	一七・九	二一・六	三四・八	二九・五
労働者保護	一四・六	二四・八	二二・四	二九・二
医療	一九・五	一八・四	二三・八	二五・二

従業時間	一・三	一・八	一三・二	七・〇
作業服	四・四	一一・九	六・二	一九・七
年次休暇	一〇・一	一四・二	五・二	一六・七

第二種争議				
賃銀	五七・四	六六・二	四二・七	四三・三
賃銀率	一九・八	二〇・四	二二・二	一八・四
支拂延滞	三・三	一一・二	六・三	一・四
雜	三一・七	三八・〇	一四・七	二四・五
企業者負擔金	一一・二	〇・八	一一・七	一四・六
雇傭及解雇	一八・六	一八・八	〇・七	一一・一
労働者保護	六・八	六・二	三九・九	三一・八

結果別の百分率を見ると、一九二五年に於ける第一種争議中賃銀率に関するもの件数二九・九%は労働者側に有利なる解決を得、一七・〇%は雇主側の有利、五三・一%は妥協であつた。其の他賃銀関係の争議では、三六%は労働者側の有利、二九%は雇主側の有利、三五%は妥協であつた。企業者側の負擔金に関する争議件数は、結果別にすると左の百分率になる。

原因	件数百分率
工場委員会	五五・三
教育費	四四・〇
医療	三六・八
失業手当又 休暇手当	四五・七
その他	一四・三



労働組合及び労働者運動

雇主有利	一七・二	二二・一	二九・二	三一・三
協	二七・五	三二・九	三四・〇	二二・〇
安				

一四四

次に第一種争議中労働時間に關するものは件数の四七・四％は労働者側有利、三一・％は雇主側に有利なる解決を得た。

第二種争議中賃銀率に關するもの結果別件数百分率は労働者側に有利のもの五〇・二、雇主側に有利のもの二六・六、妥協に終りしもの二二・二であつた。之を一九二四年に比較すると、労働者側に有利なる解決を得た件数は多くなつて居るが、關係人員は減少して居る。その他の賃銀關係の争議は、労働者側に有利な解決を得たもの五五・四％、雇主側に有利なりしもの二六・六％であつた。雇主側の支拂負擔金に關する争議の多數は労働者側に有利なる條件で終つて居るが、唯醫療（救急施設、齒科治療等）に關するものみは、雇主側に有利なるが、妥協で解決してゐるものが多かつた。従業時間に關する争議の五割一分八厘は労働者側に有利な結果を見たが、この關係人員は全人員の九割九分四厘に達してゐる。休暇問題に關するものは六一・八％は労働者側有利、約二五％は雇主側有利の解決を見た。雇傭及び解雇問題の争議件数中五九・八％は労働者側有利であつたが三五・九％は

雇主側の勝利に終つた。

オーストリア

労働組合  
全國委員會

オーストリアの労働組合中央團體たる労働組合全國委員會 Reichsgewerkschaftskommission の一九二五年度報告によれば、同年は同國經濟界の不況甚だしく、失業者の増加も未曾有であり、従つて委員會加盟組合員も甚だしく減少したのであつた。

左に一九一九年以來加盟組合員の數を各年に於ける平均失業者數合計と比較した表を掲げる。

年 度	男	女	合 計	失業者數
一九一九	五七八、九八三	一九三、一六三	七七二、一四六	一四七、一九二
一九二〇	六八五、六四五	二一五、一七五	九〇〇、八二〇	三二、二一七
一九二一	八一八、二三七	二六一、五四〇	一、〇七九、七七七	三二、四一八
一九二二	八一七、二三七	二三二、七一二	一、〇四九、九四九	七九、〇九四
一九二三	六九二、八三九	二〇三、九二四	八九六、七六三	一四三、九六二
一九二四	六三七、一〇四	一九〇、九八四	八二八、〇八八	一二六、五一八
一九二五	六二一、五九三	一八五、九二二	八〇七、五一五	一八三、六二六

オーストリア

一四五



右表によつて一九二四年と一九二五年とを比較して見ると、二萬五百七十三人（二・五パーセント）の減少を示して居るが、しかも一九二五年の合計には同年中新たに加盟せる市町村従業員聯合會員三萬二百五人が計上されて居るので、もし之を計算に入れないときは、減少はもつと甚しくなつて居るのである。一九二五年末の組合員合計中五十二萬一千九百六十七人は筋肉労働者であるが、十一萬五千八百五十五人は私營會社の俸給労働者で、十七萬九千六百九十三人は官公署従業者である。それらの組合員は、聯合會合計四十五團體及び全國的又は地方的組合合計八團體に組織されて居つて、それらの團體の地方支部は合計三千五十團體になる。有力なる組合は、金屬工（十一萬四千六百十九人）、鐵道（八萬六千三百九十九人）、建築（六萬二千二百四十九人）、官公吏員（五萬七百四十三人）、織織（四萬八百三十六人）、飲食物（四萬百人）等である。

財政状態を見ると、一九二五年度收入總額二千五十六萬二千四百五十二シリングに對して支出一千六百八十八萬四千七百七十シリングが報告されて居るが、支出の二割四分六厘は諸手當（罷業手當を除く）として組合員に支給され、二割四分四厘が經營費（俸給、賃借料、其他雜費）に費されて居る。

オーストラリアの人口は一九二三年三月の調査では六百五十二萬六千六百六十一人であるから、一九二五年は人口八人につき一人は中央團體に加盟してゐることになる。

### 社會民主 新労働黨 新綱領

一九二六年十月三十日より十一月三日まで五日間に亘つてリンツ市に於て開催せるオーストリア社會民主労働黨年次大會は、近來注意すべき會合の一であつた。それは同大會に於て新綱領が採用された爲めである。大會の重要議案としては、新綱領の外宗教問題及び産兒調節問題があつた。オーストリアの如きカトリック教徒の勢力強大にして、同國資本家制度の柱石の如き地位を占むる爲め労働者階級間に反宗教的運動の盛なるところにあつては、社會民主黨として之に對する態度を決定し置くべきは、最も必要なことであつて、大會の決議としては、宗教上の信仰には干渉せぬことゝなつた。次に産兒調節に關しては、之は政治問題とは全然獨立して各國で論ぜられて居る事であり、「人類生殖の方法は、今や過去の浪費多き方法から近代的の集約的繁殖即ち出産を少くし、死亡率を低くする方法に進んで居る。労働者階級は必ずしも新マルサス主義を奉ずるものではないが、公益福利事業の改善に専念すると同時に労働婦人の負擔及び苦痛を軽減し、母子によりよき機會を與ふべき手段として産兒調節及び醫學的智識の提供を要



求する」ことになった。

新綱領の眼目である『政權獲得の爲めの戦闘』の一章は、大會に於て當初の草案に對して徹底的の修正を施し、左の如き字句に改められた。

『社會民主黨』——正確には、社會民主労働黨(Die sozialdemokratische Arbeiterpartei)は、既に有産階級の選舉特權を破砕し、君主制を顛覆し、民主的共和國の基を築めた。君主國に在りては、王朝と軍閥と官僚とが支配權を擅有し、而して、事實上、彼等の支配に參與したのは、單に、ブルジョアジー中の最高層即ち大地主と巨財閥とに止まつた。然るに、民主的共和國に至つてはブルジョアジーの全部が、政權(國家權力)を掌握して居る。

「他方、民主的共和國は、労働者階級に與ふるに、政治的同權と運動の自由とを以てし、労働者階級の精神的勢力と自覺とを、著しく發達せしめた。今や労働者階級は、共和國に於けるブルジョアジーの階級支配に對して猛烈なる攻勢を採るに至つた。

「民主的共和國の歴史は、共和國に於ける支配權を獲得せんが爲めにブルジョアジーと労働者階級との間に行はるゝ階級闘争の歴史である。

「民主的共和國に在りては、ブルジョアジーの政治的支配は、復た當年の如き、政治的特權を基礎とすることなく、寧ろ、彼等が、その經濟的勢力に依り、傳統に依り、言論機關と學校と教會とに依り、民衆の多數を、その精神的影響の傘下に掩有し得ることに職由する。若し、社會民主黨にして、克く、這般の影響を征服し、都鄙に於ける筋肉労働者と精神労働者とを結合し、而して、労働者階級の爲めに、彼等と密接なる關係を有する小農、小ブルジョア並に智識階級の諸層を援けて同盟者と爲すの功を成さば、社會民主黨は、一舉にして、民衆の多數を味方と爲すべく、普通選舉の決定に由りて、直下に政權を獲得し得る。

「斯くの如く、民主的共和國にありては、ブルジョアジー對労働者階級の階級闘争は、畢竟民衆多數の同情を獲得せんが爲めに行はるゝ、如上兩階級の苦闘の勝敗如何に由りて決定せらるゝのである。

「斯くの如き階級闘争の途上に於いて、ブルジョアジーは既に衰退に傾き、労働者階級は、尙ほ未だ隆盛に達せず、兩者共に、獨自の力を以て共和國を支配するに足らざるが如き事態を生ずることは、必ずしも絶無ではない。而かも斯くの如き状態に強制せられて、本來相互敵視する兩階級が交



讓妥協を試むることありとするも、斯かる妥協は、由來、資本主義的社會に在りては到底除去すること能はざる階級間の利害衝突に出つて、日ならずして土崩瓦壞すること毫も疑を容れない。此の秋に當り、若し、労働者階級にして、自ら共和國に於ける支配權を掌握すること能はずんば、彼等は、斯種のエピソードの都度に、必ずや、再びブルジョアジーの支配の下に呻吟するに至るであらう。故に、階級間に於ける斯種の妥協は、政權に對する階級闘争の途上に於ける一時的發展局面たるに止まり、決して、該闘争の目標に非るは云ふまでもない。

「社會民主黨は、彼等の戦闘の第一期に於いて、民主的共和國を力得たとすれば、今や、彼等の任務は民衆の多數を労働者階級の指揮下に糾合し、而して、之に由りて、ブルジョアジーの階級支配を覆滅し、労働者階級をして、民主的共和國に於ける支配權を把握せしめんが爲めに民主的戦闘手段を遺憾無く利用するにある。

「社會民主黨が、民主的共和國に於ける支配權の獲得に努力するは、決して、民主々義を廢棄せんが爲めではない。寧ろ、之を、労働者階級に奉仕せしめ、國家の設備を労働者階級の要求に適應せしめ、而して、之を權力手段として利用し、由つて以て、大資本家及大地主の占有に集中せらるゝ

生産手段と交易手段とを彼等より奪取し、之を民衆全部の共有に轉せしめんが爲めに外ならない。

「ブルジョアジーは、決して、自由意志に由りて、彼等の權力的地位より退讓するとはあるまい。彼等が、労働階級に由つて強要せられたる共和國を容認満足するは、畢竟、彼等が共和國を支配し得る間に止まり、若し一朝、普通選舉權が、政權を舉げて労働者階級の掌裡に歸せしめんとするの虞あるか、或は、既に其勢の端緒を看取するや否や、彼等は遽然として、民主的共和國を顛覆し、而して、一個の君主的若くはファシスト的獨裁政治を建設せんとするの誘惑を感じるであらう。

「唯だ、労働者階級にして、あらゆる君主的若くはファシスト的反革命に對して、克く民主的共和國を防衛するに足るとき、聯邦軍隊其他、國家の武装せる團隊が、依然として共和國を保護するとき、唯だ共和國に於ける權力が、普通選舉權の決定に由りて労働者階級の掌裡に歸するとき、斯くしてのみ、始めてブルジョアジーは、復た共和國に對して反抗を敢てすることを得ず、隨つて労働者階級は、甫めて克く、民主々義の手段に依りて政權を獲得行使することを得るに至るであらう。

「故を以て、社會民主黨は、共和國の防禦を目的とし、常住に整然として組織せられたる精神的並に物質的準備の中に労働者階級を維持し、労働者階級と聯邦軍隊の兵士との間に最も緊密なる精神



的結合を助成し此兩者及び其他の國家の武装團隊を訓育して共和國に對する忠誠を遵守せしめ、斯くして民主々義的手段に由つて、ブルジョアジの階級支配を打破するの可能性を、労働者階級の爲めに保有しなければならぬ。

「而かも、社會民主黨が、あらゆる這般の努力を傾倒するに拘はらず尙ほ且つ、萬一、ブルジョアジの反革命が、民主々義を破壊することに成功せんとするの勢を示さんか、労働者階級が、政權を獲得する方法として残るは、内亂の一途のみである。

「社會民主黨は、民主々義の諸形式に於いて、及、民主々義の凡ての保障の下に政權を行使する。民主々義的保障は、社會民主黨の政治が、労働者階級の指導の下に結合せらるゝ民衆多數の不斷の監督統制の下に運用せられ、且つ、這の民衆多數に對して永久に責任を負ふべきことの保障を提供する。民主々義的保障は民衆の最も有利なる條件の下に、且つ、民衆の最も活潑にして自由無碍なる參與の下に、社會主義的社會秩序の建設を實行することを可能ならしめるであらう。

「然れども、若しブルジョアジにして、労働者階級の政權が以て自己の任務と目するところの社會的變革に對し、或は經濟生活の計畫的防害に由り、或は暴力的反抗に由り、或は、外國に於ける

反革命的勢力との通謀に由り、叛逆を試みるならば、労働者階級は、獨裁の手段に由りてブルジョアジの抵抗を破碎するの餘儀無きに至るであらう。

「労働者階級が、民主的共和國に於いて支配權を獲得するは、決して、一個の新しき階級支配を建設せんが爲めに非ずして、却つて、一切の階級支配を廢除せんが爲めである。労働者階級が、その政權に由りて、資本家及大地主の財産を奪取し、彼等の占有に集中せられたる生産手段並に交易手段を、民衆全部の共有に轉ぜしむべき程度に比例して、民衆中の搾取及被搾取階級の區別は除去せられ、之と共に階級支配と階級闘争とは終熄せしめられるであらう。之に由りて、初めて、民主々義は、階級支配の最後の形式より轉じて、最早、互に相反目する諸階級に分割せらるゝこと無き渾然たる民衆の自治と爲り、國家は、階級支配の利器たる事より變じて、結合せる民衆一般の共同團體と爲るに至るであらう」

此綱領の決定的草案を提出したる黨員オット・パウエルは、之を以て「最も民主々義的なる綱領」と稱した。氏は、更に附言して「本草案は、最も明白に、最も卒直に次の事を聲言する。即ち事柄も吾人に關する限り、吾人は、政權獲得の戦闘を行ふに、民主々義の方途を辿り、政權を行使する



に民主々義の手段を以てせんことを欲すると。獨り是のみでは無い。本草案は更に次の事を聲明するものである。即ち事苟も吾人に關する限り、若し吾人にして民主々義の手段に由りて政權を掌握したる曉には、亦、必ず民主々義の手段を以て、民主々義の形式に於いて、並に、民主々義のあらゆる保障の下に之を行使せんことを欲する。換言すれば吾人が勝を制したる場合と雖も、事苟も吾人に關する限り、毛頭他人に對する權力的支配を樹立するの意は無い、寧ろ吾人は、あらゆる民主々義的自由の確保の下に、政治を行はんと欲する者である。蓋し、吾人は、完全なる民主々義的自由を完全に確保することの効果中、最も顯著なるは、プロレタリアートの名に於いて行はるゝ支配が、動もすれば、プロレタリアートを抑壓する支配と爲るの危険から、プロレタリアート自身を保護防衛するに在ることを知悉するが故である。』と云つた。

尙ほ新綱領には、労働立法の原則として次の項目が列挙してある。即ち社會民主黨としては、筋肉及び精神労働者と官公吏との團結の自由を擁護し、工場委員會其他の類似施設及び労働者會議所等の手段によつて産業民主々義を發達せしめ、筋肉及び精神労働者保護を目的とせる現行立法を擁護し、八時間法の嚴重なる施行を要求し、進んで、危険作業の労働時間制限、充分自衛の力なき

労働者例へば徒弟、家内使用人、家内工業労働者、精神労働者、農家雇人等に對する法定最低賃金の制定、業務災害及び疾病の豫防、労働監督制度の發達、有効なる徒弟保護制度、昨年大會にて可決せる農業政策に基く農業立法の改正及び國際労働條約案の採用及び批准を要求することになつた。社會保險に關しては、現行失業保險の範圍を擴張して、農業労働者及び家内使用人にも適用せしめ、失業保險制度の運用を労働者自身之に當らしめ、失業保險に對する國家の補助金は失業の増加に従つて増額せしめ、産業不況期には失業者に對しては失業中特別長期間に亘つて手當を請求する權利を賦與し、操業短縮その他の爲め正規労働時間以下しか従業せぬ者に對しても失業保險給付を支給せしめることを主張して居る。疾病、災害、老廢、死亡に對する社會保險制度を改善して、災害保險以外は農工業の小資本家にも適用することとし、其他労働法典編纂、労働爭議調停裁判所の設置、官公吏服務規則の民主化、癡兵及び戦死者家族の保護、年金制度の改正、労働者雇傭の方法を開發して産業不況を防止すること、國家事業は不況期の爲め保留し置くこと、小作保護法の擁護及び擴張、地方當局による住宅建築及びそれに對する國庫補助、消費者組合による住宅建築及び國內移住、農工業生産者の協同組合と分配組合との密接なる聯絡により資本主義的通商制度の廢



止も要求されて居る。新綱領は、リンツ綱領として將來永久的にオーストリア社會民主労働黨の指導原則とする筈である。

# ベルギー

## 一九二五年統計

一九二五年中に於て終結したる罷業数は合計百八件で、その關係労働者八萬四千二百七十七名、内八萬一千四百二十二人は罷業者にして二千七百九十五人は争議の結果止むを得ず休業せるものである。ロックアウトは合計四件あり、關係労働者数は五百六十六人であつた。左表は之等の數字を産業別に分類したものである。

業別	件数	關係者数		ロックアウト	労働者数
		直接	間接		
機械織	二五	二、九八二	一、九七二	一	九
金具	二一	六、〇六九	二、三六	一	九
木工家具	一一	六六八	七	二	二四六
石材	八	一、五〇五	三〇	一	一

業別	件数	關係者数	労働者数
鑛山	七	五、六九八	一九二
皮革	七	一、四四七	一九〇
硝子	五	三二〇	二
飲食物	四	二五〇	七〇
化學	四	一四五	一
被服	三	三八九	一
運輸	三	一一九	一五
建築	三	五六〇	一
紙業	二	二六八	七
印刷	二	五〇四	七
其他	二	五、二五八	一
其	一	二〇〇	一

右の争議中ロックアウト四件は皆賃銀問題が原因で發生したものであるが罷業は左の如き各種の原因によるものである。

原因	件数	罷業者数
賃銀	六五	六九、八五三
雇傭	二〇	一、九六九

# ベルギー



工場規則	一三	二、四八四
従業契約	六	一、〇三二
協定改正及賃銀問題	二	五、七四一
労働組合	一	一九五
解雇及従業規則	一	一五八

次に争議継続日数を見るに罷業継続一日間のもの五件(罷業者九百二十六人)、二日乃至五日間のもの十九件(三千六百八十人)、六日乃至十日間のもの二十件(千九百七十七人)、十一日乃至十五日間のもの十二件(四千二百九十七人)、十六日乃至二十日間のもの七件(六百十九人)、二十一日乃至三十日間のもの十二件(九百八十一人)、三十日間以上のもの三十三件(六萬八千九百四十二人)である。ロック・アウトはいづれも三十日間以上継続した。解決状態は、罷業は労働者に有利のもの二十三件(二千四百九十一人)、雇主側の勝利に終りしもの五十二件(一萬四千四百四十二人)、三十三件は妥協によつて終結した。ロックアウトに於ては、二件(三百二十人)は雇主に有利に、他は妥協によつて解決したものである。

### 労働組合大会

全国の労働組合の中央機関たるベルチック労働組合委員会の第二十五回大会は、七月三十一日から八月二日迄三日間ブルユツセル市に於て開催された。大会は全国の労働組合二十三團體の代表者二百五十一名の外アムステルダム・インターナショナル代表サツセンバハ氏列席の上會長ソラウ氏の開會の辭を以て開始された。折柄かねて議會に提出中であつた八時間労働制ワシントン條約案が上院に於て大多數で批准された際とて、日程に入るに先立つて、閣員たる社會黨のヴァンデルヴェルト氏及びヴァウテルス氏に謝辭を送るべき決議を通過し次いで書記長メルタン氏の會務報告があつた。ベルチック労働組合運動にとつては、一九二五年は多事多端にして、しかも資本家乃至反動派の迫害壓迫の甚だしかりし年であつて、組合員數も一九二五年末には約二萬五千の減少を見、合計五十五萬二千九十四人となり、殊に建築、機械、金屬及び鑛山の諸産業に於ては組合員の減少著しく、金屬工業及び印刷業の大争議もあつたが、それが爲め各組合では總額二百十九萬六千九百八十七フランの資金を募集して、之を後援した結果、遂に要求を貫徹するが如き事件もあつたのである。

今回の大会に於て問題となつたのは最近いづれの國でも問題にされて居る共產派との合同提案と



最近一二年間に於てベルヂツクに著しくなつて來た反動運動に對する對抗策とであつた。共產派との提携問題については、所謂「統一派」の組合代表から猛烈な攻撃が起つたが、書記長メルタン氏は目下のところでは到底合同の不可能なることを言明したのであつた。

争議中央基金設置案に就ては、かねて労働組合委員会では、調査を行つて居り、昨年度の大会にも問題となつたことであつて、今回の大会に於てその實行手段としてボンダー氏は、目下のところとして重大な争議に際して加盟團體をして特別醸出金を納入せしむべき権能を委員会に與へんことを提案した。しかし大会に於ては之に對する反對意見も出て、中央基金無用論を唱へこの種の資金は各加盟團體にて準備すればよいと云ふのであつたが、討議の結果ボンダー氏提出の前記各加盟團體の醸出による中央基金設置案が採決となり、醸出金額の決定は本部に一任することとなり、尙ほ完全なる中央基金は今一度本部をして調査せしめ、加盟團體の財政状態の恢復次第之を設立することとなつた。

次にフアスシズムに對抗すべき労働者の自衛團組織については、之もかねて本部で調査中であつたが、大会に於けるド・ヴレミンク氏の報告によれば、従來労働黨と共同で組織した赤衛軍に對して

一層之を不方ならしむべき後援の必要ありと云ひ、尙ほこの種の機關を國際的に組織すべき必要あるにより國際労働組合聯合創立二十五年祭を期して大々的の運動を起すべきことを提案した。折柄列席したト・ブルケール氏は、フアスシズム反對運動の方法として、労働者間に反フアスシズムの空氣を醸成し、最も有效なる對抗策を準備し、萬一の場合は全國總罷業によつて挑戦に應ずべきことを提唱し、而して目下組織されて居る自衛團は、防禦機關にして攻撃的の戰闘機關にすべきでないと云つた。その結果、大会は「労働者自衛團組織に對する精神的財政的後援を一層有力ならしめ、去る一月三十一日特別大會に於ける決議に基いて、アムステルダムのインターナショナルと協力し國際的にフアシスト反對運動を起すべく、而して……絶えず少年労働者の組織に注意し、労働組合委員会をして三名の代表者を労働者自衛團執行委員会に列席せしめる」ことを決議したのであつた。

### 白耳義 網領黨

白耳義労働黨は一九二六年十二月末、ブラツセル市に特別大會を開き、黨員が現在の白耳義政府に協力すべきか否かの問題を審議した。

長時間に亘る討議の後、一決議を可決し之を黨の各地方聯合會へ提示することゝなつたが、此の決議中には是迄に到達された成果を水泡に歸せしめない爲、もし近き將來に於て遂行



すべき一定の綱領に就て政府と協定がつきさへすれば、白耳義労働黨は現在の政府を依然援助するであらうと述べてゐる。

労働大臣ジョセフ・ウオーテルス氏は前記の綱領を次の如く要約してゐる。

- (一) 産業災害年金を急速に調節させること。
- (二) 失業基金及び國民緊急基金の基礎を固めること。
- (三) 補助金の平等な分配によつて相互組合を保護奨励すること。
- (四) 老年年金を調節させること。
- (五) 國民低廉住宅協會を復活すること。
- (六) 耕地賃貸借に關する法律を改正すること。
- (七) 附加税を整理し且つ賃金稼得者に對して免除するとの條件の下に、附加税を存続すること。
- (八) 各種の公共教育を發達さすこと、此の場合府縣及び市町村の教育事業を奨励すること。
- (九) 産業災害法を改正し、職業病法を制定すること。
- (十) 鑛夫の助力を仰ぎ全國的協會を設立して、白國鑛物埋藏量の適當なる利用に付準備をなす

こと。

以上の綱領は決議と共に黨の地方聯合會へ提示される筈である。

## スウイス

### 社會黨

### 大會

大戦中第二インターナショナル左派として、あくまで國際戦争に反對し、チンメルワルド大會の中堅として知られたるスウイス社會黨は、國際社會主義運動上特殊の地位を占めて居る。チンメルワルド大會に参加した各國左翼黨派が、やがて第三インターナショナルを組織するや、スウイス社會黨も亦之に加盟したが、その後一九二一年之を脱退して當時ウインナに於て組織された第二半インターナショナルに加盟したのであつた。第二半が、一九二四年のハンブルグ大會に於て、舊第二インターナショナル殘黨と合同して、今日の労働社會主義インターナショナルを組織したとき、スウイス社會黨はこの新インターナショナルには加盟せず、爾來無所屬として形勢を看望しつゝあつたのである。

然るに九月十二日に開催された執行委員會では、愈々労働社會主義インターナショナルに加盟する



ことに決定し、十一月初旬ジエネバで開催した全國年次大會に附議の結果、二四九票對七一票（棄權三一票）で右の加盟を可決することとなり、こゝに再びインターナショナルの一員たるべきことになつたのであつた。尤も大會に於ては、附帯決議として、加盟申込に聲明書を附して、スイス社會黨の綱領と、非議會主義的革命運動に對する信念と、既成政黨との提携反對と、非戰主義との承認をインターナショナルに對して求めることになつた。

従來スイス社會黨中には、第二半インターナショナル系統の絶對平和主義の少數派たる民主主義論と、第三インターナショナル系統の人々があつて、前者は以前から第二インターナショナル加盟に傾いて居つたのであつたが、ロベルト・グリム氏を初め多數の幹部は、加盟尙早論を唱へると同時に、一方第三インターナショナルと聯絡して、全世界の無産者政黨を統一せる一大インターナショナル組織を完成すべき計畫をして居たのであつた。今回の大會に於て、インターナショナル加盟に反對し又は棄權せる人々の意見によれば、第二（労働社會主義）インターナショナル及びその加盟各國政黨は、其規約に於ても又實際運動上に於ても、一九一四年の際の過失を繰返さざるべき跡跡が認められないといふのであつたが、一方加盟賛成者側では、それには先づ加盟して内部からイ

ンターナショナルの組織方針を變更すべしとの考へであつた。然るに今回の大會に於て従來多數派たりしインターナショナル加盟反對論者がその態度を翻して加盟に賛成したのは、國內的の事情があつたのだと云はれる。

従來加盟論者たりし少數派の人々は絶對平和主義であつて、國際戦争は勿論凡ゆる暴力主義には絶對反對であつて、殊に一九二〇年の黨綱領中にある革命主義、別しては無産者獨裁制度にはあくまで反對であつた。それらの人々の意見によれば、多數派の革命主義は農民及び下層中産階級の同情を喚起し得ずとのことで、少數派としては、進んで既成政黨左派と提携すべしと云ひ、現に一部の州では聯立政府をさへ組織して居り、國會議員百九十八名中四十九名を有する社會黨は中央政府に入閣する資格ありとさへ論ずるものがあつた。之に對して多數派では、あくまで右翼政黨との提携に反對して、右派インターナショナルに加盟の結果は、やがて少數派の意見の採用となるべきを恐れて居つたのであつた。

然るに最近各國の形勢は、スイス社會黨の孤立せるを許さず、且社會主義インターナショナル内部に於ても所謂左翼結成の傾向著しくなつたのを見て、こゝに多數派の人々をして従來の態度を



一變して、加盟に賛成せしむるに至つたのである。

戦争反対は、スイス社会黨の終始一貫せる根本基調であつて、この點に於て社会主義インターナショナルの平和運動は、スイスの如き戦争防止の實際的手段の完備せる社会黨の加盟によつて一大勢力を得たと同時に、從來左翼として孤軍奮闘せるイギリス獨立労働黨は、有力なる友僚を得たこととなる。

一九二五年労働組合統計

スイス労働組合總同盟の報告によれば、一九二二年以來經濟界不況の結果總同盟加盟労働組合員數劇減して、一九二〇年十二月末日合計二十二萬三千五百七十二人あつたものが、一九二三年十二月末日には僅かに十五萬一千四百一人にすぎざるに至つたと云ふ。而して一九二四年は經濟界もやゝ好況に向つた爲め、組合員も多少の増加はあつたが、一九二五年再び恐慌時代に入つた結果同年末には十四萬九千九百九十七人を算するにすぎなかつた左に一九〇八年以後の加盟組合員數統計を掲げる。

年 度	組合數	組合員數	年 度	組合數	組合員數
一九〇八	二〇	六九、二五〇	一九一〇	二一	七五、三四四
一九〇九	二〇	六六、一七四	一九一一	二一	七八、一一九

一九一二	二一	八六、三三三	一九一九	二〇	二二三、五八八
一九一三	二一	八九、三九八	一九二〇	一九	二二三、五七二
一九一四	二一	七四、六七五	一九二一	二〇	一七九、三九一
一九一五	二〇	六五、一七七	一九二二	二〇	一五四、六九二
一九一六	一九	八八、六四八	一九二三	一九	一五一、四〇一
一九一七	二四	一四八、六九七	一九二四	一八	一五一、五〇二
一九一八	二四	一七七、一四三	一九二五	一九	一四九、九九七

一方財政状態を見ると、組合員の増減如何にかゝはらず、積立金は漸次増加して居る。即ち

年 度	收 入	支 出	積 立 金
一九一三	二、二三八、四〇七フラン	一、八二五、二八一フラン	二、九八六、三四四
一九一五	一、六一六、五七六	一、五二二、二三六	二、九〇九、〇四七
一九一九	八、〇一四、八七七	六、四二二、一一八	六、七四一、九七四
一九二〇	一一、二七六、一一三	九、五六八、五〇〇	九、〇六九、九四六
一九二一	一〇、五八四、六六一	一〇、二四〇、二九〇	九、一七九、二三一
一九二二	八、九〇〇、一二八	八、九六八、三八九	七、六九四、六八三
一九二三	八、三三〇、五二八	六、七七七、三四六	九、八九八、一八五
一九二四	八、〇七八、六三〇	六、八五八、九四三	一二、二八七、二七五
一九二五	八、三七三、二九七	六、七四七、五九四	一二、七六六、四九五



一九二五年度の支出内譯を見ると、支出總計の四割五分は各種の手當支給に費されて居る。即ち旅費及び失業手當として一割五分八厘、疾病手當として二割二分五厘、罷業手當として七分六厘である。

加盟組合中有力なものは、金屬工及び時計工(四萬二千七百九人)、鐵道従業員(三萬六千五百三十三人)、木工(一萬七千七百五十三人)、官公署従業員(一萬一千三百三十六人)、郵便従業員(七千三百八人)、機械工(七千六百二十六人)である。

## デンマーク

### 總同盟 分裂

全國労働組合總同盟中の有力なる労働組合たりし不熟練労働者聯合會 Dansk Arbejdsmandsforbund では、一九二六年十月二十九日から三十日までコッペンハーゲンに於て、開催せる特別大會に於て、十一月一日以後全國總同盟から脱退すべきことを決議した。同聯合會は加盟組合員約八萬六千人を算して、總同盟中最も堅實なる組合であつた。

由來オランダの労働組合運動は、全國の労働組合員數の多數なるに比して總同盟に加盟せるもの

の少數なるを特徴として居つた。即ちオランダでは組合組織可能な労働者の約九割は、労働團體に加入して居るが、しかもその半數は總同盟に加盟せず、從來不熟練労働者聯合會が加盟せる當時でも、建築業労働組合員にして同聯合會に屬せざるもの約八萬に達して居つたと云はれる。之はオランダでは早くから労働組合運動の發達した結果であつて、それが爲め古い歴史を有する組合は依然として舊式の組織を墨守して、所謂熟練工の排他的組合の勢力は強大であつた。一方不熟練工は、別個の組合を組織して一大勢力を成し、熟練工の組合と對抗する状態で、金屬工組合が不熟練工の加盟を許した時、不熟練労働者聯合會では之に反對したことさへあつた。而して一九二六年初頭に於ける總同盟加盟組合五十一團體その組合員約二十三萬九千人中組合員一萬人以上のもの僅かに六團體にすぎず、十七團體は五百人未滿、十團體は五百人乃至千人である。一方、デンマルクの資本家も亦早くから團結して居る爲め、之に對抗する必要上、總同盟本部は強大の權能を有し、爭議の如きも雇主團體との對抗上凡て全國的となり、その指揮統制權は、總同盟に於て掌握して居るのである。その結果、爭議不成功の際の如きは、やゝもすれば總同盟幹部の失敗として非難され、加盟團體中には總同盟脱退問題が大會毎に提出される状態であつた。殊に不熟練労働者聯合會の如きは



全國的ロツクアウトの際でも必ずしも組合員全部に之が適用される譯ではなく、況んや他の組合の罷業のとき、總同盟の命令の下に罷業に参加せざるべからざる如きは、耐え難い犠牲と見做されて居つたのであつた。従つて、數年以來同聯合會と總同盟との間には確執あり、一九二二年大會には加盟團體の権限擴張を可決して僅かにその脱退を免れたのであるが、一九二五年の大爭議の際の意見衝突の結果遂に愈々脱退するに至つたのであつた。

## スペイン

### 労働組

### 合活動

スペインに於ける労働組合運動は、政治上及び經濟上種々なる障碍あるにかゝらば、最近再び活動を開始し、總同盟では種々なる事業に成功したことが報ぜられて居る。殊に總同盟主催で三月七日から九日までルゴで開催したガリシア農業労働者大會は、今日尙ほ農業本位の國民たるスペインに於ては重大の意味あるもので大會出席に代表者を派遣した地方組合三十二團體は愈々合同して總同盟に加盟することゝなつた。大會中上程された決議中殊に重要なものは、ガリチア農民にして南アメリカに移住して居るものが組織した農民組合と協力策

應すべき問題に關するものであつた、ガリチアの移住民がいかに多數なるかは、年々南アメリカからの送金が約二億五千萬ペセタスに達するのでもわかると云はれて居る。

マヨルカ島の機織工(多數は女工)は、三ヶ月半に亙る大罷業を敢行して遂に雇主側をして組合承認の止むなきに至らしめ、解雇職工を復職し、八時間制を實施する外、賃銀も現状のまゝを繼續することになつた。尤も時間は當分三十分づゝ延長することに協定された。

ビスカヤ地方の金屬工組合では、一九二五年七月中、一九二〇年の團體協定繼續及び賃銀二十パーセント値上を要求し、雇主側の拒絶に會つた結果一部の罷業を見たが、労働局の調停の結果調停裁判所に爭議を附議することゝなり、罷業を中止して、金屬工業の狀況調査を開始したが、裁判所の報告は三ヶ月の期間を経過した後發表され、交渉の上四・三五パーセントの賃銀値上を獲得するに至つた。労働者側では之に反對して居るが、目下不況の際とかく今回の値上は大成功であると見做されて居る。

## ホルトガル



## 労働組合運動

ホルトガルに於ける労働組合運動は歴史も新しく、且最初はバクーニンの無政府主義の系統に属するサンチカリズムの傾向のものであつたため、今日でも未だ有力なる組合組織とてない。サンチカリストの組織した労働組合では、實際的の目的を遂行すべき運動よりも、寧ろ革命主義の宣傳に熱心なる結果労働者の賃銀率は依然として安價で、その他従業員もよろしくない。農業労働者の如きは、かなり有名なサンチカリズムの組合を組織して居るが、しかもその賃銀率は一日十時間乃至十二時間の労働に對して十乃至十五エスクド以上にはならない。その他の産業に於ても條件は悪い。一體ホルトガルの労働組合員数は、サンチカリズム系統のもの約三萬人、社会主義系統のもの約一萬人であるが、未組織労働者の数は約七萬に達して居る。その内には、農民も、手工業者も、又商人も含れて居つて、賃銀の高率で知られて居る鐵道従業員や海員の如きでさへ、一日二十エスクド乃至二十五エスクド（一エスクドは目下英貨約二ペンス）にすぎない。會て賃銀値上の爲め罷業を行つたこともあつたが、職業別の小組合例へば電車従業員の如きの場合の外成功しなかつた。それといふのも労働者の六割乃至七割は無學で、政治や組織運動などには全然無關心であるからである。殊にホルトガルに於て労働組合運動の障礙となつ

て居るのは、教會の勢力であつて、それが爲め組合運動の宣傳などは効力がないと云はれて居る。

ホルトガルには、目下第二（社会黨及び労働黨）インターナショナルに加盟して居る社会黨（黨員二千五百人）があり、労働組合の全國中央團體もあり後者は本部をリスボンとオポルトの二個所に置いて居るが、實際運動としては、専ら労働者の教育及び組合組織に力を注いで、全國の大都市に労働學校を設け、社会黨及び労働組合が共同で經費を負担して經營して居る。最近の革命以前には、無産階級を代表せる國會議員も二名居つたし、市會などでも多少の勢力を有つて居つたが、それも獨裁政府が立つて議會を解散して後はその方面の運動も不可能となつたので同國の労働運動の發達も當分は期待し得ない状態になつて居る。

## ユーゴスラヴ

## 社会黨

セルボ・クロアト・スロヴァニア王國には、セルビア時代から社会黨はあつたのであるが、大戰後舊オーストリア・ハンガリア領の一部と合併してから、それらの地方にあつた地方的社会黨と合同して、今日では南スラヴィア社会黨となつて居る。然し同



黨は創立以來黨勢甚だ振はず加ふるに共産派の内訌や、今でこそ解決はついたが一時クロアト人とセルビア人との對抗争闘などの結果、黨員も脱退するものが多かつた。先年の總選挙の際も、殊にセルビア及びスロヴァニア地方では大敗し、却つて舊オーストリア領のカリオラ地方のドイツ系の人々が優勝を占めたが、それとて一般政局に大なる影響を及ぼす程でなく、社會主義的政治運動はこの新王國では勢力なしと云つてよい位である。南スラヴィア社會黨には、未だ公の機關新聞とてなく、僅かに數種の週刊雜誌あるのみで、マルブルグ發行の最も勢力あるドイツ語の『民衆の聲』でさへ、部數千五百と云はれて居る有様である。

同黨では、一九二六年一月十七日から二日間ベルグラードで大會を催したが、その際、社會黨運動の現状につき徹底的に討議するところあり、最近同國に於ける共産派の凋落、殊に或る地方に於ては全然その影を止めざるに至つた結果、やゝ黨勢挽回の氣運にあること明らかとなつた。大會中一九二五年十月組織された統一労働組合總同盟のことも問題となつたが、總同盟が政治運動に關係せず、絶對中立的立場を嚴守すべき政策をとることになつたに對して社會黨側では之が各種の陰謀攪亂の原因となるべきことを恐れてゐるのである。然しその結果、合同組合の統一され、階級的立場に立つて運動するやうになつたのをあくまで後援すべき決議を可決し、尙ほ總同盟のアムステルダム加盟に對して賛同の旨決議したのであつた。

ユーゴスラヴ政府が、最近漸く反動的傾向を示して、『行政整理』の爲め労働省を縮小し、社會政策的立法を怠らんとせる際、斯く社會黨側が労働組合に好意を有する一方、總同盟側では社會黨の協力を期待する状況にあることは、注目すべきである。

## ブルガリア

### 労働組合

バルカン諸國の労働組合運動は、大戰後共産派の活動と反動政府の壓迫との結果支離滅裂の状態にあつたが、最近アムステルダム・インターナショナルの斡旋の結果去る

### 運動統一

四月九日及十日の兩日に亘つてソフィア市に於てバルカン労働組合大會を開催し、こゝにバルカン諸國に於ける労働組合運動統一の基礎定まると同時に、一方アムステルダム本部では同大會の決議をブルガリア、ギリシア、ルーマニア及びユーゴスラヴの政府に提出して、從來の労働政策に對して再考を求むるところがあつた。その後ブルガリアでは、左右兩派の労働組合幹部間



に合同の交渉行はれし結果、最近遂に七月下旬その實現を見るに至つた。

ブルガリアでは、大會後、從來アムステルダムに加盟せる改良派系統のブルガリア労働組合總同盟と共産派に屬せる「獨立労働組合」との間に交渉を開始し、その結果全國の労働組合は其組合員の多少を問はず聯合して、單一の總同盟を組織し、尤も從來對立せる左右兩派の中央團體は各々從來のまゝの權利を保留するものとし、各加盟組合及び總同盟は全部政黨から獨立して、且組合員としてはその政見、政派、年齢、性別國籍の如何を問はず、筋肉及び非筋肉作業に従事する凡ゆる労働者を加入せしめることとなつた。而して新總同盟の目的として、團體交渉權獲得、八時間制、夜業廢止、日曜休業、社會立法、物價調節、失業對策、産業別組合組織、工場委員會制度等を掲げ、之等の目的達成の爲め團體運動、機關新聞、大會、罷業、ボイコット、集會、示威その他合法的手段に訴へることとし、組合員は一定規律の範圍内に於ては思想言論の自由を保障され、組合の組織は民主的中央集權主義に基くこととし將來各組合は産業別インターナショナルに加盟することになつて居る。斯くしてブルガリア労働組合運動の統一は完成したのであるが、ルーマニアに於ても、ブルガリアと殆んど同時に合同交渉開始せられ、目下交渉中である。

バルカン諸國に於ける今回の労働組合統一運動は、單に分裂せる組合の聯合統一の實現に止まらず、大戰終了當時以來勢力を有した共産派系統の労働運動の一轉機として重要な事件であつて、しかもその漸次成功しつつある背後にアムステルダム・インターナショナルの活動あるは注目すべきことである。

### ポーランド

#### 一九二五年労働争議統計

一九二五年中に發生した罷業件数は五百三十二件で、之が關係労働者數合計十四萬八千五百二十七人、損失從業日數一百二十八萬四千五百五十三日であつた。之を前年度の件數合計九百十五件、關係人員五十六萬四千三百三十四人、損失日數六百五十四萬四千八百五十二日に比較するときは、凡ての點に於ては減少を示して居る。左に結果別に分類して見ると、

年 度	成 功	不 成 功	不 明
一九二四	五八六	二九五	三四
人員	二〇九、七九六	三三八、〇六二	一六、二七一
ポーランド			一七七



労働組合及び労働者運動

一七八

一九二五 件数 三五二  
人員 八四、三八二

一六六  
五一、〇三六

一四  
一三、一〇九

一九二五年中に於ける罷業件数を原因別にするとときは、左の如くなる。

原因	件数	關係労働者数
賃銀 其他	四四五	九六、七四二
時間及従業條件	二六	三一、五〇一
特別労働者雇傭	四九	七、五四八
同情 罷業	六	八、六〇四
其他	六	四、一三二
合計	五三二	一四八、五三七

尙ほ一九二五年中に於て罷業の最も頻發した産業は、機械業(八十四件)で損失日数合計二十九萬八千〇六十六日に達し、金屬機械工業之に次ぎ件数八十二件損失日数二十九萬二千九百八十七日が報ぜられて居る。其他農業及び冶金業も損失日数に於ては、各々合計二十萬日以上に達して居る。

一九二五年中には、以上の争議の外ロツクアウトは合計六件あり、關係労働者數一千〇四十七人損失労働日數三萬七千五百〇三日である。

## フィンランド

### 労働組合大会

フィンランドの労働組合全國聯合は目下アムステルダム又はモスコイのいづれのインターナショナルにも加盟してゐないが、一九二六年五月三日から八日までヘルシンギンダフオルスに開催せる年次大会は労働組合員として共產主義者及び社會民主主義者が將來依然として協力し得べきやの問題を決定するものとして重大なる會合であつた。

抑々一九二〇年當時のフィンランド労働組合は、同年末に近く國內の動亂及びそれに續いて恐怖政治の實施された結果大多數は共產派に屬して居つたが、その後共產黨の禁止されるに及んで共產主義者は労働組合に潜入を努め社會民主主義者の排斥を行ひ、果てはアムステルダムから脱退して一九二二年の大会には赤色インターナショナル加盟をさへ決議するに至つたのであつた。尤もモスコイ加盟決議は今日迄種々なる理由から實行されなかつた。

全國の労働組合中の社會民主黨系統の人々は、その後、反共產派大會を開催して新綱領を作製し之を今回の全國大會に附議することになつた。斯くして全國に勸説して社會主義綱領の採擇に努め



たのであつたが、大會出席代議員選挙の結果社会民主党側代表は議席合計七十五の中僅かに十七しか獲得し得なかつた。大會の席上それらの十七名の代議員は孤軍奮闘その提案七項中五項までを採決せしむるに至つたのは注目すべき事件で、之は實に共産派中に共産派の態度にあきたらざるものゝあつた結果である。

フィンランドには、右派政黨たるスウェーデン黨（スウェーデン人を代表せるもの）、聯合黨（保守黨にして前王黨をも含む）、農民黨、進歩黨（保守黨左翼）と、無産政黨たる社会民主党及び共産黨あり、各々人種、宗教、政見を異にせる結果、労働組合では將來政黨から獨立し、組合としては政黨に財政的援助を與へず。且純然たる政治運動には参加しないことになつた。

社会民主党組合員は、今回大會に於てアムステルダム加盟を決議せんことを欲したのであつたが投票の結果之を可とするもの僅か十五票なりし爲め失望せざるを得なかつたが、一方モスコイ加盟決議は正式に撤廢することゝなつた。採擇となつた決議によればフィンランド労働組合は原則としては各國労働組合の國際大會を開催して新インターナショナル組織を可とするさうで、それが爲め幹部は引續き英露委員會との交渉を繼續することになつたが、目下のところ依然としていづれのイ

ンターナショナルにも加盟せず唯各労働組合に於て産業別インターナショナルに加盟することを勧告して居る、而して從來提携せしスカンデナヴィア諸國の労働組合との關係を一層緊密にすべきことが決議されたのであつた。社会民主党系組合員はいづれのインターナショナルにも加盟せざる決議には反對し今後ともアムステルダムに加盟すべき運動を繼續すると云つて居る。

總務委員會はジュネブの國際労働會議に出席すべき労働代表の任命權を賦與されたが、共産派では從來の如くあくまで國際労働會議には反對して居つた。今回全國總務委員會に選出された委員中社会民主党に屬するもの三十名に達し、會て共産派の爲め排斥された社会民主党總裁マツチ・パーシフォリ氏は總務委員會長となつた。

尙ほ、今回の大會に於て決議として採用された事項には、地方組合加入宣傳、労働者教育同盟との提携、失業者救済及びロシア避難民問題、失業及び養老保險法制定、労働者災害補償制度設置（之は從來全然施設なし）、少年労働者保護法、及び徒弟契約法制定などがあつた。